

大学機関別認証評価

自己評価書

令和4年6月

福井大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	8
領域 2	内部質保証に関する基準	18
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	40
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	55
領域 5	学生の受入に関する基準	65
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	72
	基準の判断 総括表	72
	教育学部	73
	医学部	78
	工学部	84
	国際地域学部	89
	共通教育部	93
	福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科	106
	医学系研究科	111
	工学研究科	116
	国際地域マネジメント研究科	135

I 大学の現況、目的及び特徴**1 現況**

- (1) 大学名 福井大学
(2) 所在地 福井県福井市文京3-9-1
(3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部、医学部、工学部、国際地域学部
大学院課程	医学系研究科、工学研究科、連合教職開発研究科、国際地域マネジメント研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和4年5月1日現在）

学生数	学部3,978人、大学院964人
教員数	専任教員数：607人、助手数：5人

2 大学等の目的

(1) 理念

格致（かくち）によりて人と社会の未来を拓（ひら）く

(https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/about/philosophy/)

本学では、社会から頼りにされる、活力ある「世界に通じる地方総合大学」の実現に向け、全教職員の共感性を高め、果敢に挑戦していくための道標として、令和元年度に上記の理念を制定した。「物事の道理や本質を深く追究し、深く学問を修める」を意味する「格致」は、近代福井の礎を築いた松平春嶽公が揮毫した本学所有の「格致」の額面に由来しており、本学学生の学びと人格育成における指針であるとともに、教職員の研究・教育・社会貢献等における指針ともなっている。

理念の制定とあわせ、本学の未来像を具現化する「福大ビジョン2040」を策定し、県内より世界に至る様々な地域において、そこに集う人、並びに社会の未来を拓くことに主体的にかかわり、貢献することを目指している。

(https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/about/fukudaivision2040/)

併せて、学部等の理念を定めている。

<教育学部>

新しい時代に生きる子どもたちの未来をひらく教師をめざして

<医学部>

愛と医術で人と社会を健やかに

<工学部>

夢を形にする技術者、IMAGINEER をめざして

<国際地域学部>

未来志向で、地域に織り込む世界へのまなざし

<附属病院>

最新・最適な医療を安心と信頼の下で

<附属学園>

夢をもち未来を生きる子の育成

(https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/Philosophy_20200129.pdf)

(2) 目的及び使命

福井大学の目指す教育・研究・医療及びこれらを通じた社会貢献

福井大学は、学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践することを目的とします。

(https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/about/philosophy/)

本学は、学校教育法の主旨に沿った教育研究上の目的を福井大学学則及び大学院学則に、以下のように定めている。

福井大学は、学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践することを目的とする。

(福井大学学則第1条)

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(福井大学大学院学則第2条)

(3) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

学部・研究科においては、それぞれの特性に沿って基本的な目的を規程等に定めている。

<教育学部>

本学部は、学校教育を取り巻く様々な課題に対して、高い専門性ととも実践的的力量をもって積極的に取り組むことのできる学校教員の養成を目的とし、教育科学や関連する諸科学の学際的総合的な研究成果によって広く社会の発展に寄与することを使命とする。

(福井大学学則(平成16年福大学則第1号)第2条第3項の規定に基づく教育学部における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的)

<医学部>

本学部は、理念に基づき、人間形成を基盤に生命尊重を第一義とする医の心の態度を体得するとともに、世界水準の医学および看護学の知識と技能を修得し、地域社会や国際社会で活躍できる医療人および研究者を育成する。

(福井大学医学部規程第2条)

<工学部>

工学部では、グローバルな視点で夢を描き、それを形にできる技術者を「グローバルイマジニア」と呼び、人材育成の基本コンセプトとしつつ、安全で安心な社会の創造のための基礎的な知識・教養、幅広い専門知識に裏打ちされた高度な専門能力に加えて、歴史や文化、習慣の違いを超えて世界の人々と協働し、倫理観を持ち主体的に行動できる総合的な能力を持つ技術者・研究者を養成する。また、工学部では、安全で安心な社会の創造に寄与することを目的に、広く工学全般にわたって教育研究を行い、その成果を社会に還元する。

(福井大学学則(平成16年福大学則第1号)第2条第3項の規定に基づく工学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

<国際地域学部>

本学部は、地域の創生を担い、グローバル化した社会の発展に寄与できる人材を育成するために、以下の能力を修得できる教育研究を展開することを目的とする。

(1) 現代の地域社会や国際社会の抱えている諸課題を理解、分析するために人文社会科学分野に関わる専門性と学際性に裏付けられた幅広い学識と自然科学分野の基礎的知識。

(2) 地域や社会の抱える現実の課題についての探究と解決に取り組むことのできる能力。

(3) グローバル化が進行する社会・地域の中で、広く世界を知り、多文化の中で主体的に生きていけるために必要な英語能力、多文化理解能力。

(福井大学国際地域学部規程第2条)

＜福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科＞

本研究科は、21世紀の学校を協働して実現する学校改革のリーダー養成を目的とし、そのためのマネジメント・協働実践力のあるプロフェッショナルとしての教師の力量形成を図ることを目的とする。

（福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科規程第2条）

＜医学系研究科＞

高度な医学及び看護学の知識を修得し、高い水準の医学研究を遂行できる研究能力や先端的で高度専門的な臨床技術を提供できる実践能力を身につけ、高い倫理観と豊かな人間性のもと、人類の健康福祉と社会福祉に貢献できる医療人を育成することを目的とする。

（福井大学大学院医学系研究科規程第2条）

＜工学研究科＞

工学は、科学技術の創造を通して、人類の幸福に寄与する役割を担う。工学研究科では、確かな専門知識と高い倫理観を有し、自然や環境と調和した人間社会の豊かな発展に貢献できる高度専門技術者や研究者等を養成する。また、地域の研究拠点となることを目的に、基礎的研究から最先端技術の開発まで、工学に関わる幅広い学問分野の教育研究を推進する。

（福井大学大学院学則（平成16年福大学則第2号）第4条第3項の規定に基づく工学研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的）

＜国際地域マネジメント研究科＞

本研究科は、グローバル化の進展に関連して、地方の企業や自治体が抱える諸課題の解決に挑戦する優れたマネジメント・リーダーの育成を基本とし、そのために必要な国際的な視野と専門知識、および事業の企画・運営に必要な実践的能力と語学能力を含む交渉力を備えた地域人材を養成することを目的とする。

（福井大学大学院国際地域マネジメント研究科規程第2条）

3 特徴

(1) 沿革

本学は、平成15年10月に旧福井大学と福井医科大学とを統合し、3学部から構成される大学として設置された。教育学部及び工学部の前身である旧福井大学は、昭和24年5月に発足し、学芸学部と工学部が設置された。一方、医学部の前身である福井医科大学は昭和55年4月に開学し、昭和58年10月には附属病院が開院した。平成28年度には本学や地域の国際化を牽引する学部として「国際地域学部」を、令和2年度には地域の企業や自治体が抱える諸課題の解決に挑戦する人材を育成する専門職大学院として「国際地域マネジメント研究科」を新設した。現在、本学は、学部として、教育、医学、工学、国際地域の4学部から、大学院として、医学系、工学、連合教職開発（専門職大学院）、国際地域マネジメントの4研究科から構成されている。

(2) 特徴

本学卒業生・修了生の就職率は複数学部を有する国立大学の中で14年連続1位であり、採用後の離職率も全国平均の3分の1以下と非常に低く、高い就職率と定着率を誇っている。また、福井県の教員、医師、エンジニアのそれぞれ3分の1以上を本学卒業生・修了生が占めており、地域の持続的発展を支える人材育成の中核機関として重要な役割を果たしている。これは、最多の原子力発電所、特徴的な技術を持つ企業の集積、子どもの高学力、健康長寿、幸福度日本一などの特性をもつ地域に立脚する唯一の国立大学法人として、地域社会に軸足を置きつつ、グローバル化社会で活躍できる高度専門職業人の育成、優れた科学的価値の創出、産業の振興、地域医療の向上等に取り組んできた成果である。

第3期中期目標期間においては、機能強化の方向性に応じた重点配分の枠組みとして「重点支援①地域のニーズに応える人材育成・研究の推進」を選択し、以下の3つの戦略に基づいた取組を進めた。

【戦略1】入試改革と教育の国際化等を通じた、地域が求める特色あるグローバル人材の育成

【戦略2】特色と強み、地域特性を踏まえた研究分野における「知」の創出と研究拠点形成

【戦略3】教育・産業・医療等における知の拠点としての地域創生の取組の推進

中でも、戦略1のもと、本学は、入口から出口までを見据えて、入試改革により優れた学生を選抜し、国際通用性を有する教育課程のもと、地域一体型教育を推進すると共に学生の国際交流を拡大し、語学センターや国際地域学部の組織整備による国際化、PBL教育の積極的導入等の改革を通じて、グローバル化社会における地域創生を担う人材の中核的育成拠点となり、地域が求める優れた高度専門職業人や特色あるグローバル人材の育成を進めている。

特に、本学の強みである教員養成分野では、附属小・中学校を統合して国立大学法人初の「義務教育学校」を設置した。教職大学院においては、全国に類のない学校・教育委員会と連携した大学院として「学校拠点方式」の運営を進め、平成30年度には県境を越えて広域にわたる全国初の連合教職大学院「福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科」を設置した。特に、これまでの成果も一助となり、平成4年3月に本学が「教員養成フラッグシップ大学」に指定されたことは特記される。また、最多の原子力発電所が立地する地域特性を活かし、原子力安全工学分野において世界で活躍できる高度専門職業人の育成・輩出にも取り組んでいる。これらの取組や成果により、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る達成状況評価結果において、教育活動に係る大項目「教育に関する目標」の達成状況は「中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある」と高く評価された。

さらに、戦略3のもと、初等中等教育から社会人までをカバーした学びの支援、産学官金民連携の推進、附属病院を中心に超高齢化社会に対応する総合地域医療の推進と地域との連携による先進地域医療ネットワークの構築等を通じ、本学は、教育・産業・医療の分野において知の拠点として地域創生の取組を進めている。特に、COC+事業では、責任大学として、県内全ての4年制大学および福井県・産業界等と一体となり、地域の持続的発展に貢献できる人材の育成と地域への定着に取組んできた（中間・事後評価において「S」と高く評価された）。COC+事業の継続・拡充を図るため、県内全ての高等教育機関と自治体等による新たな協議体FAA（ふくいアカデミックアライアンス）を平成31年度に、さらに地域連携プラットフォームともいふべき「未来協働プラットフォームふくい」を令和3年度に発足させ、産業界、自治体、教育界、医療界等と連携して地域の持続的な発展に向けた地域課題の解決に取り組んでいる。これらの取組や成果により、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る達成状況評価結果において、大項目「社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標」の達成状況は「中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある」と高く評価された。

今後は、学長のリーダーシップのもと、「福大ビジョン2040」の具現化を目指し、「ひとづくり、ものづくり、ことづくり」における地域の中核的拠点機能並びに地域医療の拠点機能を一層強化し、地域の創生と持続的な発展にさらに貢献することとしている。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 国際地域学部の設置 基本計画書		
	1-1-1-02 教育学部の改組 名称変更の概要		
	1-1-1-03 工学部の改組 設置計画の概要		
	1-1-1-04 連合教職大学院の設置 設置計画の概要		
	1-1-1-05 国際地域マネジメント研究科の設置 基本計画書		
	1-1-1-06 工学研究科（博士前期課程）の改組 基本計画書		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目1-1-1] 【平成28年4月 国際地域学部の設置】
 大学進学先としての人文社会系の受け皿が極端に少なく、また、製造業が多く海外展開を余儀なくされる等の福井県の地域事情に応えるために、新たに「国際地域学部」を平成28年度に設置した。3つの新基軸の教育（(ア)海外留学の全員への推奨と徹底した英語教育、(イ)地域の企業・自治体と連携した地域密着型課題探求プロジェクト、(ウ)医学部・工学部との連携による幅広い学識を培う文理融合型教育）を柱に、「グローバルアプローチ」と「地域創生アプローチ」の2つの視点からの学習プロセスを用意し、学生の主体的な学びと国際水準での教育を実現している。
 本学部は、地域の国際化を牽引する役割を担うとともに、学生は、地域と協働で地域の課題解決に取り組み、企業等から高い評価を得ており、7割が福井県内に就職する等、地域の活性化に大きく貢献している。

[分析項目1-1-1] 【平成28年4月 教育学部の改組】
 ミッション再定義も踏まえて、地域科学課程を廃止するとともに、学部を教員養成に特化し、学部の理念・目的をより明確にした。引き続き、教育に携わる高度専門職業人として活躍できる実践型教員育成を行うため、平成28年度に「教育地域科学部」を「教育学部」に名称変更した。併せて、国立大学における小学校教員養成の重要性に鑑み「初等教育コース」と「中等教育コース」の2コースに改組した。
 本学部では教科や教育学の専門性を深めることに加え、学校現場等での実践活動を初年次からカリキュラムの中心に据え、新しい学校教育の課題に対応できる教員としての実践力を育成している。改組に伴いカリキュラムも一部再編し、地域社会のニーズに応じた新しい科目等を組み込み、高度専門職業人としての教員養成機能の強化に取り組んでいる。

[分析項目1-1-1] 【平成28年4月 工学部の改組】
 ミッション再定義を踏まえ、高度情報化やグローバル化、社会システムの変革が進行する中で、安全・安心な社会を実現するための学びを深める「モノづくり、コトづくり、ヒトづくり」をコンセプトに、平成28年度に従来の8学科から5学科に再編する改組を行った。
 改組に当たっては、地域が特に強みを持つ産業への人材供給を一層進めるため、「機械・システム工学科」の中に「原子力安全工学コース」を、「物質・生命化学科」の中に「繊維・機能性材料工学コース」を設けるとともに、低学年時に複数の専門分野の基礎を横断的に学び、学年が進むにつれてより専門性の高い知識を身に付ける“Late Specialization”の考えを取入れた新しいカリキュラムを導入している。

<p>【分析項目1-1-1】【平成30年4月 連合教職大学院の設置】 連合教職大学院として「福井大学大学院 福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科」を、教育学研究科の教職大学院への一本化に先んじて、平成30年度に設置した。 参加大学は、教師教育改革の全国モデルとなっている「学校拠点方式（学校現場を学びの場とする本学独自の教育方式）」による本学の専門職養成プログラムを、県境を越えて受けることが可能となった。基幹大学である本学も異なる基盤を持つ2大学と連合することにより、学校拠点方式の拡充と更なる機能強化が図られた。また、海外における教師教育高度化支援や国際的な教師教育ネットワーク構築を進め、平成28年度よりアフリカ諸国から多数の教育研修生等を受け入れている。</p>			
<p>【分析項目1-1-1】【令和2年4月 国際地域マネジメント研究科の設置】 福井県の高等教育環境や地域各界のニーズを踏まえ、地域の企業や自治体が抱える諸課題の解決に挑戦する優れたマネジメント・リーダーを育成することを目的として、新たに教職・法科大学院以外の専門職大学院として北陸地区初の「国際地域マネジメント研究科」（修学期間2年）を令和2年度に設置した。 本研究科では、2年間の修学の間、「地域と世界の現状と課題を知る科目」、「マネジメント能力、リーダーシップの育成に必要な専門知識に関する科目」、「語学力・コミュニケーション能力に関する科目」を履修し、「海外実地研修」により国際感覚の醸成と履修科目の内容の体得を図る。こうしたカリキュラムを通じて、国際的な視野と専門知識、事業の企画・運営に必要な実践力、及び語学力・交渉力を備えた人材を養成している。</p>			
<p>【分析項目1-1-1】【令和2年4月 工学研究科（博士前期課程）の改組】 平成5年度に修士課程を改組し、区分制の博士課程（博士前期課程と後期課程）を設置し、平成25年には社会的ニーズの変化に応え、より実践的な高度専門技術者を育成するための改組を行ったが、その後大学を取り巻く環境は大きく変化している。そこで「将来の産業構造の変革に対応できる教育体制の構築」を目指し、工学研究科（博士前期課程）を令和2年度に改組した。 改組に当たっては、将来の産業構造の変革に対応できるスペシャリストとしての専門の深い知識と同時に、ジェネラリストとしての幅広い知識・視野を持つ人材の育成を可能とするために、専攻構成は従来の分野縦割り型ではなく分野横断型とした。また、専攻構成を考える基として、産業分野を工学の起源である「ものづくり」と「社会インフラ」、さらに5～10年先の情報化社会を支える「情報化社会基盤」の3つの産業グループに括り、各グループに対応する分野横断型の専攻を、本学の強みも考慮し設置している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組1-1-A】 【学部・研究科の教育活動に対する高い評価（学部・研究科等の教育に関する現況分析）】</p>	<p>1-1-A-01 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果の概要（非公表）</p>		
	<p>1-1-A-02 現況分析結果の比較（非公表）</p>		
<p>【活動取組1-1-B】 【学部・大学院組織の新設・改組】</p>	<p>1-1-B-01 国際地域学部の概要</p>		
	<p>1-1-B-02 大学院組織の改組</p>		
	<p>1-1-B-03 連合教職開発研究科の概要</p>		
	<p>1-1-B-04 令和2年度（2020年度）概算要求福井大学大学院組織整備計画</p>		
	<p>1-1-B-05 国際地域マネジメント研究科の概要</p>		
<p>【活動取組1-1-C】 【共通教育部の設置】 教員組織と教育組織の分離制度の導入に伴い、これまで文京・松岡両キャンパスでそれぞれに行われていた共通教育についても在り方を見直し、全学組織として「共通教育部」を平成28年度に設置した。 共通教育部は、副学長（教育担当）が共通教育部長として業務を掌理することにより、全学的な視点での共通教育カリキュラムのマネジメントが可能となった。共通教育部統括会議のもとに、共通教育の実施に関する重要な事項を審議するため、文京キャンパス（教育学部、工学部及び国際地域学部）及び松岡キャンパス（医学部）にそれぞれ共通教育委員会を置き、共通教育の実施にあたる。これにより、体系的な共通教育カリキュラムの構築、COC+事業に関連する地域志向科目の新設・拡充等が進み、一方、全学的な視点からの開講科目の集約・精選といった見直しに伴い、非常勤講師等の経費も削減された。</p>	<p>1-1-C-01 福井大学共通教育部規程</p>		
	<p>1-1-C-02 福井大学共通教育部統括会議細則</p>		
	<p>1-1-C-03 福井大学文京地区共通教育委員会細則</p>		
	<p>1-1-C-04 福井大学松岡地区共通教育委員会細則</p>		

<p>[活動取組1-1-D] 【工学系教育課程の大括り化】 将来の産業構造の変革に対応できる高度専門職業人の育成を進めるため、医学部看護学科の編入学定員を減じて工学部編入学定員を増員する（平成27年度実施）とともに、外部評価において聴取した意見等に沿って、第2期及び第3期中期目標期間中を通して理工系人材育成の最適組織への再編として博士後期課程（平成25年度実施）、工学部学科（平成28年度実施）並びに博士前期課程（令和2年度実施）の大括り化を行った。</p>	<p>1-1-D-01 工学系教育課程の大括り化</p>		
<p>[活動取組1-1-E] 【総合教職開発本部の設置】</p>	<p>1-1-E-01 総合教職開発本部の設置</p>		
<p>[活動取組1-1-F] 【教員養成フラッグシップ大学への指定】 教員養成を変革する牽引役として、全国の大学に教員養成の先導的モデルを提供することはもとより、他学部の専門性を活かした教員養成システムの構築を目指し、学長及び総合教職開発本部長の強いリーダーシップの下、本学は「教員養成フラッグシップ大学」に唯一の総合大学として令和4年3月に指定された。 本学は、教員養成系の教職員が協働し「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を変革していくための牽引役としての役割を果たす。さらに、全学組織の総合教職開発本部を拠点に、連携する10大学と協力して、「主体的・対話的で深い学び」を支える教師の実践力を培うために」をテーマに、長期的な養成研修カリキュラムと、ICTを活用したDX化による養成研修ネットワークモデルの構築を進めることとしている。</p>	<p>1-1-F-01 教員養成フラッグシップ大学の選定結果について</p> <p>1-1-F-02 専門職学修コミュニティ・DX多重協働ネットワーク</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>[活動取組1-1-A] 【学部・研究科の教育活動に対する高い評価（学部・研究科等の教育に関する現況分析）】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る「学部・研究科等の教育に関する現況分析」において、大学全体として、国立大学中7位と高く評価された。特に、医学系研究科及び総合教職開発研究科について、教育活動の状況が「特筆すべき高い質にある」と評された。このような現況分析における高い評価は、学部並びに研究科が大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていることの証左である。</p>			

【活動取組1-1-B】 【学部・大学院組織の新設・改組】

(1) 第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る達成状況評価結果において、「高度専門職業人の育成に向けた教育課程の整備」として「平成28年度に国際地域学部、平成30年度に福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職研究科、令和2年度に国際地域マネジメント研究科（専門職大学院）の新設、学士・大学院課程の改組再編が進んでいる」ことが「優れた点」として評価された。さらに、第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務実績評価結果において「機能強化のための教育研究組織の見直し」が「優れた点」としてあげられ、「福井県の地域特性や強い要望を踏まえ、地域の創生を担い、グローバル化する社会の発展に寄与できる人材育成の機能強化を図るとともに、教育の国際化に応じていく牽引役として、国際地域学部を設置している。また、教職大学院の機能強化を目指し、奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学と国私の枠を越え連携し、県境も越えた広域にわたる全国初の連合教職大学院を設置している。」と評価された。これらは、本学がこれまで行ってきた学部・大学院組織の改組再編が大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっている証左である。

(2) 連合教職開発研究科の整備について、県境を越えた広域に渡る全国初の連合教職大学院として、本学を基幹校、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学を参加校とする「福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科」を平成30年4月に設置するとともに、実践型教員養成機能への質的転換を推進するため、修士課程（教育学研究科学校教育専攻）を連合教職大学院に一本化した。本研究科では学校現場を学びの場としており、現職教員の院生であれば勤務校を拠点校として、学部卒の院生であれば拠点校でのインターンシップを通して学ぶことになり、地元の拠点校を活用しながら独自性のある教育を行うなど「学校拠点方式」を特色としている。参加大学は、教師教育改革の全国モデルとなっている「学校拠点方式」による本学の専門職養成プログラムを、県境を越えて受けることができる。この取組は、平成29年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。

(3) 「国際地域マネジメント研究科」は地域の課題・ニーズにこたえる地域密着・協働型の実践的・専門的なりカレント教育を行う専門職大学院として、本学の地域創生の知の拠点としての機能強化に資するものである。第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務実績評価結果において、「地域創生に資する専門職大学院の新設」が「優れた点」として「83の企業、11の自治体のトップに直接面談し企業や自治体の現状と課題を踏まえ、福井県内及び近隣の企業や自治体で、グローバル化対応の中核となり、リーダーとしてこれを推進することが期待される30歳から40歳前後の人材を主な対象とし、国際・地域分野とマネジメント分野を中心に学び、大学院学生各人のニーズに応じた外国語の研鑽を積むとともに、海外実地研修で国際感覚を養い、履修した科目の内容を実地で体得すること等を特色とする地域密着・協働型の実践的なりカレント教育を行う国際地域マネジメント研究科を令和2年4月に設置することにしている。」と評価された。

【活動取組1-1-E】 【総合教職開発本部の設置】

複数の教職課程を一體的に管理・運営する新たな全学的体制を整備し、教職課程の水準を維持・向上させる仕組みを確立する組織として「総合教職開発本部」を令和3年4月に設置した。本部には国際教職開発部、地域教職開発部、インクルーシブ教育部を置き、生涯にわたって職能成長をし続ける卓越した高度専門職業人の育成、世界の教師教育との交流実現による日本型教育の特色理解と世界への展開、超スマート社会が求める教師教育や地域ニーズに応えることのできる教師教育の実現を目指しており、教師教育改革を実現する全国的にもまれな大規模な体制を整えている。なお、本学は「教員養成フラッグシップ大学」に唯一の総合大学として令和4年3月に指定され、「総合教職開発本部」は、フラッグシップに係る取組の中核をなすものである。さらに、教育課程・教員免許センターでは、福井アカデミックアライアンス (FAA) を介して他大学と連携した教職課程の設置が可能となっている。

この取組は、令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。

【改善を要する事項】

該当なし

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目1-2-2]【教員の年齢構成】</p> <p>(1) 連合教職開発研究科では65歳以上の教員が本研究科全体の約一割を占めるが、3名が実務家教員（みなし専任教員）となっている。現職教員を対象に学校での核となるミドルリーダーや管理職の養成を行う本研究科では、活動取組1-2-Cに示すように、実務家教員として学校現場等での管理職経験や教育行政での勤務経験を有する者を積極的に求めており、学校教員を定年退職した者を雇用することが多く、その結果65歳以上の教員の割合が比較的大きくなっている。</p> <p>(2) 国際地域マネジメント研究科は、企業や自治体等の運営における課題や、海外関連事業の開拓・展開に係る課題解決に関わる社会人を主な対象とした専門職大学院であり、実践的能力の養成が何よりも求められる。そのため教員は、「研究歴が長く、専門分野における理路整然かつ知悉な知識及び複数の分野に跨った事項の全体像を俯瞰できる広い見識を有する研究者教員」と「企業等における豊富な実務経験を有する実務家教員」で構成する必要がある。その結果必然的に教員の年齢構成が高くなり、55歳以上の教員の割合が約半数を占めることになった。しかしながら、令和4年度末から5年の間に、現在55歳以上の年齢枠に該当している全ての教員が定年退職となるため、今後、後任人事については業績・経験及び年齢をも考慮した人事計画を検討している。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組1-2-A] 【テニュアトラック制度の活用による若手・女性教員の雇用促進】 若手研究者の育成・支援を一層推進するために、「テニュアトラック推進本部」を平成23年度に設置し、自立した研究環境と十分な研究費により、他の組織とは独立した水準の高い研究が実施できるよう支援体制を整えており、平成25年度から科学技術人材育成費補助事業「テニュアトラック普及・定着事業（機関連抜型）」を受け、「アメニティ工学女性若手リーダー育成特区」、「重点研究若手リーダー育成特区」等において、テニュアトラック教員を採用している。その結果、平成28年度に1名、平成29年度に1名、平成30年度に2名、平成31年度に2名が本学の教員（テニュア）として就任した。特に、前者の特区からは2名が女性若手教員として就任した。 さらに、令和3年度より、新たなテニュアトラック育成特区を設置し、若手教員の雇用促進に繋げることとしている。	1-2-A-01 テニュアトラック制度の実施体制		
	1-2-A-02 福井大学テニュアトラック制度に関する規程		
	1-2-A-03 福井大学テニュアトラック推進本部規程		
[活動取組1-2-B] 【男女共同参画推進センターを中心とした女性教員の雇用促進】 「性別に関係なく、自分の人生を自分らしく、仕事と家庭を両立したい」そのような想いをくみ取り、その想いを実現させるために設置した「男女共同参画推進センター 女性研究者活動支援部門」を中心として、「女性研究者比率向上のためのポジティブ・アクション」に沿って、支援体制の充実や研究環境の整備等を積極的に行い、女性研究者の更なる増加を進めている。本センターの取組によって、「次世代認定マークくるみん」を平成19年度以来継続的に取得している。さらに、平成30年5月より、教職員の仕事と出産・育児・介護の両立を支援するための窓口「育児・介護コンシェルジュ」を設置し、活用されている。 これら取組により、ポジティブ・アクションであげた「2021年度までに女性研究者比率22%以上の達成を引き続き目指す」を達成し、さらに平成27年度に「均等・両立推進企業表彰」を受賞している。	1-2-B-01 国立大学法人福井大学男女共同参画推進センター規程		
	1-2-B-02 男女共同参画推進センターの取組		
	1-2-B-03 国立大学法人福井大学女性研究者比率向上のためのポジティブ・アクション		

<p>[活動取組 1-2-C] 【教員養成領域における実務家教員等の雇用促進】</p>	<p>1-2-C-01 教育養成領域における実務家教員等の雇用促進</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>[活動取組 1-2-C] 【教員養成領域における実務家教員等の雇用促進】</p> <p>教員養成領域では、知識基盤社会における先導的な教師教育モデルを提示し、実施中の拠点校方式による教師教育を更に発展させることと併せ、福井県全8,000人の教員の資質向上など、地域の教育力向上に資するよう、第3期中期計画として「教員養成系の教員のうち、学校現場で指導経験のある教員（実務家教員）を30%以上確保し、地域の学校教育における実践的指導力の更なる向上を図る」をあげている。「現場実践6割タスクフォース」を中心に計画を進め、実務家教員について、新規採用時の積極的登用により、第3期中は常に目標値(30%以上)を上回り、実務家教員の雇用が進んでいる。本取組は地域の教育力向上に大きく寄与しており、県内公立学校教員の免許状更新講習受講対象者の受講率の高さ(100%)に繋がっている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	1-3-1-01 教育組織と教員組織の分離（制度の概要）		
	1-3-1-02 福井大学学術研究院規程		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-03 国立大学法人福井大学法人規則		
	（学部・学科・専攻、及び課程・研究科・専攻等の設置）		
	1-3-1-04 福井大学学則	第2条 第3条 第4条	
	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第3条 第3条の2 第4条	
	1-3-1-02 福井大学学術研究院規程	第5条	再掲
	（コース等の設置）		
	1-3-1-06 福井大学教育学部及び大学院教育学研究科の組織等に関する規程	第2条	
	1-3-1-07 福井大学医学部及び大学院医学系研究科の組織等に関する規程	第2条	
	1-3-1-08 福井大学工学部及び大学院工学研究科の組織等に関する規程	第5条	
	1-3-1-09 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科の組織等に関する規程	第2条	
	（役員等）		
	1-3-1-02 福井大学学術研究院規程	第4条 第9条	再掲
	1-3-1-04 福井大学学則	第12条 第13条 第14条	再掲
	1-3-1-10 国立大学法人福井大学役員規則		
	1-3-1-11 国立大学法人福井大学理事に関する規則		
1-3-1-12 福井大学副学長に関する規程			
（学部長、研究科長等）			
1-3-1-04 福井大学学則	第15条	再掲	
1-3-1-06 福井大学教育学部及び大学院教育学研究科の組織等に関する規程	第4条 第5条	再掲	

1-3-1-07 福井大学医学部及び大学院医学系研究科の組織等に関する規程	第3条 第4条	再掲
1-3-1-08 福井大学工学部及び大学院工学研究科の組織等に関する規程	第3条 第4条 第7条 第8条	再掲
1-3-1-09 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科の組織等に関する規程	第3条 第4条	再掲
1-3-1-13 福井大学大学院国際地域マネジメント研究科の組織等に関する規程	第2条	
(部門長、領域長等)		
1-3-1-02 福井大学学術研究院規程	第9条	再掲
1-3-1-14 福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教員養成領域の組織等に関する規程	第3条	
1-3-1-15 福井大学学術研究院医学系部門の組織等に関する規程	第4条	
1-3-1-16 福井大学学術研究院工学系部門の組織等に関する規程	第4条 第6条	
・責任者の氏名が分かる資料		
1-3-1-17 役職者等の氏名一覧		
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）	
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧	
	・教授会等の運営規定等	
1-3-1-04 福井大学学則	第20条	再掲
1-3-2-01 福井大学教授会規則		
1-3-2-02 福井大学教育学部教授会規程		
1-3-2-03 福井大学医学部教授会規程		
1-3-2-04 福井大学医学部教授会運営要項		
1-3-2-05 福井大学医学部学科会議運営要項		
1-3-2-06 福井大学大学院医学系研究科教授会規程		
1-3-2-07 福井大学大学院医学系研究科教授会運営要項		
1-3-2-08 福井大学大学院医学系研究科課程委員会要項		
1-3-2-09 福井大学工学部教授会規程		
1-3-2-10 福井大学大学院工学研究科教授会規程		
1-3-2-11 福井大学工学部及び大学院工学研究科代議員会要項		
1-3-2-12 福井大学大学院工学研究科博士後期課程代議員会要項		

	1-3-2-13 福井大学大学院工学研究科博士後期課程委員会要項		
	1-3-2-14 福井大学国際地域学部教授会規程		
	1-3-2-15 福井大学大学院国際地域マネジメント研究科委員会規程		
	1-3-2-16 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科委員会規程		
	1-3-2-17 連合教職開発研究科連携協力における業務の担当に関する覚書 (部門に係る教授会等の運営規定等)		
	1-3-2-18 福井大学学術研究院の運営に関する規程		
	1-3-2-19 福井大学学術研究院教育・人文社会系部門会議規程		
	1-3-2-20 福井大学学術研究院医学系部門会議規程		
	1-3-2-21 福井大学学術研究院工学系部門会議規程		
[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・運営規定等		
	1-3-1-03 国立大学法人福井大学法人規則	第13条 第14条	再掲
	1-3-3-01 国立大学法人福井大学教育研究評議会規則		
	1-3-3-02 福井大学委員会規程	第2条 第3条	
	1-3-3-03 国立大学法人福井大学総合戦略室規程		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 1-3-1] 【教育組織と教員組織の分離】 国立大学改革プランにも示された「社会の変化に対応できる教育研究組織づくり」の基盤を構築するため、従来の「学部」「大学院」等に所属する教員をそれぞれの組織から分離し、新たに設置する教員組織である「学術研究院」に全員を所属させ、教育組織に配置する制度（教教分離体制；資料1-3-1-01）を平成28年4月から導入した。この教教分離体制を活用した様々な協力が教育研究面で行われている。			
[分析項目 1-3-2] 【医学部・医学系研究科における代議員会】 医学部では、「福井大学教授会規則(資料1-3-2-01)」第8条に定めた代議員会として、「福井大学医学部教授会規程(資料1-3-2-03)」第9条により医学科会議及び看護学科会議を設置し、「福井大学医学部教授会運営要項(資料1-3-2-04)」により付託する協議事項を定めている。医学系研究科では、「福井大学教授会規程(資料1-3-2-01)」第8条に定めた代議員会として「福井大学大学院医学系研究科教授会規程(資料1-3-2-06)」第9条により博士課程委員会及び修士課程委員会を設置し、「福井大学大学院医学系研究科教授会運営要項(資料1-3-2-07)」により付託する協議事項を定めている。 なお、「福井大学大学院医学系研究科教授会規程(資料1-3-2-06)」第5条第2項において、原則毎月1回の教授会招集を明記しているが、医学系研究科教授会の審議事項の一部を医学系研究科博士課程委員会及び修士課程委員会に付託しており、本教授会における審議事項がなかったことから、令和3年度における開催実績は2回となっている。			
[分析項目 1-3-2] 【工学部・工学研究科における代議員会】 工学部・工学研究科では、「福井大学教授会規則(資料1-3-2-01)」第8条に定めた代議員会として、「福井大学工学部教授会規程(資料1-3-2-09)」第7条及び「福井大学大学院工学研究科教授会規程(資料1-3-2-10)」第7条により工学部及び工学研究科代議員会、大学院工学研究科博士後期課程代議員会、大学院工学研究科博士後期課程委員会の設置と代議員会への付託事項を定めている。 工学研究科博士後期課程は工学部及び工学研究科博士前期課程とは専門分野の組織が異なり代議員会の構成メンバーを変える必要があることから、別途、博士後期課程代議員会及び博士後期課程委員会を設置している。また、これら代議員会の役割分担については、「福井大学大学院工学研究科教授会規程(資料1-3-2-10)」で定める別表のとおり明確化している。			

<p>[分析項目1-3-2] 【連合教職開発研究科委員会への参加大学教員の出席】 連合教職開発研究科においては、覚書(資料1-3-2-17)に従って、参加大学の教員が当該大学に在籍のまま、専門職大学院設置基準第5条の規定に基づく研究科の専任教員として、本研究科の業務を担当している。連合教職開発研究科委員会の開催にあたっては、参加大学の教員は専任教員として設立当初からWeb参加している。</p>			
<p>[分析項目1-3-2] 【学術研究院部門会議の任務】 「福井大学学術研究院の運営に関する規程(資料1-3-2-18)」に定めた学術研究院部門会議の任務として、学部・大学院の教育に係る教員配置に関する教員の人事計画をあげている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>			
<p>[活動取組1-3-A] 【総合戦略室の設置】</p>	<p>1-3-1-03 国立大学法人福井大学法人規則</p>	<p>第14条の2</p>	<p>再掲</p>
	<p>1-3-3-03 国立大学法人福井大学総合戦略室規程</p>		<p>再掲</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組1-3-A] 【総合戦略室の設置】 学長のリーダーシップによる戦略的な法人運営を促進するため、統轄的な観点から、教育研究活動を含め、本法人の経営方針、経営戦略その他重要課題について企画立案及び総合調整を行うことを目的として、令和3年4月に「総合戦略室」を設置した。総合戦略室を設置することに伴い、本法人における会議等の運営体制も併せて見直し、従来から設置されていた「経営会議」及び「常勤役員等会議」の機能については、総合戦略室の下に置いた、学長を議長とする「総合戦略室会議」に統合し、両会議を廃止することで運営体制の効率化を図るとともに、大学設置基準等に規定された教職協働の推進体制を構築している。さらに、総合戦略室の下、担当理事をリーダーとして、特定の課題について専門的な調査、企画立案を行うプロジェクトチーム(「教学IR推進」、「入試戦略」、「研究力向上」など)を随時設置している。 この取組は、令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類 1-3-1-04 福井大学学則	第22条（自己点検・評価） 第22条第2項（外部評価）	再掲
	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第9条（自己点検・評価） 第9条第2項（外部評価）	再掲
	1-3-1-11 国立大学法人福井大学理事に関する規則	第2条	再掲
	2-1-1-01 国立大学法人福井大学内部質保証に関する基本方針		
	2-1-1-02 福井大学内部質保証規程		
	1-3-3-02 福井大学委員会規程		再掲
	2-1-1-03 福井大学内部質保証実施小委員会要項		
	2-1-1-04 国立大学法人福井大学教育の内部質保証に関する基本方針		
	2-1-1-05 福井大学全学教育改革推進機構規程	主に第9条（教育内部質保証委員会）	
	2-1-1-06 福井大学全学自己点検・評価実施要項		
	2-1-1-07 福井大学全学自己点検・評価の実施ガイドライン		
	2-1-1-08 福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項		
	[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧	
・ 明文化された規定類 2-1-1-02 福井大学内部質保証規程		権限の分担：第7条～9条、第12条	再掲
2-1-1-05 福井大学全学教育改革推進機構規程			再掲
2-1-1-04 国立大学法人福井大学教育の内部質保証に関する基本方針		特に改善向上については項目5	再掲
2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項		特に改善向上については第11条	

2-1-1-08 福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項	第8条 第9条	再掲
2-1-2-02 教育課程の自己点検・評価（モニタリング及びプログラム・レビュー）に関するガイドライン		
1-1-C-01 福井大学共通教育部規程		再掲
2-1-2-03 福井大学共通教育部自己点検・評価実施委員会要項		
(教育学部関係)		
2-1-2-04 福井大学教育学部評価対応委員会要項		
2-1-2-05 教育学部教育課程委員会要項	第2条	
(医学部・医学系研究科関係)		
2-1-2-06 福井大学学術研究院医学系部門評価委員会要項		
2-1-2-07 福井大学学術研究院医学系部門評価対策室要項		
2-1-2-08 福井大学学術研究院医学系部門医学教育分野別評価専門部会要項		
2-1-2-09 福井大学医学部附属教育支援センター規程	第3条 第7条	
2-1-2-10 福井大学医学部附属教育支援センタープログラム評価委員会要項		
2-1-2-11 福井大学医学部附属教育支援センター医学部教育IR部門要項		
(工学部・工学研究科関係)		
2-1-2-12 福井大学工学部及び大学院工学研究科教務学生連絡委員会要項		
2-1-2-13 福井大学工学部及び大学院工学研究科自己点検・評価委員会要項		
2-1-2-14 福井大学工学部及び大学院工学研究科教務委員会要項		
2-1-2-15 福井大学工学部及び大学院工学研究科教務学生委員会要項		
(国際地域学部・国際地域マネジメント研究科関係)		
2-1-2-16 福井大学国際地域学部及び総合グローバル領域企画・評価委員会要項		
2-1-2-17 福井大学国際地域学部自己点検・評価実施部会設置要項		
2-1-2-18 福井大学国際地域学部教育推進委員会要項		
2-1-2-19 福井大学大学院国際地域マネジメント研究科運営委員会要項		
2-1-2-20 福井大学大学院国際地域マネジメント研究科自己点検・評価実施部会設置要項		
(連合教職開発研究科関連)		
2-1-2-21 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教務・カリキュラムマネジメント委員会要項		
2-1-2-22 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科評価対応委員会要項		

[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	特に、第9条（全学テーマ別自己点検・評価）、第11条	再掲
	2-1-3-01 全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン		
	1-3-3-02 福井大学委員会規程	別表2 別表3	再掲
	2-1-3-02 国立大学法人福井大学施設マネジメント委員会要項		
	2-1-3-03 福井大学教育学部入試・広報委員会要項		
	2-1-3-04 福井大学医学部入学試験委員会要項		
	2-1-3-05 福井大学工学部及び大学院工学研究科入試委員会要項		
	2-1-3-06 福井大学国際地域学部入試・広報委員会要項		
	2-1-3-07 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科入試広報委員会要項		
1-3-2-06 福井大学大学院医学系研究科教授会規程	第3条	再掲	
2-1-3-08 福井大学大学院国際地域マネジメント研究科入試・広報部会設置要項			

<p>【特記事項】</p>
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>
<p>【分析項目2-1-1-1】【全学的な内部質保証体制の概要】</p> <p>内部質保証全般についての方針を「内部質保証に関する基本方針（資料2-1-1-01）」として、また特に教育内部質保証に関する方針を「教育の内部質保証に関する基本方針（資料2-1-1-04）」として定め、質保証としてどのような活動をどのような体制で行うのかについて基本的な考え方を示している。</p> <p>(1) これら基本方針のもと、内部質保証を実現するための諸規定を整備しており、最上位の「福井大学内部質保証規程（資料2-1-1-02）」では、「内部質保証に関する基本方針」に沿って内部質保証を進めるために必要な事項を定めている。同規程に基づき、質保証体制の中核を担う全学内部質保証委員会（学長を委員長とする）、具体的事項について取りまとめを行う内部質保証実施小委員会（評価担当理事を委員長とする）、並びに教育に係る内部質保証を所掌する教育内部質保証委員会（全学教育改革推進機構長を委員長とする）をそれぞれ設置している。各委員会の所掌事項等は、全学内部質保証委員会については「福井大学委員会規程（資料1-3-3-02）」別表2、内部質保証実施小委員会については「福井大学内部質保証実施小委員会要項（資料2-1-1-03）」第2条、教育内部質保証委員会については「福井大学全学教育改革推進機構規程（資料2-1-1-05）」第9条第4項（※）にそれぞれ定めている。（※教育内部質保証委員会については、福井大学全学教育改革推進機構の下に置いていることから、所掌事項等を福井大学全学教育改革推進機構規程の中で規定している。）</p> <p>(2) 上記の体制のもと、全学の自己点検・評価について、「福井大学内部質保証規程（資料2-1-1-02）」第8条第2項に基づき、点検・評価の種類、実施時期、実施組織、所掌委員会などを「福井大学全学自己点検・評価実施要項（資料2-1-1-06）」に定めるとともに、同要項の第6条第2項に基づき具体的な実施方法や改善に向けた取組み方などを「福井大学全学自己点検・評価の実施ガイドライン（資料2-1-1-07）」に定めている。また、部局等の自己点検・評価及び外部評価について、「福井大学内部質保証規程」第8条第2項及び第9条第2項に基づき対象組織、実施時期、評価体制、評価項目、評価結果への対応などを「福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項（資料2-1-1-08）」に定めている。</p> <p>(3) 教育に係る内部質保証の重要性に鑑み、「福井大学における教育の内部質保証に関する要項（資料2-1-2-01）」第8条において、基本組織は教育課程について毎年度の点検（モニタリング）及び定期的な点検・評価（プログラム・レビュー）を行うこととしており、その実施手続や点検項目等を「教育課程の自己点検・評価（モニタリング及びプログラム・レビュー）に関するガイドライン（資料2-1-2-02）」に定めている。また、「福井大学における教育の内部質保証に関する要項」第9条において、「施設・設備」「学生支援」「学生受入」に係る自己点検・評価を全学テーマ別自己点検・評価として実施すると定め、点検項目等を「全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン（資料2-1-3-01）」に示している。</p>
<p>【分析項目2-1-1-1】【全学内部質保証委員会及び教育内部質保証委員会の設置】</p> <p>全学の内部質保証の中心的な役割を果たす全学内部質保証委員会は、本学の教育研究に関する個別問題について審議を行う個別問題委員会の一つであり、「福井大学内部質保証規程（資料2-1-1-02）」第4条に基づいて設置され、学長を委員長としている。所掌事項等は「福井大学委員会規程（資料1-3-3-02）」の中で定められ、全学内部質保証委員会の主な所掌事項は（1）大学評価に関する事項、（2）全学の内部質保証に関する事項、（3）教員評価に関する事項、（4）質保証に係る情報の公表に関する事項である。さらに、全学内部質保証委員会のもとに、内部質保証に係る様々な評価を実施する内部質保証実施小委員会（資料2-1-1-03）を置く。</p> <p>併せて、「福井大学内部質保証規程」第6条に基づき、全学教育改革推進機構の中に、各部局における教育の内部質保証体制と密接な連携を図り、全学的な視点から教育の内部質保証を実質的に統括する教育内部質保証委員会（機構長を委員長とする）を設置している。</p>
<p>【分析項目2-1-2】【医学部・医学系研究科における質保証体制】</p> <p>医学部・医学系研究科における質保証体制について、医学系部門評価委員会は法人評価、認証評価、自己点検・評価、教員評価等の教育を含む全ての領域の評価業務を統括し（資料2-1-2-06）、医学系部門評価対策室が評価委員会の下で実質的な各評価業務を担う（資料2-1-2-07）。教育課程に関する点検・評価については、医学教育分野別評価専門部会が、日本医学教育評価機構（JACME）の実施する医学教育分野別評価に関わる評価業務全般を担い（資料2-1-2-08）、附属教育支援センターが、教学PDCAサイクルのC（点検）を担当する機関として、教育課程の自己点検・評価（モニタリング及びプログラム・レビュー）を行うとともに、随時カリキュラムの点検を定例ミーティングにおいて行い（資料2-1-2-09）、センターに設けたプログラム評価委員会においてそれを評価する（資料2-1-2-10）。医学部教育IR部門は、教育支援センターにおける点検・評価に必要な教学IRデータの収集・管理・分析を行う（資料2-1-2-11）。なお、この医学部・医学系研究科における質保証体制は、本学の質保証体制を先導するものである。</p>
<p>【分析項目2-1-3】【質保証に責任をもつ各組織の所掌事項等】</p> <p>別紙様式2-1-3に記載された質保証に責任をもつ各組織のうち、教育内部質保証委員会の所掌事項等は「福井大学全学教育改革推進機構規程（資料2-1-1-05）」第9条で定めており、教務学生委員会は「福井大学委員会規程（資料1-3-3-02）」別表2において、附属図書館運営委員会、総合情報基盤センター運営委員会、保健管理センター運営委員会、国際センター運営委員会は「福井大学委員会規程」別表3において、また施設マネジメント委員会は「国立大学法人福井大学施設マネジメント委員会要項（資料2-1-3-02）」において所掌事項等をそれぞれ定めている。各学部・研究科の入試に係る委員会等の所掌事項等はそれぞれの委員会の要項等において定めている。</p>
<p>【分析項目2-1-3】【施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る質保証の責任体制】</p> <p>施設・設備、学生支援、学生受入については、「教育の内部質保証に関するガイドライン（大学改革支援・学位授与機構）」に沿って、全学の内部質保証の枠組の中で教育の内部質保証の対象と位置付けている。すなわち、「福井大学全学自己点検・評価実施要項（資料2-1-1-06）」第2条第4号に“教育の質保証に係る自己点検・評価”を掲げ、その具体的な内容を「福井大学における教育の内部質保証に関する要項（資料2-1-2-01）」に定め、その第9条において施設・設備、学生支援、学生受入は全学テーマ別自己点検・評価の対象としている。また、「福井大学全学自己点検・評価実施要項（資料2-1-1-06）」第4条第3項において、教育の質保証に係る自己点検・評価は教育内部質保証委員会及び関連する委員会が実施すると定めていることを踏まえ、全学テーマ別自己点検・評価の企画・実施は教育内部質保証委員会の所掌としている（「福井大学全学教育改革推進機構規程（資料2-1-1-05）」第9条第4項第5号）。</p>

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組2-1-A] 【新たな内部質保証体制の整備】	2-1-1-01 国立大学法人福井大学内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-1-1-02 福井大学内部質保証規程		再掲
	2-1-1-06 福井大学全学自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-1-08 福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項		再掲
	2-1-1-07 福井大学全学自己点検・評価の実施ガイドライン		再掲
	2-1-3-01 全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン		再掲
	2-1-A-01 学位授与方針等の確認等に関するガイドライン		
	2-1-2-02 教育課程の自己点検・評価（モニタリング及びプログラム・レビュー）に関するガイドライン		再掲
	2-1-A-02 自己点検・評価等における改善に向けた取組の概要		
	2-1-A-03 部局等の自己点検・評価及び外部評価の実施について（依頼）		
	2-1-A-04 教育に係る自己点検・評価（教育課程のレビュー及び全学テーマ別自己点検・評価）の実施依頼		
2-1-A-05 教育に係る自己点検・評価（モニタリング）の実施依頼			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組2-1-A] 【新たな内部質保証体制の整備】 「教育の内部質保証に関するガイドライン（大学改革支援・学位授与機構）」並びに機関別認証評価基準等を踏まえ、令和元年度に「内部質保証に関する基本方針」並びに「教育の内部質保証に関する基本方針」を策定し、令和2年度にはこれらに基づいて教育研究活動等の質の向上を図り本学の目的及び社会的使命を達成するため「福井大学内部質保証規程」等を制定するとともに実施要項やガイドラインを整備した。これにより、責任体制、自己点検・評価及び第三者評価等の実施、評価結果を改善に繋げる取組の実施等を明確化し、内部質保証の実質化を図った。また、評価負担の軽減に配慮しつつ、定期的・継続的に実施する仕組みを整え、学長が各々の内部質保証を全学的・長期的に把握できる体制を整備した。この体制のもと、研究活動なども含め各部局の現況をその使命・目的に照らして総合的に検証する「部局等の自己点検・評価及び外部評価」（6年ごと）に加え、「教育の内部質保証に関するガイドライン」を踏まえ、教育活動（それに係る施設・設備等、学生支援、学生受入も含む）の充実度を検証するため「教育課程のモニタリング」（毎年度）、「教育課程のレビュー」（6年ごと）、および「全学テーマ別自己点検・評価」（3年ごと）を実施することとしている。 令和3年度には、[活動取組2-3-A]及び[活動取組2-3-B]に記載のとおり、教育課程のレビュー及び全学テーマ別自己点検・評価を実施するとともに、すべての学部・研究科において教育研究活動全般に係る自己点検・評価及び外部評価を実施し、これらを通して課題の抽出と改善策の検討を行った。今後、順次改善に資することとしている。 令和4年度は、教育課程のモニタリングをすべての学部・研究科において実施中である（教育課程のレビューを実施する年度にはモニタリングはレビューによって代えることができるとしており、最初のモニタリングは令和4年度である）。			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1)学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2)教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3)学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	第7条	再掲
	2-1-A-01 学位授与方針等の確認等に関するガイドライン		再掲
	2-1-2-02 教育課程の自己点検・評価（モニタリング及びプログラム・レビュー）に関するガイドライン		再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-06 福井大学全学自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	特に第8条	再掲
2-1-2-02 教育課程の自己点検・評価（モニタリング及びプログラム・レビュー）に関するガイドライン		再掲	
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	特に第9条、別記第2	再掲
	2-1-3-01 全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン		再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人福井大学内部質保証に関する基本方針	項目7	再掲
	2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	第12条、別記第2	再掲
	2-2-4-01 福井大学学生生活実態調査2019実施要項		
	2-2-4-02 令和4年度教育・研究に対する意識・満足度調査の実施要領		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
2-1-1-01 国立大学法人福井大学内部質保証に関する基本方針	項目5	再掲	

2-1-1-02 福井大学内部質保証規程	第12条	再掲
2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	第9条 第11条	再掲
2-1-2-02 教育課程の自己点検・評価（モニタリング及びプログラム・レビュー）に関するガイドライン		再掲
2-1-3-01 全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン		再掲
(各部署関連)		
2-1-2-04 福井大学教育学部評価対応委員会要項		再掲
2-1-2-05 教育学部教育課程委員会要項	第2条第2項	再掲
2-1-2-06 福井大学学術研究院医学系部門評価委員会要項		再掲
2-1-2-07 福井大学学術研究院医学系部門評価対策室要項		再掲
2-1-2-08 福井大学学術研究院医学系部門医学教育分野別評価専門部会要項		再掲
2-1-2-09 福井大学医学部附属教育支援センター規程	第3条 第7条	再掲
2-1-2-10 福井大学医学部附属教育支援センタープログラム評価委員会要項		再掲
2-1-2-11 福井大学医学部附属教育支援センター医学部教育IR部門要項		再掲
2-1-2-12 福井大学工学部及び大学院工学研究科教務学生連絡委員会要項		再掲
2-1-2-13 福井大学工学部及び大学院工学研究科自己点検・評価委員会要項		再掲
2-1-2-16 福井大学国際地域学部及び総合グローバル領域企画・評価委員会要項		再掲
2-1-2-18 福井大学国際地域学部教育推進委員会要項		再掲
2-1-2-21 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教務・カリキュラムマネジメント委員会要項		再掲
2-1-2-22 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科評価対応委員会要項		再掲
2-1-2-19 福井大学大学院国際地域マネジメント研究科運営委員会要項		再掲
[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）	
	2-2-6 実施の責任主体一覧	
	・明文化された規定類	
	2-1-1-01 国立大学法人福井大学内部質保証に関する基本方針	項目5
	2-1-1-02 福井大学内部質保証規程	第12条
	2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	第9条 第11条
	2-1-3-01 全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン	

	(各部局関連)		
	2-1-2-04 福井大学教育学部評価対応委員会要項		再掲
	2-1-2-05 教育学部教育課程委員会要項	第2条第2項	再掲
	2-1-2-06 福井大学学術研究院医学系部門評価委員会要項		再掲
	2-1-2-07 福井大学学術研究院医学系部門評価対策室要項		再掲
	2-1-2-08 福井大学学術研究院医学系部門医学教育分野別評価専門部会要項		再掲
	2-1-2-09 福井大学医学部附属教育支援センター規程	第3条 第7条	再掲
	2-1-2-10 福井大学医学部附属教育支援センタープログラム評価委員会要項		再掲
	2-1-2-11 福井大学医学部附属教育支援センター医学部教育IR部門要項		再掲
	2-1-2-14 福井大学工学部及び大学院工学研究科教育委員会要項		再掲
	2-1-2-15 福井大学工学部及び大学院工学研究科教務学生委員会要項		再掲
	2-1-2-16 福井大学国際地域学部及び総合グローバル領域企画・評価委員会要項		再掲
	2-1-2-18 福井大学国際地域学部教育推進委員会要項		再掲
	2-1-2-21 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教務・カリキュラムマネジメント委員会要項		再掲
	2-1-2-22 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科評価対応委員会要項		再掲
	2-1-2-19 福井大学大学院国際地域マネジメント研究科運営委員会要項		再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 福井大学内部質保証規程	第12条	再掲
	2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	第11条	再掲
	2-1-1-07 福井大学全学自己点検・評価の実施ガイドライン	1.(4) 2.(4) 3.(4)	再掲
	2-2-7-01 令和3年度における部局等の自己点検・評価及び外部評価結果について(依頼)		
	2-1-2-02 教育課程の自己点検・評価(モニタリング及びプログラム・レビュー)に関するガイドライン	項目6	再掲
	2-1-3-01 全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン	項目6～8	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目2-2-5、2-2-6】【施設及び設備、学生支援、学生の受入に係る改善・向上のための計画の策定と実施】</p> <p>「全学自己点検・評価実施要項(資料2-1-1-06)」第2条第4号及び第6条第3項に基づき、施設及び設備、学生支援、学生の受入については、「全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン(資料2-1-3-01)」別表1に定めた実施組織が自己点検・評価を行うとともに、改善・向上のための計画の策定と実施に取り組む。実施組織による一連の取組の状況は、同ガイドラインの項目6～8のとおり、教育内部質保証委員会と共有され、同委員会は必要に応じ実施組織に改善を要する事項を通知することとなっている。実施組織は自己点検・評価を実施するのみならず対応措置の計画・実施にも取り組むが、自己点検・評価結果等は全学内部質保証委員会に報告され、実施組織が行う取組は、対応措置の計画・実施も含め、全学内部質保証の枠組みの中に位置づけられている。全学テーマ別自己点検・評価において実施組織が使用する自己点検・評価シートには課題の改善状況の記載が求められており、計画の進捗が確認できることとしている。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【活動取組2-2-A】 【教育課程のモニタリング・レビュー及び全学テーマ別自己点検・評価の実施方法や手順等の策定】</p>	<p>2-1-2-02 教育課程の自己点検・評価(モニタリング及びプログラム・レビュー)に関するガイドライン</p>		再掲
	<p>2-1-3-01 全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン</p>		再掲
	<p>2-2-A-01 モニタリングで用いる点検・評価の様式</p>		
<p>【活動取組2-2-B】 【3ポリシーの組織的改善】</p> <p>第3期中期計画に掲げた3ポリシーの組織的改善を進めるため、全学教育改革推進機構の下に、教職協働による「ポリシー作成作業部会」を設置した。同部会は、教育内部質保証委員会からの委託を受け、令和3年度に学士課程の3ポリシーが第3巡目の認証評価の基準に適合しているか検証を行い、各部署はその結果を踏まえて必要な改善を行った。大学院課程の3ポリシーの見直しは令和2年度に実施した。</p> <p>なお、この取組を踏まえ、内部質保証の一環として「学位授与方針等の確認」を実施することを「福井大学における教育の内部質保証に関する要項(資料2-1-2-01)」第7条に定めるとともに手順等を「学位授与方針等の確認等に関するガイドライン(資料2-1-A-01)」に定め、今後はそれに基づいて3ポリシーの組織的改善を進めることとしている。</p>	<p>2-2-B-01 ポリシー作成作業部会による3ポリシーの検証とそれを踏まえた改善(非公表)</p>		
	<p>2-2-B-02 整備した3ポリシーのホームページにおける公開</p>		
<p>【活動取組2-2-C】 【監事監査結果の法人運営への反映】</p> <p>監事監査意見書に関しては、毎年、監事が学長・各理事・各副学長・各学部長・事務局の各部長と個別に意見交換した後、指摘・提言事項の再精査とフォローアップの要否判断を行っている。その後、学長の指示の下、各指摘・提言事項に対して担当理事を決定し、対応計画もしくは対応状況を監事に提出のうえ、改善を進めている。</p>	<p>2-2-C-01 監事の指摘・提言事項を法人運営の改善に活用した主な例(非公表)</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>【活動取組2-2-A】【教育課程のモニタリング・レビュー及び全学テーマ別自己点検・評価の実施方法や手順等の策定】</p> <p>「教育の内部質保証に関するガイドライン(大学改革支援・学位授与機構)」を踏まえ、教育課程のモニタリング(毎年度)、教育課程のレビュー(6年ごと)、全学テーマ別自己点検・評価(3年ごと)について、点検項目、実施方法、手順等を明確に定めたガイドライン(資料2-1-2-02、資料2-1-3-01)を令和2年度に策定した。</p> <p>令和3年度に教育課程のレビュー及び全学テーマ別自己点検・評価を初めて実施した。効率的かつ客観的に点検・評価を行う上で、点検項目や評価基準等が明記された自己点検・評価シート(資料2-1-2-02の別紙2、資料2-1-3-01の別紙1～5)が有効であったことから、教育課程のモニタリング(令和4年度～)についてもすべての学部・研究科において統一的な方法でモニタリングが実施できるよう、自己点検・評価シートと同様な様式をモニタリング用に作成している(資料2-2-A-01)。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
	2-3-1-01 書面調査シートにおける指摘事項への対応（非公表）		
	2-3-1-02 自己点検シートの例（現況調査の指摘事項への対応）		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 教育課程のレビューに係る自己点検・評価シート（教育内部質保証委員会の意見含む）（非公表）		
	2-3-2-02 全学テーマ別自己点検・評価に係る自己点検・評価シート（施設・設備）（教育内部質保証委員会の意見含む）（非公表）		
	2-3-2-03 全学テーマ別自己点検・評価に係る自己点検・評価シート（学生支援）（教育内部質保証委員会の意見含む）（非公表）		
	2-3-2-04 全学テーマ別自己点検・評価に係る自己点検・評価シート（学生受入）（教育内部質保証委員会の意見含む）（非公表）		
	2-3-2-05 教育学部自己点検評価書（令和3年度）		
	2-3-2-06 教育学部外部評価報告書（令和3年度）		
	2-3-2-07 医学部・医学系研究科自己点検・評価書（令和3年度）		
	2-3-2-08 医学部・医学系研究科外部評価報告書（令和3年度）		
	2-3-2-09 工学部・工学研究科自己点検評価書（令和3年度）		
	2-3-2-10 工学部・工学研究科外部評価報告書（令和3年度）		
	2-3-2-11 国際地域学部自己点検評価書（令和3年度）		
	2-3-2-12 国際地域学部外部評価報告書（令和3年度）		
	2-3-2-13 連合教職開発研究科自己点検評価・外部評価書（令和3年度）		
	2-3-2-14 連合教職開発研究科外部評価報告書（令和3年度）		
	2-3-2-15 全学内部質保証委員会での審議（学部等）（非公表）		
	2-3-2-16 IR室による第3期中期目標・中期計画の進捗状況の検証（非公表）		
	2-3-2-17 第3期中期目標・中期計画の達成状況に係る改善に向けた自己点検・評価報告書（非公表）		
	2-3-2-18 機能強化経費（機能強化促進分）の戦略・取組における進捗状況等の確認（非公表）		
2-3-2-19 「成果を中心とする実績状況に基づく配分」にかかる共通指標への対応（非公表）			

	2-3-2-20 IRレポート第1号		
	2-3-2-21 IRレポート第2号		
	2-3-2-22 IRレポート第3号		
	2-3-2-23 学生生活実態調査2016報告書		
	2-3-2-24 学生生活実態調査2019報告書		
	2-3-2-25 学生生活実態調査2019の結果への対応状況報告（令和2年度）		
	2-3-2-26 学生生活実態調査2019の結果への対応状況報告（令和3年度）		
	2-3-2-27 福井大学の教育と卒業生についてのアンケート調査2016調査結果		
	2-3-2-28 福井大学の教育と卒業生についてのアンケート調査2019調査結果		
<p>[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	・該当する報告書等		
	2-3-2-23 学生生活実態調査2016報告書		再掲
	2-3-2-24 学生生活実態調査2019報告書		再掲
	2-3-2-25 学生生活実態調査2019の結果への対応状況報告（令和2年度）		再掲
	2-3-2-26 学生生活実態調査2019の結果への対応状況報告（令和3年度）		再掲
	2-3-2-27 福井大学の教育と卒業生についてのアンケート調査2016調査結果		再掲
	2-3-2-28 福井大学の教育と卒業生についてのアンケート調査2019調査結果		再掲
	2-3-3-01 福井大学 教育評価報告書2017		
	2-3-3-02 福井大学 教育評価報告書2019		
	2-3-3-03 地域連携協議会アンケート回答まとめ（非公表）		
	2-3-3-04 第1回学生・教職員協働教育改善小委員会議事要旨（非公表）		
	2-3-3-05 学長と学生との懇談会の実施及び対応状況の学生への周知（非公表）		
	2-2-C-01 監事の指摘・提言事項を法人運営の改善に活用した主な例（非公表）		再掲
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
<p>[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 福井大学教職大学院認証評価結果（令和2年度）		
	2-3-4-02 JABEE認定審査結果報告書（機械・システム工学科機械工学コース、令和4年3月）（非公表）		
	2-3-4-03 JABEE認定審査結果報告書（建築・都市環境工学科都市環境工学コース、令和2年3月）（非公表）		
	2-3-4-04 JABEE認定審査結果報告書（建築・都市環境工学科建築学コース、令和2年3月）（非公表）		

2-3-4-05 JABEE認定審査結果報告書（電気電子情報工学科電子物性工学・電気通信システム工学コース、令和2年3月）（非公表）	
2-3-4-06 JABEE認定審査結果報告書（電気・電子工学科、平成29年3月）（非公表）	

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【分析項目2-3-1】【自己点検・評価等の進捗状況一覧】
 令和元年度から整備している内部質保証体制の下、様々な全学的な自己点検・評価を実施している。具体的には、1）平成28年度より「中期目標・中期計画の進捗に係る自己点検・評価（資料2-3-2-16）」、2）令和2年度に「中期目標・計画の達成状況に係る改善に向けた自己点検・評価（資料2-3-2-17）」、3）令和3年度に「教育の内部質保証に係る自己点検・評価」を実施するとともに、令和3年度～4年度に「機関別認証評価基準等に基づく自己点検・評価（資料2-1-1-07の項目4）」を実施中である。特に、3）については、教育課程のレビュー（資料2-3-2-01）、全学テーマ別自己点検・評価（資料2-3-2-02～04）を実施するとともに、各学部・研究科の自己点検・評価及び外部評価も行った（資料2-3-2-05～14）。また、これら点検・評価の結果に基づき、課題の抽出と改善策の検討を行った（別紙様式2-3-1、資料2-3-2-15）。今後、順次改善に資することとしている。
 別紙様式2-3-1には、比較的最近のこれらの取組だけでなく、従来から行ってきた経営協議会の学外委員の意見への対応なども含め、改善向上の主な取組概要を幅広く記載している。特に成果の上だったものについては、特記事項②及び【優れた成果が確認できる取組】に詳細を記載している。

【分析項目2-3-1】【自己点検シートの活用】
 様々な自己点検・評価、外部評価等において抽出・指摘された改善を要する事項について、その対応部署、具体的な改善等の対応状況、改善結果の確認などを見える化した「自己点検シート（資料2-3-1-02）」を活用し、評価結果への対応を組織的に把握することとしている。

【分析項目2-3-1】【現況分析の「書面調査シート」における指摘への対応】
 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された事項について、内部質保証実施小委員会のもとに設置した認証評価対応部会（資料2-1-1-03）を中心として全学や各部署で点検・見直しを行い、適切に対応している（資料2-3-1-01、-02）。

【分析項目2-3-2】【機能強化経費（機能強化促進分）の戦略・取組における進捗状況等の確認】
 機能強化経費にかかる評価指標（KPI）の進捗状況は運営費交付金の配分額に影響を及ぼすことから、KPI進捗状況の定期的なモニタリングを実施すると共に、進捗状況及び次年度以降の取組内容の確認のため、役員による期末ヒアリングを行うことにより、目標の確実な達成を目指している（資料2-3-2-18）。
 また、KPIや特徴データ（中期計画の進捗を確認する指標）の達成状況、教育・研究・社会貢献に関する表彰等の客観的な評価実績、教育研究組織整備実績及び役員ヒアリングによる評価結果を総合的に勘案し、評価に基づいたメリハリの効いた予算配分を行っている。さらに、評価配分の配分率を令和2年度の90～110%から令和3年度には85～115%に拡大し、進捗の加速を促すこととした。これらの取組により、各主要KPIについて、一部新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため達成できない項目はあったものの、残りすべての項目で目標値を達成することができた。

【分析項目2-3-2】【「成果を中心とする実績状況に基づく配分」にかかる共通指標への対応】
 共通指標による評価配分は令和元年度から導入されており、86大学をグループ分けし、そのグループの中で共通指標の実績を基に相対評価を行って、運営費交付金の一部を配分する仕組みで、減額となった場合、本学の教育研究活動に支障をきたすことが危惧され、各指標の実績値を上げていくことが重要課題である。
 本学では、学長のガバナンスのもと、各指標の窓口担当課が、部局長や実施教員と共に評価結果の要因分析、今後の対応策及び実施に向けたスケジュール等を検討の上、対応調書にまとめ、担当理事が確認を行った後、対応策に対する所見を担当課にフィードバックしている。担当課では、理事からの所見を受けて対応策を再度検討の上、具体的な取組を実施する手順とし、理事と担当課（部局長や実施教員を含む）が一体となって各指標の実績向上に向けた取組を着実に進める仕組みを構築している（資料2-3-2-19）。

【分析項目2-3-3】【福井大学の教育と卒業生についてのアンケート調査の反映】
 本学学生を採用した企業等を対象として「福井大学の教育と卒業生についてのアンケート調査」を3年ごとに実施している（資料2-3-2-27、-28）。その結果はキャリア教育の拡大や就職支援の向上に資しており（注1）、それも一助となり、高い就職率が維持されるとともに本学の就職支援体制に対する採用側の満足度がさらに向上している（注2）。
 （注1）学生の多様なキャリア形成を図り、就職活動等を支援することを目的として、平成28年12月にキャリアセンターを設置し、共通教育科目「キャリアデザイン」と工学部専門科目「インターンシップ」をセンター主導で開講するなど体系的なキャリア教育の整備を進める（資料6-5-A-01_05）～03_05）とともに、合同・個別企業説明会、就職支援講座、経営者協会等の外部組織との連携による支援などの手厚い就職支援を実施している。コロナ禍にあっても、各種取組をオンラインやオンデマンドでの実施に切替えて切れ目のない支援を行った。
 （注2）毎年3月上旬に開催する合同企業説明会において、県内外の企業や官公庁などの採用担当者に対し、キャリアセンター・キャリア支援課の就職支援に対する満足度（10点満点）をアンケート調査している（コロナ禍の影響により、令和元年度から中断）。その結果、満足度は平成28年度の8.0から平成30年度には8.4へと上昇した。さらに、人事担当者に対する民間の調査（日経リサーチ「企業の人事担当者から見た大学イメージ調査2019」）では、就職支援に熱心に取組んでいる大学として複数学部を有する国立大学の中で1位（私立大学を含めた全大学中では7位）となった。

<p>【分析項目2-3-4】 【分野別第三者評価の受審】 教職大学院では、教員養成評価機構による認証評価を平成2年度に受審し、教職大学院評価基準に適合していると認定されている(資料2-3-4-01)。 工学部では、複数の学科・コースが日本技術者教育認定機構(JABEE)による認定を受けている(認定期間が令和4年3月31日までのものについては、令和4年度に中間審査を受審することとしている)(資料2-3-4-02~06)。 医学部医学科では、日本医学教育評価機構(JACME)による医学教育分野別評価基準に基づく医学教育分野別評価を令和5年度に受審する。 医学部看護学科では、日本看護学教育評価機構(JABNE)による看護学教育評価基準に基づく看護学教育分野別評価を令和7年度に受審する予定である。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【活動取組2-3-A】 【教育課程のモニタリング・レビュー及び全学テーマ別自己点検・評価による点検・改善】</p>	<p>2-1-2-02 教育課程の自己点検・評価(モニタリング及びプログラム・レビュー)に関するガイドライン</p>	再掲
	<p>2-1-3-01 全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン</p>	再掲
	<p>2-3-2-01 教育課程のレビューに係る自己点検・評価シート(教育内部質保証委員会の意見含む)(非公表)</p>	再掲
	<p>2-3-2-02 全学テーマ別自己点検・評価に係る自己点検・評価シート(施設・設備)(教育内部質保証委員会の意見含む)(非公表)</p>	再掲
	<p>2-3-2-03 全学テーマ別自己点検・評価に係る自己点検・評価シート(学生支援)(教育内部質保証委員会の意見含む)(非公表)</p>	再掲
	<p>2-3-2-04 全学テーマ別自己点検・評価に係る自己点検・評価シート(学生受入)(教育内部質保証委員会の意見含む)(非公表)</p>	再掲
	<p>2-3-A-01 教育内部質保証委員会議での審議(非公表)</p>	
	<p>2-3-A-02 教育内部質保証委員会による改善・向上に向けた依頼</p>	
	<p>2-3-A-03 全学内部質保証委員会における審議(非公表)</p>	
	<p>2-3-A-04 教育研究評議会・役員会の議事要旨(非公表)</p>	
<p>【活動取組2-3-B】 【各部局の自己点検・評価及び外部評価による点検・改善】</p>	<p>2-1-1-08 福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項</p>	再掲
	<p>2-3-B-01 学部等の評価結果の確認に関するガイドライン</p>	
	<p>2-3-2-05 教育学部自己点検評価書(令和3年度)</p>	再掲
	<p>2-3-2-06 教育学部外部評価報告書(令和3年度)</p>	再掲
	<p>2-3-2-07 医学部・医学系研究科自己点検・評価書(令和3年度)</p>	再掲
	<p>2-3-2-08 医学部・医学系研究科外部評価報告書(令和3年度)</p>	再掲
	<p>2-3-2-09 工学部・工学研究科自己点検評価書(令和3年度)</p>	再掲
	<p>2-3-2-10 工学部・工学研究科外部評価報告書(令和3年度)</p>	再掲
	<p>2-3-2-11 国際地域学部自己点検評価書(令和3年度)</p>	再掲
	<p>2-3-2-12 国際地域学部外部評価報告書(令和3年度)</p>	再掲
	<p>2-3-2-13 連合教職開発研究科自己点検評価・外部評価書(令和3年度)</p>	再掲

	2-3-2-14 連合教職開発研究科外部評価報告書（令和3年度）		再掲
	2-3-2-15 全学内部質保証委員会での審議（学部等）（非公表）		再掲
	2-3-B-02 教育研究評議会・役員会の議事要旨（非公表）		
	2-3-B-03 第三者評価者の意見への対応及び質保証委員会による進捗検証の例（教職大学院）（非公表）	審議事項（1）	
<p>【活動取組2-3-C】 【国際アドバイザーによる教育評価の実施とそれに基づく改善】</p>	2-3-3-01 福井大学 教育評価報告書2017		再掲
	2-3-3-02 福井大学 教育評価報告書2019		再掲
	2-3-C-01 国際アドバイザーによる教育評価とそれに基づく改善の概要		
<p>【活動取組2-3-D】【学生・教職員協働教育改善小委員会】 令和2年度末に、教育内部質保証委員会のもとに、学生委員が参画する「学生・教職員協働教育改善小委員会」を設けた。小委員会は、全学で実施するアンケートの結果に基づいて課題の抽出及び解決策の提案を行うほか、教育課程、教育内容及び教育方法、学生支援などについて、学生の意見を聴取し大学運営に活かすことを目的としている。 小委員会の設置は、平成29年度に実施した海外大学ベンチマーキングや平成29年度と令和元年度に本学の国際アドバイザーであるキャシー M.タカヤマ博士を招いて実施した教育評価（【活動取組2-3-C】参照）の結果、教育改善への学生の参画が国際標準であることへの理解が学内で進んだこと、さらに令和元年度に実施した「学長と学生との懇談会」を通して具体的な課題の抽出と改善が見られたことにより、学生との恒常的な対話の場を全学的に整備する必要性が強く認識されて実現したものである。今後、小委員会を定期的に開催し、学生から聴取した意見を改善等に繋げることとしている。</p>	2-3-D-01 福井大学学生・教職員協働教育改善小委員会要項		
	2-3-3-04 第1回学生・教職員協働教育改善小委員会議事要旨（非公表）		再掲
	2-3-3-05 学長と学生との懇談会の実施及び対応状況の学生への周知（非公表）		再掲
<p>【活動取組2-3-E】【学生生活実態調査の反映】 高等教育推進センター学生支援部門では、3年ごとに、全学生を対象とした「学生生活実態調査」を実施し、その結果を報告書として公表している。同部門では調査結果から改善を要する点を抽出し、関係する部署に改善に向けた対応を依頼している。さらに、その対応状況を毎年検証し、報告書に「前回の調査後の改善事項」を掲載するなど改善・対応状況を学生に周知している。このように、学生生活実態調査は、内部質保証の一環として、学生からの意見を組織的に収集し、大学の教育改善や学生の学修環境・生活環境の一層の充実に資する組織的な取組として機能している。</p>	2-3-2-23 学生生活実態調査2016報告書		再掲
	2-3-2-24 学生生活実態調査2019報告書		再掲
	2-3-2-25 学生生活実態調査2019の結果への対応状況報告（令和2年度）		再掲
	2-3-2-26 学生生活実態調査2019の結果への対応状況報告（令和3年度）		再掲
<p>【活動取組2-3-F】【IR室の設置とIR活動による大学運営支援】 本学の教育、研究、財務等に関する学内外の様々な情報を収集・分析し、学長のリーダーシップに基づく戦略的な大学運営を支援するため、平成28年11月にIR室を設置した。 IR室では、年度の間及び年度末に室員が中期計画の進捗状況を確認・検証し、その結果を担当役員から関係部局にフィードバックして計画の着実な実施に繋げており、令和元年度から整備している内部質保証体制の下、全学的な自己点検・評価の一環となっている。 また、平成30年度には、IR室が関係部局と共同で県内外の企業83社及び県内11自治体を対象に実施したニーズ調査の分析結果が学長に報告され、それに基づき、地域創生に資する専門職大学院の実現のため全学から必要な資源を投入することが決定され、大学院国際地域マネジメント研究科（専門職大学院）の令和2年度設置に繋がった。 学内においてIR活動を周知し定着させるため、IR室の活動や分析結果等をまとめた本学独自のIRレポートを、令和3年3月から定期発行している。</p>	2-3-F-01 福井大学IR室規程		
	2-3-F-02 IR室の設置とIR活動による大学運営支援		
	2-3-F-03 平成28年度に係る業務の実績に関する評価結果	p. 2	
	2-3-F-04 平成31事業年度に係る業務の実績及び第3期中期目標期間（平成28～31事業年度）に係る業務の実績に関する報告書	p. 50 p. 51	
	2-3-F-05 令和2事業年度に係る業務の実績に関する報告書	p. 39	
	2-3-2-20 IRレポート第1号		再掲
	2-3-2-21 IRレポート第2号		再掲
	2-3-2-22 IRレポート第3号		再掲

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>[活動取組2-3-A] 【教育課程のモニタリング・レビュー及び全学テーマ別自己点検・評価による点検・改善】 令和3年度に、教育課程のレビュー及び全学テーマ別自己点検・評価を実施した。教育内部質保証委員会は、提出された自己点検・評価シートを確認し、改善を要する点等を「教育内部質保証委員会による意見」として付記し、全学内部質保証委員会に報告した。その後、教育研究評議会及び役員会への報告の上、各部局に改善等に資するようフィードバックしている。このように、新たに構築した内部質保証体制の運用を開始している。 さらに、各学部・研究科に対しては、令和4年度から毎年実施する教育課程のモニタリングも活用して改善・向上に取り組むよう依頼している。</p>
<p>[活動取組2-3-B] 【各部局の自己点検・評価及び外部評価による点検・改善】 「福井大学内部質保証規程」において、部局における自己点検・評価、外部評価の実施が定められている。これに基づき、令和3年度に「福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項」に沿って、各学部・研究科において自己点検・評価、外部評価を実施した。これは、各部局の教育研究活動等の現況をその使命・目的に照らして総合的に検証するものである。外部評価の結果は改善方策等とともに、全学内部質保証委員会に報告され、同委員会では「学部等の評価結果の確認に関するガイドライン」等に基づき、外部評価結果等を確認し、必要に応じて課題や改善点の抽出等を行い、学長に報告した。その後、教育研究評議会及び役員会の議を経て、各部局に改善等に資するようフィードバックしている。さらに、同委員会は改善等の進捗状況について報告を受け、その進捗状況を確認することとしている。 このように、新たに構築した内部質保証体制の運用を開始している。</p>
<p>[活動取組2-3-C] 【国際アドバイザーによる教育評価の実施とそれに基づく改善】 本学では、分野別第三者評価が整備されている領域ではそれを活用するとともに、全学的には国際アドバイザーによる教育評価を受審し、総合的に教育の国際通用性を担保することとしている。この方針のもと、本学の国際アドバイザーであるキャシー M. タカヤマ博士 (Senior Science Education Fellow, Howard Hughes Medical Institute, USA (令和元年度評価実施時)) による外部評価を定期的に行っており、第2期の平成25年度に続き、第3期には平成29年度と令和元年度に国際アドバイザーによる教育評価を実施した。令和元年度の評価では、以前指摘されていた「学生を教育改善の輪の中に組み込めていない」「授業アンケートの質問項目が適切でない」等の問題点が解消されていることが確認され、同博士から「初回の平成25年度の訪問以来、学生中心の教育改革に対する大学全体のアプローチへの私の意見や提案に応じて、大きな進展が見られた」との総括のもと「教育課程の国際通用性に関し早急に改善すべき点は、特に見当たらない」との見解が示された。教育改善への学生の参画が部局レベルで進んだことを受け、令和2年度末には全学として「学生・教職員協働教育改善小委員会」を設けるなど（[活動取組2-3-D]参照）、国際アドバイザーによる外部評価とそれに基づく改善に継続的に取り組んでいる。</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類			
	2-4-1-01 国立大学法人福井大学役員会規則	第2条第2項第4号		
	1-3-3-02 福井大学委員会規程	別表1の全学運営委員会	再掲	
	1-3-3-01 国立大学法人福井大学教育研究評議会規則	第3条第3号	再掲	
	2-1-1-01 国立大学法人福井大学内部質保証に関する基本方針	項目9	再掲	
	2-1-1-02 福井大学内部質保証規程	第12条	再掲	
	2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	第10条	再掲	
	2-1-1-08 福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項	第9条	再掲	
	2-3-B-01 学部等の評価結果の確認に関するガイドライン	項目2	再掲	
	2-1-1-06 福井大学全学自己点検・評価実施要項	第8条	再掲	
	2-4-1-02 センター等の評価に関するガイドライン	項目3		
	2-1-A-01 学位授与方針等の確認等に関するガイドライン		再掲	
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 (大学院の改組に係る審議等)			
	2-4-1-03 第38回全学運営会議(大学院の改組)資料(非公表)			
	2-4-1-04 第38回全学運営会議(大学院の改組)議事要旨(非公表)	2. 審議事項(4)		
	2-4-1-05 教育研究評議会(平成31年2月6日開催)(大学院の改組)資料			
	2-4-1-06 教育研究評議会(平成31年2月6日開催)(大学院の改組)議事要旨	3. 審議事項(1)		
	2-4-1-07 第179回役員会(大学院の改組)資料			
	2-4-1-08 第179回役員会(大学院の改組)議事要旨	3. 審議事項(1)		
	1-1-1-04 連合教職大学院の設置 設置計画の概要			再掲
	1-1-B-04 令和2年度(2020年度)概算要求福井大学大学院組織整備計画			再掲
	1-1-1-05 国際地域マネジメント研究科の設置 基本計画書			再掲
	1-1-1-06 工学研究科(博士前期課程)の改組 基本計画書			再掲
(3ポリシーの見直しに係る審議等)				
2-2-B-01 ポリシー作成作業部会による3ポリシーの検証とそれを踏まえた改善(非公表)			再掲	
(その他の組織改組等)				
1-1-1-01 国際地域学部の設置 基本計画書			再掲	

	1-1-1-02 教育学部の改組 名称変更の概要		再掲
	1-1-1-03 工学部の改組 設置計画の概要		再掲
	2-4-1-09 全学内部質保証委員会での審議（センター等）（非公表）	3. 審議事項(4)	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目2-4-1】【教育研究上の基本組織の新設や変更等への対応】 自己点検・評価、第三者評価及び外部評価等の結果に基づき、学部又は研究科その他教育研究上の組織の改廃等の重要な見直しが必要と認められたものについて、その改善等に取り組むこととしている。中でも、センター等については、改廃や専任教員の配置の妥当性などの観点から、全学内部質保証委員会で評価の上、役員会の議を経て学長が決定している(資料2-1-1-08(第9条第2項)、資料2-4-1-02、-09)。他方、学部又は研究科の新設・改組などの重大な見直しについて、学長は、自己点検・評価、第三者評価及び外部評価等の結果も参考にしつつ、十分な情報(資料2-4-A-01~03、資料2-4-B-01~04など)に基づき現状把握・分析を行い、適切性及び必要性などを検証した上で、関連する部局等との密接な連携のもと、順次、関連委員会等、教育研究評議会、経営協議会、役員会など学内主要会議の議を経て実施することとしている。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組2-4-A】 【国際地域学部の設置】	2-4-A-01 高校生、企業、自治体に対するニーズ調査結果（非公表）		
	2-4-A-02 経営者協会との打合せ記録（非公表）		
	2-4-A-03 地域の産業界、行政、教育界からの要請（設置の趣旨等を記載した資料抜粋）（非公表）		
【活動取組2-4-B】 【専門職大学院国際地域マネジメント研究科の設置】	2-4-B-01 学部学生に対するニーズ調査結果（非公表）		
	2-4-B-02 経営者協会からの意見（非公表）		
	2-4-B-03 経営者協会への相談記録（非公表）		
	2-4-B-04 企業、自治体、在学生等からの期待（設置の趣旨等を記載した資料抜粋）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組2-4-A】【国際地域学部の設置】 学長の指示に基づき、県内高校生、教育界、産業界、自治体等へのニーズ調査や福井県経営者協会等の経済団体との意見交換等、ステークホルダーからの意見聴取を組織的に実施し、その結果を分析することにより、グローバル化が進展する地域において地域創生を担う人材を学生の主体的な学びを重視したカリキュラムのもと育成する国際地域学部の設置が平成28年度に実現した。学部のアドバイザーボード機能を担う組織として、企業・自治体等が加わった「地域連携協議会」を年1~2回のペースで定期的に開催し、協議において得た評価・助言を学部運営の改善に役立てている。			
【活動取組2-4-B】【専門職大学院国際地域マネジメント研究科の設置】 平成30年度に、学長の指示に基づき、地域に必要とされる今後の人材育成の在り方を探るため、IR室が関係部局と共同で、概ね10か月かけて、県内外の企業83社、県内11自治体を対象に調査・分析を行い、地域事情や人口見通し、高等教育の状況、産業政策動向と合わせ、学長に報告した。この報告も一助となり、地域創生に資する社会人へのリカレント教育を担う専門職大学院の設置を目指して全学から必要な資源を投入することが決定され、専門職大学院国際地域マネジメント研究科の令和2年度設置が実現した。なお、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において、「地域創生に資する専門職大学院の新設」が「優れた点」としてあげられた。			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人福井大学人事基本方針	項目2の(1) 項目3の(1)	
	2-5-1-02 国立大学法人福井大学職員人事規程	採用：第5条 昇格：第12条	
	2-5-1-03 国立大学法人福井大学人事会議要項		
	2-5-1-04 福井大学の大学教育職員の選考基準に関する細則		
	2-5-1-05 国立大学法人福井大学大学教育職員の採用及び昇格等に係る人事手続きに関する細則		
	(各部局関連)		
	2-5-1-06 福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教員選考要項（非公表）		
	2-5-1-07 福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教員選考基準に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-08 福井大学教育・人文社会系部門教員養成領域における教員選考に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-09 福井大学教育・人文社会系部門総合グローバル領域における教員選考に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-10 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科担当教員資格審査要項（非公表）		
	2-5-1-11 大学院国際地域マネジメント研究科担当教員資格審査要項		
	2-5-1-12 学術研究院医学系部門教員選考要項（非公表）		
	2-5-1-13 学術研究院医学系部門教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-14 学術研究院医学系部門教員選考要項に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-15 学術研究院医学系部門教員選考基準に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-16 大学院医学系研究科の大学院担当教員の選考要項		
	2-5-1-17 学術研究院工学系部門教員選考要項（非公表）		
2-5-1-18 学術研究院工学系部門教員選考基準に関する申合せ（非公表）			
2-5-1-19 学術研究院工学系部門教員選考に関する申合せ（非公表）			
2-5-1-20 大学院工学研究科博士前期課程担当教員の資格審査に関する要項（非公表）			
2-5-1-21 大学院工学研究科博士後期課程担当教員の資格審査に関する要項（非公表）			

	2-5-1-22 教育研究上の指導能力評価実施状況について		
	・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-23 採用選考例（教育学部）（非公表）		
	2-5-1-24 昇格審査例（教育学部）（非公表）		
	2-5-1-25 採用選考例（国際地域学部）（非公表）		
	2-5-1-26 昇格選考例（国際地域学部）（非公表）		
	・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-27 採用選考例（連合教職開発研究科）（非公表）		
	2-5-1-28 昇格選考例（連合教職開発研究科）（非公表）		
	2-5-1-29 採用選考例（工学研究科）（非公表）		
	2-5-1-30 昇格選考例（工学研究科）（非公表）		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・ 明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人福井大学教員活動状況評価規程		
	2-5-2-02 国立大学法人福井大学教員業績評価規程		
	1-3-3-02 福井大学委員会規程	第3条第8項 別表2の全学内部 質保証委員会	再掲
	2-5-2-03 福井大学教員評価小委員会要項		
	2-5-2-04 福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教員評価実施委員会要項		
	2-5-2-05 福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教員業績評価実施委員会要項		
	2-5-2-06 福井大学学術研究院医学系部門教員評価実施委員会要項		
	2-5-2-07 福井大学学術研究院工学系部門教員評価実施委員会要項		
	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-08 国立大学法人福井大学教員活動状況評価実施細則（非公表）		
	2-5-2-09 平成26年度実施教員評価結果		
	2-5-2-10 平成29年度実施教員評価結果		
	2-5-2-11 令和3年度実施教員活動状況評価結果		
	2-5-2-12 年俸制適用教員に係る業績評価等について（旧年俸制）（非公表）		
	2-5-2-13 令和元年度実施教員業績評価結果（旧年俸制）（非公表）		

	2-5-2-14 令和2年度実施教員業績評価結果（旧年俸制）（非公表）		
	2-5-2-15 令和3年度実施教員業績評価結果（旧年俸制）（非公表）		
	2-5-2-16 国立大学法人福井大学教員業績評価実施細則（非公表）		
	2-5-2-17 令和3年度教員業績評価結果（年俸制）（非公表）		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	2-5-3-01 学長・理事が実施する評価結果に基づく教育職員の表彰(直近3年の実績)		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人福井大学教員活動状況評価規程	第12条	再掲
	2-5-3-02 国立大学法人福井大学職員給与規程	第31条の2 第31条の3	
	2-5-2-02 国立大学法人福井大学教員業績評価規程	第14条	再掲
	2-5-2-12 年俸制適用教員に係る業績評価等について（旧年俸制）（非公表）	項目3	再掲
	2-5-2-08 国立大学法人福井大学教員活動状況評価実施細則（非公表）		再掲
	2-5-3-03 国立大学法人福井大学職員表彰規程	第4条第2号	
	2-5-3-04 福井大学における優れた教育成果を挙げた者に対する表彰実施細則		
	2-5-3-05 福井大学における優れた研究成果を挙げた者に対する表彰実施細則		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 国立大学法人福井大学教員活動状況評価規程		再掲
	2-5-2-08 国立大学法人福井大学教員活動状況評価実施細則（非公表）		再掲
	2-5-2-09 平成26年度実施教員評価結果		再掲
	2-5-2-10 平成29年度実施教員評価結果		再掲
	2-5-2-11 令和3年度実施教員活動状況評価結果		再掲
	2-5-2-12 年俸制適用教員に係る業績評価等について（旧年俸制）（非公表）		再掲
	2-5-2-13 令和元年度実施教員業績評価結果（旧年俸制）（非公表）		再掲
	2-5-2-14 令和2年度実施教員業績評価結果（旧年俸制）（非公表）		再掲
	2-5-2-15 令和3年度実施教員業績評価結果（旧年俸制）（非公表）		再掲
	2-5-2-02 国立大学法人福井大学教員業績評価規程		再掲
2-5-2-16 国立大学法人福井大学教員業績評価実施細則（非公表）		再掲	
2-5-2-17 令和3年度教員業績評価結果（年俸制）（非公表）		再掲	

<p>[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p> <p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 国立大学法人福井大学事務局組織規程 2-5-5-02 教育関係事務組織図</p> <p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-1-02 国立大学法人福井大学職員人事規程 2-5-5-03 福井大学における技術専門員等に関する細則 2-5-5-04 福井大学工学部技術部組織規程 2-5-5-05 技術部配置図 2-5-5-06 教育活動に関わる職員の資格取得状況</p> <p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧 2-5-5-07 福井大学ティーチング・アシスタント実施要項 2-5-5-08 福井大学スチューデント・アシスタント実施要項 2-5-5-09 教育学研究科におけるティーチング・アシスタントに関する申合せ 2-5-5-10 連合教職開発研究科におけるティーチング・アシスタントに関する申合せ 2-5-5-11 T・A任用方針等の申合せ（工学研究科） 2-5-5-12 福井大学運営活動貢献認定 2-5-5-13 実験等の授業への技術職員の配置状況</p>	<p>別表</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p> <p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-6-01 ティーチング・アシスタント制度について（個別説明用資料、全学共通） 2-5-6-02 ティーチング・アシスタントに対するガイダンス資料（全学共通） 2-5-6-03 スチューデント・アシスタントに対するマニュアルの例（非公表）</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目2-5-1】【人事会議の役割】 大学教員に関する採用及び昇格の実施にあたっては、学長と常任理事で構成する人事会議において、学術研究院の各部門が作成する「毎年度の人員計画」「公募要項等」の審議を行い、その諾否を決定している。また、採用及び昇格にあたっては、各部門において候補者を選考した後に学長への推薦を求め、学長は必要に応じて人事会議の議を経て選考し、任命することとしている(資料2-5-1-05)。</p>			
<p>【分析項目2-5-2】【新たな教員評価制度の構築】 従来から、全教員を対象とした「教員評価」(3年ごと)と年棒制教員(旧年棒制教員)を対象とした「業績評価」(毎年度)を実施していたが、令和元年度に、人事給与マネジメント改革における新年棒制導入の方針のもと、教員評価制度の見直しを実施し、FDを目的とする「教員活動状況評価」(全教員対象、3年ごとに実施)と、適切な処遇等反映を目的とする「教員業績評価」(年棒制教員対象、毎年度実施)に区分するなど新たな教員評価制度を構築し、関係規程等を整備した(教員活動状況評価については「福井大学教員活動状況評価規程(資料2-5-2-01)」及び「福井大学教員活動状況評価実施細則(資料2-5-2-08)」、また教員業績評価については「福井大学教員業績評価規程(資料2-5-2-02)」及び「福井大学教員業績評価実施細則(資料2-5-2-16)」)。さらに、内部質保証体制の整備に併せ、全学内部質保証委員会が教員評価を統括し、その下に教員評価の実施を取り纏める教員評価小委員会を設置している(資料2-5-2-03)。なお、令和4年度から「教員業績評価」を全教員対象とすることとしている。</p>			
<p>【分析項目2-5-5】【教務関係等事務職員の配置】 本学は、教育学部、工学部・工学研究科、国際地域学部・国際地域マネジメント研究科、連合教職開発研究科を「文京キャンパス(福井市)」に、医学部・医学系研究科・附属病院を「松岡キャンパス(永平寺町)」に、また工学部・工学系研究科の一部(原子力安全工学関連)を「敦賀キャンパス(敦賀市)」に配しており、それぞれのキャンパスには教務関係等事務職員を適切に配置している(資料2-5-5-02)。</p>			
<p>【分析項目2-5-5】【医学部の技術職員の根拠規定】 医学部の技術職員については、「国立大学法人福井大学職員人事規程(資料2-5-1-02)」第3条第2項の別表に「教室系技術職員(教育・医学系)」とあるのが根拠になる。</p>			
<p>【分析項目2-5-5】【ティーチング・アシスタントに対する指導】 ティーチング・アシスタントに対しては、令和3年度までは授業担当教員や指導教員が個別に業務内容や注意すべき事項などについて資料2-5-6-01に基づいて説明を行ってきたが、令和4年度からはそれに加え資料2-5-6-02を用いて全体に対して説明を行っている。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01 財務諸表（令和3事業年度）		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02 令和3事業年度国立大学法人福井大学監査報告		
	3-1-1-03 令和3年度会計監査人の監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01 予算・決算の状況30%以上乖離理由（非公表）		
	3-1-2-02 経常損失及び特別損失理由（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組3-1-A] 【教育研究活動に必要な予算の戦略的配分】	3-1-A-01 重点配分経費（令和3年度）		
	3-1-A-02 重点領域への予算配分（平成28年度～令和3年度）		
[活動取組3-1-B] 【予算配分・執行における「調整枠制度」の構築】	3-1-B-01 調整枠制度について（概要）		
[活動取組3-1-C] 【基金事務局による寄附金獲得への取組】	3-1-C-01 基金パンフレット		
	3-1-C-02 基金ニュースレター		
	3-1-C-03 支援を受けた学生さんの声		
	3-1-C-04 支援を受けた学生さんの声（新聞記事）（非公表）		
	3-1-C-05 福井大学基金規程		
	3-1-C-06 「福井大学同窓経営者の会」設立（ニュースレター）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

【活動取組3-1-A】【教育研究活動に必要な予算の戦略的配分】

第3期中期計画に「学長のリーダーシップのもと、本学の教育・研究・医療・社会貢献等の機能を強化できるようガバナンス体制の点検、見直しを継続的に行うとともに、IR体制を強化し、財務データの分析等により、戦略的・効果的な資源配分を行う。」をあげ、大学改革及び機能強化を継続的に進めるための取組や教育改革を推進するために必要な経費を「重点配分経費」の中に確保し、公募やヒアリングなどを実施しながら教育研究活動等に必要な予算を適切に配分している。機能強化経費の配分においては、毎年度、役員ヒアリングを実施し、事業ごとに各取組の執行実績やKPIの達成状況等を確認・評価し、基礎額に対して配分率を設定するメリハリある予算配分を行う仕組みを導入している。配分率も令和3年度には前年度配分率90-110%から85-115%に範囲を拡大するなど、機能の強化を図っている。

特に、本学が強みとする画像医学、遠赤外領域開発、原子力安全の重点領域による機能強化を促進するため、文部科学省からの機能強化経費に加え、当該重点研究分野に対し重点配分することとしており、目標値（第2期中配分総額の10%増）を上回る実績を上げている。画像医学分野では虐待を含むマルトリートメント予防のための脳画像研究についての成果が、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「特色ある点」として評され、さらにその後の計画の進展によって得られた成果が令和2年度に係る業務実績評価結果において、「注目される事項」として取り上げられ、特に「虐待などのマルトリートメント予防モデル構築のための研究」が令和2年度文部科学大臣表彰(科学技術賞(研究部門))を受賞したことは成果が優れていることの証左である。また、遠赤外領域開発分野では、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「先進ジャイロトロンの開発」が「優れた点」として取り上げられているほか、「先端的画像医学研究の推進」、「PET/MRI研究における先導的研究の推進」、「原子力安全・危機管理研究の推進」が「特色ある点」と評価されている。これらは、この重点配分等により顕著な成果が上がっていることの証左である。

【活動取組3-1-B】【予算配分・執行における「調整枠制度」の構築】

財務分析(財務IR)を活用して、年度ごとの必要額に見られる「年度特有の予算」については、単年度ではなく3年間の予算枠を設定し、部局が予算枠の範囲内で各年度の予算額を柔軟に設定でき、予算の残額を翌年度以降に繰り越せる「調整枠制度」を平成30年度に構築し、平成31年4月から導入した。「調整枠制度」の運用により、部局の事業計画に基づき、3年間の予算枠の範囲内で毎年度の予算の過不足を部局間で調整し合った結果、単年度予算では行えない高額な事業の実施や計画的対応ができ、また「調整枠制度」は基盤枠予算の経年比較が容易に行え、調整枠予算の3か年計画の立案と翌年度繰越が可能なスキームであることから、予算執行のムダ・ムラ・ムリの排除と徹底した経費削減に繋がった。さらに、基盤的な経費の可視化が可能となったため、経費を削減した部局にインセンティブを付与する「経費削減プラン報奨制度」を新たに構築し運用を開始した。

これらの取組は、平成30年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、さらに、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「優れた点」としてあげられ「財務分析(財務IR)を活用して、必要額に年度ごとの差が見られる「年度特有の予算」については、単年度ではなく3年間の予算枠を設定し、部局が予算枠の範囲内で各年度の予算額を柔軟に設定し、及び予算の残額を翌年度以降に繰り越せる仕組みを平成30年度に構築している。令和元年度には、画像医学研究の基幹設備(492万円)や、義務教育学校の電話設備(400万円)の更新等、合計4部局において従来の単年度の予算では賅えない事業を3年間の予算枠を活用して実施し、翌年度への予算繰越が可能となったことでコスト意識が啓発され、約400万円の経費削減につながっている。」と評される等、法人評価委員会から度々評価されており、これらは優れた成果の証左である。

【活動取組3-1-C】【基金事務局による寄附金獲得への取組】

21世紀のグローバル社会において高度専門職業人として活躍できる人材の育成・輩出・イノベーションの創出並びに地域の知の拠点として、地域社会の持続的発展のために活用することを目的とした福井大学基金(羽ばたけ基金)を設け(平成26年3月)、新たに設置した基金事務局(平成29年4月)を中心に、企業等の法人や卒業生等、ステークホルダー別に戦略的な募金活動を実施するなど、積極的に寄附金獲得を進めている。中でも、企業等の長として責任の在る卒業生を組織会員とする「福井大学同窓経営者の会」を設立(平成30年3月)し、寄附拡大に繋がる強力な基盤を構築している。これまでに獲得した寄附金は令和4年5月末で総額5億円に達している。さらに、福井県のふるさと納税を活用して、大学応援・新型コロナ学生支援として令和3年末までに本学に総額約7千万円をいただいております、福井県との協議により事業の追加や大学への交付割合の引き上げの交渉などにより、寄附金の増額に繋がっている。

これらの取組は、平成28年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」、令和元年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、さらに第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「優れた点」としてあげられるなど、法人評価委員会から度々評価を受けており、これは優れた成果の証左である。

【改善を要する事項】

該当なし

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-03 国立大学法人福井大学法人規則	第7条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第14条の2	再掲
	3-2-1-01 運営体制（組織図）		
	2-4-1-01 国立大学法人福井大学役員会規則	第2条	再掲
	3-2-1-02 国立大学法人福井大学学長選考・監察会議規則	第2条 第3条 第4条 第5条	
	3-2-1-03 国立大学法人福井大学経営協議会規則	第2条 第3条	
	1-3-3-01 国立大学法人福井大学教育研究評議会規則	第2条 第3条	再掲
	1-3-3-03 国立大学法人福井大学総合戦略室規程	第2条 第3条 第4条	再掲
	1-3-3-02 福井大学委員会規程	第2条 第3条	再掲
	3-2-1-04 国立大学法人福井大学の円滑な運営に関する会議等に関する要項	第2条	
	1-3-1-10 国立大学法人福井大学役員規則	第2条 第2条の2 第3条 第4条 第6条	再掲
	1-3-1-11 国立大学法人福井大学理事に関する規則	第2条	再掲
	1-3-1-12 福井大学副学長に関する規程	第2条 第3条 第4条	再掲
	3-2-1-05 福井大学学長補佐に関する規程	第2条 第3条 第4条	
	3-2-1-06 福井大学学部長等任命等に関する規程	第2条 第6条	
	3-2-1-07 福井大学参与に関する規程	第2条 第3条	
3-2-1-08 国立大学法人福井大学特別顧問に関する規程	第2条 第3条		

	3-2-1-09 国立大学法人福井大学学長顧問規程	第2条 第3条	
	3-2-1-10 国立大学法人福井大学監事候補者選考委員会要項	第2条 第3条	
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	3-2-1-11 役職者一覧		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組3-2-A] 【ガバナンス・コードに関する取組】 政府の『統合イノベーション戦略（平成30年6月15日閣議決定）』を受け、国立大学協会が策定した「国立大学法人ガバナンス・コード」に基づき、適合状況等を令和3年2月に社会へ公表した。併せて、本学の経営又は運営体制を整備するものとし、役員並びに副学長、学長補佐、学部長、研究科長及び部門長の責務・役割、人材育成等について明確化した「国立大学法人福井大学における経営・運営体制の整備等について」を公表した。 適合状況について自ら定期的に点検と公表を行うことを通じて戦略的な法人経営を行い、また、社会からの理解と信頼を得るため、令和3年10月公表の報告書においては、判断の根拠や十分な説明等を追加するなどして適合状況を取り纏めている。	3-2-A-01 国立大学法人福井大学における経営・運営体制の整備等について		
[活動取組3-2-B] 【ガバナンスの強化に関する取組】	3-2-B-01 福大ビジョン2040		
	2-5-1-01 国立大学法人福井大学人事基本方針		再掲
	3-2-A-01 国立大学法人福井大学における経営・運営体制の整備等について		再掲
[活動取組3-2-C] 【法令遵守及び危機管理等に関する取組】 役職員及び学生等の安全確保と社会的な責務を果たすことを目的に、リスク管理及び危機管理について必要な事項を「リスクマネジメント基本規則」として定めている。 学長を議長とするリスクマネジメント会議を設置し、リスク管理及び危機管理の企画・立案、マニュアル等の策定、教育及び訓練の実施等に関する事項を審議する体制を整備している。加えて、危機が発生または発生するおそれがある場合において、速やかに危機対策本部を設置することを定めている。 また、第3期中期計画に法令遵守のための教育を着実に進めることを掲げており、同会議において毎年度「コンプライアンス研修等実施計画」を策定している。その中で全学的に行う研修については指定研修として位置付け、受講率や理解度を毎年把握し、研修受講を促している。	3-2-C-01 国立大学法人福井大学リスクマネジメント基本規則		
	3-2-C-02 国立大学法人福井大学リスクマネジメント会議要項		
	3-2-C-03 令和3年度コンプライアンス研修等実施実績		

<p>【活動取組3-2-D】 【公的研究費等の不正使用等防止等に関する取組】 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）を踏まえて、本学における公的研究費の適正な管理・運営体制及び研究活動における不正行為の防止体制を整備し、防止に努めている。一層のコンプライアンスの向上に努めることを、ホームページで最高管理責任者（学長）が宣言しており、より実効性のあるものになるよう適時、見直しを行っている。 また、本学の研究費等を運営・管理するために「不正防止計画推進室」を設置している。当室において実施計画を策定し、コンプライアンス教育と啓発活動を実施するとともに、コンプライアンス推進責任者（各部局長）に対しては、実施計画及び不正防止計画、研究費不正・不適切使用防止の手引き、不正使用事案等を確認し、各部局におけるより一層の不正使用の防止に努めるよう周知している。</p>	3-2-D-01 国立大学法人福井大学における研究費等の取扱いに関する規則		
	3-2-D-02 国立大学法人福井大学における研究費等の不正使用への対応に関する取扱規程		
	3-2-D-03 公的研究費等の不正使用等防止等に関する取組		
	3-2-D-04 福井大学不正防止計画		
	3-2-D-05 福井大学における研究費等の運営・管理に係るコンプライアンス教育実施規程		
	3-2-D-06 令和3年度福井大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画		
	3-2-D-07 体制整備等の状況に関する実態調査結果		
<p>【活動取組3-2-E】 【災害発生時に備えたマニュアル作成と安否確認システムの構築】</p>	3-2-E-01 携帯型の大地震マニュアルと安否確認システム		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>【活動取組3-2-B】 【ガバナンスの強化に関する取組】 令和元年度に新理念「格致によりて人と社会の未来を拓く」を制定し、その理念を実現するための道標として、本学の未来像を具現化するための「福大ビジョン2040」を令和2年度に取りまとめている。また、自らの使命を自覚し、人類の将来を視野に入れた諸課題に挑戦でき、職責の遂行に最善の努力を果たすことのできる人材を求めることを明確にした「人事基本方針」並びに本学の経営又は運営体制を整備するための基本方針として「国立大学法人福井大学における経営・運営体制の整備等について」をそれぞれ策定している。さらに、学長のリーダーシップによる戦略的な法人運営を促進するため、本法人の経営方針、経営戦略その他重要課題について統轄的観点から企画立案及び総合調整を行うことを目的とした「総合戦略室（資料1-3-3-03）」を設置している。総合戦略室の下、「リベラルアーツ教育」や「SDGs」などの特定の課題をテーマとした教職協働のプロジェクトチームを設置し、専門的な調査、企画立案を行うことなど新たな取組を実施している。 このような学長のリーダーシップによる各種方針の策定や体制整備の実施など、戦略的な法人運営体制を強化していることが、令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、「学長のリーダーシップによる戦略的な法人運営を促進するため、本法人の経営方針、経営戦略その他重要課題について統轄的観点から企画立案及び総合調整を行うことを目的とした「総合戦略室」の設置を決定し、総合戦略室の下、特定の課題について専門的な調査、企画立案を行うプロジェクトチームとして「リベラルアーツ教育」や「SDGs」等をテーマにした7つのプロジェクトチーム設置を決定している。」と評され、これは優れた成果の証左である。</p>			
<p>【活動取組3-2-E】 【災害発生時に備えたマニュアル作成と安否確認システムの構築】 (1)大地震が発生した場合、学生が的確に判断し、迅速かつ臨機応変に行動できるよう、携帯型(ポケットサイズ)の「大地震マニュアル」を学部ごとにそれぞれ整備し、平成28年4月に全学生に配付した。また、学生の安否確認については、学内の施設等が被災しても対処できるよう、学外のサーバを利用しメールにて安否確認ができる体制を整備した。この取組は、平成27年度に係る業務実績評価結果において、「大地震が発生した際に学生が迅速かつ臨機応変に行動できるよう、携帯型(ポケットサイズ)の大地震マニュアルを学部ごとに作成するとともに、学生の安否確認については、学内の施設等が使用できないような状況においても学外のサーバを利用しメールにて把握ができる体制を整備している。」と「注目される事項」として取り上げられた。 (2)当初はメールで実施していた学生の安否確認について、令和元年度には安否確認システムを導入して、学内の施設等が使用できない状況においても学外のサーバを利用して災害時の安否状況が把握できる体制を整備した。また、令和2年度から、災害時の安否システムによる安否情報や家族との連絡方法などを記したカードを活用することとし、入学時のオリエンテーション時に当該システムの登録方法等を周知している。</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 国立大学法人福井大学事務局組織規程		再掲
	3-3-1-01 国立大学法人福井大学事務局マネジメント会議要項		
	3-3-1-02 国立大学法人福井大学業務支援室規程		
	3-3-1-03 事務局ビジョンと事務局職員行動指針		
	・事務組織の組織図		
	3-3-1-04 事務組織図		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-3-1] 【事務局マネジメント会議】 事務局ビジョン及び事務局職員行動指針（資料3-3-1-03）に則り、事務執行上の重要事項を討議するとともに、事務局各部課間の連絡を緊密にし、業務運営の円滑な遂行を図ることを目的として、事務局長を議長とし、事務局各部長、課長及び主幹を構成員とする「事務局マネジメント会議」を平成28年度に設置している。それまでは「事務連絡会議」として存在していたものを発展的に会議体の組織に改編し、管理運営を円滑に行うために必要となる事務執行上の重要事項を毎月討議する場になっている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
[活動取組3-3-A] 【事務局における業務担当制の導入に関する取組】 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立（平成30年7月6日公布）したことを受け、喫緊の課題となっていた長時間労働削減の課題解決に寄与する「業務担当制」を平成30年10月に事務局に導入している。 業務担当制は、現状と課題を分析したうえで、将来的な人員減も見据えての課題解決策として導入したものであり、「人（係）に仕事を付ける」から「仕事に人を付ける」という考え方のもと、現行の係制を廃止し、新たに業務担当制をしいて、縦割り小規模組織、係間の業務の繁閑及び係間のセクショナリズムを解消している。この取組も一助となり、超過勤務時間の低減（生産性向上）、有給休暇取得率の向上（職場環境の改善）、固定化された業務概念の払拭（職員の意識改革）の効果が現れている。	3-3-A-01 国立大学法人福井大学業務担当細則		
	3-3-A-02 事務局における業務担当制の導入について		
	3-3-A-03 第3期事務局超勤年休の状況		
[活動取組3-3-B] 【業務改革企画室における生産性向上に向けた取組】	3-3-A-03 第3期事務局超勤年休の状況		
	3-3-B-02 業務改善計画2021		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】**【活動取組3-3-B】 【業務改革企画室における生産性向上に向けた取組】**

平成30年度に設置した「業務改革企画室」では、事務局における業務の多様化・高度化に対応し、生産性向上により管理的業務から本質的業務へシフトすることを目的に「業務改善計画」を策定している。これに基づき様々な取組を実施したことが令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、『「業務改善計画」に基づき、事務局における全業務を対象に、独自フォーマットを用いて業務プロセスを洗い出し整理のうえ「業務の見える化」に着手し、業務効率化やRPA(Robotic Process Automation)による業務自動化を図っていくこととしている。業務の進捗状況を可視化のうえ、リアルタイムに共有及び管理することを目的に、Google Workspaceの拡張機能を活用したタスク管理手法について検証し、事務局において導入を図っており、個人への業務集中の解消(業務の平準化)等が図られ、業務の生産性向上につながっている。』と評された。

【改善を要する事項】

該当なし

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
	3-4-2-01 国立大学法人福井大学職員就業規則	第66条 第65条の2	
	3-4-2-02 国立大学法人福井大学職員研修規程		
	3-4-2-03 国立大学法人福井大学職員の自己啓発等休業に関する規程		
	3-4-2-04 国立大学法人福井大学教員のサバティカル研修に関する規程		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-4-1] 【教員と事務職員の新たな連携体制】 本学の第4期中期目標や「福大ビジョン2040」（資料3-2-B-01）を具現化を図るため、その具体の企画・調整を担ってきた経営企画部長（事務職員）を社会共創機構に新設した地域創生推進本部附属嶺南地域共創センターのセンター長に任命し、センター専任教員等との新たな教職協働体制を整え、当センターの目的であるステークホルダーと協働し福井県嶺南地域の地域課題に取り組むプロジェクトによる地域振興の推進を図ることとしている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書き で記述すること。			
[活動取組3-4-A] 【福井大学事務局人材育成方針に基づく研修の実施】 事務局ビジョン（資料3-3-1-03）を達成する事務局職員を育成する主体は事務局の全職員であるとの認識の下、指導・育成教育（OJT）を礎とした上で、スキルマップに掲げる「共通・職務区分（総合戦略系・総務系・財務系・学務系及び病院系）別スキル」の向上を企図した研修を実施していくことを「福井大学事務局人材育成方針」として定め、実施している。	3-4-A-01 福井大学事務局人材育成方針（非公表）		
	3-4-A-02 事務局（共通）スキルマップ		
[活動取組3-4-B] 【教職協働の推進】 経営方針・経営戦略の策定を担う総合戦略室の業務の一つに、「本法人における教職協働の推進に関すること」を位置付け、教職協働の推進を図っている。 特定の課題について調査・企画立案を行うためのプロジェクトチームを令和3年4月から総合戦略室に置き、教職協働のメンバー構成で遂行にあたっている。その1つとして「教職協働推進プロジェクトチーム」を設置し、教員と事務職員の適切な役割分担の下で連携体制を確保することにより、本学の組織的かつ効果的な運営を図る検討を重ね、「教職協働に関する提言書」を総合戦略室会議に答申し、令和4年2月には「教職協働推進ポリシー」を全学に周知した。 また、これを契機として令和4年4月には「FD・SD研修検討プロジェクトチーム」を設置し、教員と職員が共通の認識の下に大学運営に携わることに繋げる、教員と職員共同のFD・SD研修について検討を進めることとした。	1-3-3-03 国立大学法人福井大学総合戦略室規程	第2条第3号	再掲
	3-4-B-01 プロジェクトチーム一覧		
	3-4-B-02 教職協働推進プロジェクトチームの設置		
	3-4-B-03 教職協働に関する提言書		
	3-4-B-04 教職協働推進ポリシー		
	3-4-B-05 教職協働推進ポリシーのホームページ掲載		

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	1-3-1-10 国立大学法人福井大学役員規則	第2条 第2条の2 第3条 第5条 第6条 第8条	再掲
	1-3-1-03 国立大学法人福井大学法人規則	第7条 第16条	再掲
	3-2-1-02 国立大学法人福井大学学長選考・監察会議規則		再掲
	3-2-1-10 国立大学法人福井大学監事候補者選考委員会要項		再掲
	3-5-1-01 国立大学法人福井大学監事監査規程		
	3-5-1-02 国立大学法人福井大学監事監査実施基準		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 令和3事業年度国立大学法人福井大学監事監査計画書		
	3-1-1-02 令和3事業年度国立大学法人福井大学監査報告		再掲
	3-5-1-04 国立大学法人福井大学令和3年度監査意見書（非公表）		
	2-2-C-01 監事の指摘・提言事項を法人運営の改善に活用した主な例（非公表）		再掲
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）	
3-5-2-01 令和3年度会計監査人監査計画書			
3-5-2-02 第18期事業年度監査結果概要報告書（非公表）			
・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）			
3-1-1-03 令和3年度会計監査人の監査報告書			再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 国立大学法人福井大学業務方法書	第21条第6項	
	3-5-1-01 国立大学法人福井大学監事監査規程	第3条	再掲
	3-5-3-02 内部監査体制図		

	・内部監査に関する規定		
	3-5-3-03 福井大学監査室規程	第2条 第4条	
	・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-04 令和3事業年度内部監査計画書（非公表）		
	3-5-3-05 令和3年度内部監査報告書「科学研究費補助金等の執行状況」（非公表）		
	3-5-3-06 令和3年度内部監査報告書「公用車の管理及び利用状況」（非公表）		
	3-5-3-07 令和3年度内部監査報告書「学内共同利用設備の利用状況」（非公表）		
	3-5-3-08 令和3年度内部監査報告書「大学が学生に求める押印の見直し状況」（非公表）		
	3-5-3-09 令和3年度内部監査報告書「諸手当（単身赴任手当）の認定等処理状況」（非公表）		
	3-5-3-10 令和3年度内部監査報告書「前年度以前の内部監査結果のフォローアップ」（非公表）		
	3-5-3-11 令和3年度個人情報保護及び文書管理に関する監査結果報告書（非公表）		
	3-5-3-12 令和3年度情報セキュリティ監査結果報告書（非公表）		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 国立大学法人福井大学内部統制システム運用規則	第12条	
	3-5-1-01 国立大学法人福井大学監事監査規程	第3条第3項 第4条	再掲
	3-5-3-03 福井大学監査室規程	第5条	再掲
	3-5-4-02 監査法人のコミュニケーション計画		
	3-5-2-02 第18期事業年度監査結果概要報告書（非公表）	pp. 20-22	再掲
	3-5-4-03 学長・監事・監査室意見交換会開催要領（非公表）		
	3-5-4-04 学長・監事・監査室意見交換会令和3年度議事次第（非公表）		
	3-5-4-05 四者・三者協議会名簿（非公表）		
	3-5-4-06 令和3年度第1回三者協議会議事次第（非公表）		
	3-5-4-07 令和3年度第2回三者協議会議事次第（非公表）		
	3-5-4-08 令和3年度第1回四者協議会議事次第（非公表）		
	3-5-4-09 令和3年度第1回四者協議会記録メモ（非公表）		
	3-5-4-10 令和3年度第2回四者協議会議事次第（非公表）		
	3-5-4-11 令和3年度第2回四者協議会記録メモ（非公表）		
	3-5-1-03 令和3事業年度国立大学法人福井大学監事監査計画書	8.	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目3-5-1】【監事体制】 国立大学法人法の一部改正（令和3年5月21日法律第41号 令和4年4月1日から施行）において、各国立大学法人等に置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならないことが規定されたが、本学においては平成16年の法人設置以降、監事は基本的には常勤監事1名、非常勤監事1名の体制としており、従来より監事機能の充実を図っている。</p>			
<p>【分析項目3-5-1】【監事監査】 監事は、大学法人の運営に関する意思決定等が行われる場である法定会議のほか必要と認める会議等に参加し、国立大学法人法その他関係法令で監事の調査対象となっている書類の閲覧や、役職員及び会計監査人、内部監査部門（監査室）からの定期的な報告を受ける方法により、監事監査計画書（資料3-5-1-03）に明示した重点監査事項である①内部統制の整備及び運用状況、②中期計画及び年度計画の実施状況、③国立大学法人ガバナンスコードの適合状況等の報告に関する取組状況、④予算の執行及び内容の把握並びに決算の状況、⑤医学部附属病院の運営に関する事、⑥人事制度見直しに関する取組並びに運用状況、⑦これまでの監査指摘・提言事項のフォローアップ について監査を実施している。これらの監査結果は、監事監査報告書（資料3-1-1-02）とともに、より具体的な内容を示した監事監査意見書（資料3-5-1-04）により、学内へフィードバックされている。</p>			
<p>【分析項目3-5-2】【会計監査人】 会計監査人は、財務諸表の監査を中心に、本学の特徴及び現況を適切に把握し、リスクアプローチの考え方にに基づき、デジタル監査による効率的にメリハリをつけた監査を実施している。それらの監査の計画、実施状況等については、学長や役員、監事、会計監査人及び監査室が協議する四者協議会の場において共有され、監査結果においても四者協議会において報告されている。</p>			
<p>【分析項目3-5-3】【内部監査】 本学においては、内部監査を担当する監査室（資料3-5-3-03）は、学長直轄の組織として設置されており、他の部署との独立性や客観性は保たれている。 監査にあたっては、監事、監査室の各々が独立性と客観性を保持しながら、業務、財務の合法性、合理性を監査するために内部監査計画を定めている。また、会計監査人とは必要に応じて連携を取り、監事・監査室・会計監査人による三者協議会を開催した上で、監査方法等について協議し、それぞれの立場による監査を実施している。具体には、毎年度、内部監査重点監査項目を設けて監査を実施しており、監査結果については内部監査報告書として管理職で組織する事務局マネジメント会議（資料3-3-1-01）に報告し、担当課に改善を促している。</p>			
<p>【分析項目3-5-4】【監事と管理運営組織の情報共有】 (1) 監事と内部監査部門における情報共有と連携強化のために、監事監査業務の支援を監査室が行うとともに、監事と監査室は毎月、監事会（資料3-5-1-01）を開催している。 (2) 学長、監事、監査室の意思疎通を図り、有効な監査に資するため、「学長・監事・監査室意見交換会（資料3-5-4-03）」を設け、年1～2回開催している。 (3) 三者協議会・四者協議会を開催し、監査主体と大学の管理運営主体との間で問題事項等の情報共有を行っており、令和3年度には其々2回開催している。「三者協議会」では、監事・会計監査人・監査室の三者で監査計画や会計監査結果についての協議や問題事項等の共有を行い、それぞれの立場からの意見を交換することで、監査の品質向上・監査の効率化を図ることに繋げている。また、会計監査人による監査報告（資料3-5-2-02）は本学において重要な報告であることから、「四者協議会」には、構成メンバーの学長・監事・会計監査人・監査室に加えて、常勤役員・事務局長・事務局各部長も参加し情報を共有している。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【活動取組3-5-A】 【内部統制システム】 国立大学法人福井大学業務方法書に（内部統制に関する基本事項）を定めており、役員（監事を除く）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備している。 国立大学法人福井大学内部統制システム運用規則に、内部統制システムが有効に機能していることを継続的に監視・評価するプロセスとして「モニタリング」を行うことを規定しており、(1)内部統制担当役員又は内部統制推進責任者による内部統制委員会が選定したモニタリング事項に係る内部統制システムの有効性の評価により行う「定期的モニタリング」 (2)各業務において役職員の自己点検及び相互牽制並びに承認手続きにより行う「日常的モニタリング」 (3)監査室による内部監査並びに監事及び会計監査人による監査により行う「独立的評価」を実施している。</p>	3-5-3-01 国立大学法人福井大学業務方法書		再掲
	3-5-4-01 国立大学法人福井大学内部統制システム運用規則		再掲
	3-5-A-01 令和3年度内部統制システムのモニタリング結果		

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
	3-6-1-01 公表事項への対応周知（教育研究評議会）		
	3-6-1-02 公表事項への対応周知（新規採用者へ案内文書）		
	3-6-1-03 シラバスデータの作成・更新について（依頼）		
	2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	第8条	再掲
3-6-1-04 教育に係る自己点検・評価（モニタリング）の実施依頼			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-6-1] 【法令等が公表を求める事項の周知と確認】 教育研究評議会において、法令等が公表を求める事項の内、教員各々がシステム（福井大学総合データベースシステム）に入力しておく必要のある情報について入力を依頼し、また、各部局においては入力状況を確認するよう依頼している。併せて、シラバスシステムへのシラバスデータ入力を全学教務学生委員会を通して各部局に依頼し、さらに令和4年度より教育内部質保証の一環である「モニタリング」に際してシラバスの入力を確認することとしている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組3-6-A] 【統合報告書による情報発信の取組】 これまでの財務レポートを一新し、令和元年度から多様なステークホルダーの本学への理解を促進することを目的に、「福井大学統合報告書」を作成し広く情報発信を行っている。大学の財務情報の他、大学のビジョンや戦略、教育・研究、社会貢献等の活動成果等の情報を組み合わせ、ステークホルダーとのコミュニケーションとなる内容としている。 コロナ禍で例年実施の対話型説明会が開催困難なことから、より詳細な情報を確認いただけるよう大学のウェブページへと導く工夫をするとともに、問合せ窓口を設け、必要に応じてステークホルダーと双方向で情報交換ができる体制を確保した。また、チラシ形式に要約した「福井大学の取組・成果」を新たに作成し、就職活動を開始する学生及びその保護者、学内個別企業説明会への参加企業等への配布や県内公立図書館37カ所への配架を行った。	3-6-A-01 統合報告書による情報発信		
	3-6-A-02 学生・保護者向け要約チラシ		
[活動取組3-6-B] 【戦略的な情報発信の取組】	3-6-B-01 戦略的な情報発信の取組の評価		
	3-6-B-02 Connect Ufukuiによる情報配信		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

【活動取組3-6-B】 【戦略的な情報発信の取組】

(1) 広報センターを中心に、広報対象を15のステークホルダーに区分し、それぞれに広報目的、目標、方法を定め効果的な広報媒体を活用し広報活動を実施している。「就職に強い大学」との評価が広く認知され、本学のキャリア支援を題材にしたNHKBSでの全国放送ドラマ化が実現したことは、戦略的な情報発信の成果であり、令和元年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、これは優れた成果の証左である。

(2) 「研究・記者発表」「知財関係・研究シーズ」「イベント」「教育・学生活動」の4つのニュースソースに応じたステークホルダー8区分に整理（大括り化）し、見る人の興味を引くようにビジュアル面を考慮したHTML形式のメールを一括配信するステークホルダー向け情報発信システム「Connect Ufukui」を構築した。令和3年度から運用を開始しており、効果的で効率的な情報発信へと進化させている。「ウェブサイト広告を活用した効率的な情報発信」の取組は、令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として評価された。

【改善を要する事項】

該当なし

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1		再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
	[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況	
・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 福井大学の構造体耐震化状況			
4-1-3-02 施設経年別保有面積			
4-1-3-03 バリアフリー対応状況			
4-1-3-04 バリアフリー計画図（案）			
・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-05 防犯カメラ設置状況			
4-1-3-06 外灯配置図			
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること		・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 令和3年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）	
	4-1-4-02 福井大学総合情報基盤センター利用要項		
	4-1-4-03 福井大学キャンパス無線LANサービス学生利用要項		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 令和3年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編 中央図書館（総合図書館））		
	4-1-5-02 令和3年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編 分館及び部局図書館・室（医学図書館））		
	4-1-5-03 福井大学附属図書館規程		
	4-1-5-04 福井大学附属図書館利用細則		
	4-1-5-05 図書館利用向上の取組		

<p>[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p>	<p>・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6）</p> <p>4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</p> <p>4-1-6-01 自由に使える学習スペースの満足度（令和元年度福井大学の教育・研究に対する意識・満足度調査より抜粋）</p> <p>4-1-6-02 附属図書館の満足度（令和元年度福井大学の教育・研究に対する意識・満足度調査より抜粋）</p> <p>4-1-6-03 ICT関係施設・設備・ネットワーク環境の満足度（令和元年度福井大学の教育・研究に対する意識・満足度調査より抜粋）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目 4-1-5] 【総合図書館・医学図書館】 文京キャンパスに総合図書館を、松岡キャンパスに医学図書館を配置し、「大学附属図書館規程(資料4-1-5-03)」に基づき、理事・副学長を附属図書館長として附属図書館運営委員会が図書館の管理運営に当たっている。また、総合図書館、医学図書館にはそれぞれ図書館長を置いている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組 4-1-A] 【診療参加型臨床実習ICTシステム「臨床教育支援システム CESS (Clinical Education Supporting System)」の独自開発と運用】</p>	<p>4-1-A-01 ICTシステムによる診療参加型臨床実習の実質化 (CESS) (非公表)</p> <p>4-1-A-02 臨床実習プラットフォーム“F.CESS” (パンフレット)</p> <p>4-1-A-03 臨床実習の新機軸「F.CESS」に迫る (ふくだいプレス第37号)</p> <p>4-1-A-04 医学科生の“参加型”臨床実習を実現する「F.CESS」を開発 (記者発表)</p> <p>4-1-A-05 国立大学法人等の平成29年度評価結果について (抜粋)</p>		
<p>[活動取組 4-1-B] 【コロナ禍における新たな遠隔授業システムの開発整備】</p>	<p>4-1-B-01 医学部の遠隔授業システム「F.MOCE」について (くずりゅう第84号)</p> <p>4-1-B-02 コロナ禍における新たな遠隔授業システム「F.MOCE」を開発 (ふくだいプレス第40号)</p> <p>4-1-B-03 導入壁を軽減したオンライン授業システムの開発 (国大協News59号)</p> <p>4-1-B-04 コロナ禍における新たな遠隔授業システムを開発 (福井大学の特色ある取組2021)</p> <p>4-1-B-05 コロナ禍における新たな遠隔授業システムの開発に係る記者発表について (案内)</p> <p>4-1-B-06 国立大学法人福井大学と民間企業との包括的連携に関する協定書 (非公表)</p> <p>4-1-B-07 国立大学法人等の令和2年度評価結果について (抜粋)</p>		
<p>[活動取組 4-1-C] 【コロナ禍における遠隔授業ポータルサイトの開設整備】</p>	<p>4-1-C-01 遠隔授業ポータル (文京キャンパス)</p> <p>4-1-C-02 学生掲示板 (松岡キャンパス)</p> <p>4-1-C-03 F.MOCEキャプチャ (科目・講義一覧)</p>		

[活動取組4-1-D] 【コロナ禍における安全・安心な修学環境の整備】	4-1-D-01 コロナ関係修学環境整備内訳		
	4-1-D-02 福井大学基金の状況について		
[活動取組4-1-E] 【義務教育学校の設置】	4-1-E-01 福井大学教育学部附属義務教育学校の設置について		
	4-1-E-02 福井大学教育学部附属義務教育学校規程		
	4-1-E-03 附属義務教育学校設置記事（非公表）		
[活動取組4-1-F] 【学生交流センターの設置とネーミングライツ事業】	4-1-F-01 学生交流センターの竣工について（福井大学の特色ある取組2022）		
	4-1-F-02 福井大学ネーミングライツ事業募集要項		
	4-1-F-03 広告事業の状況報告について		
	4-1-F-04 ネーミングライツ事業報道実績一覧（非公表）		
	4-1-F-05 学生交流センターオープン記念特別講演会およびネーミングライツお披露目会を開催しました（大学ホームページ）		
	4-1-F-06 学生交流センター施設オープン記念式典が挙行されました（大学ホームページ）		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

- 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

[活動取組4-1-A] 【診療参加型臨床実習ICTシステム「臨床教育支援システム CESS（Clinical Education Supporting System）」の独自開発と運用】

診療参加型臨床実習を実質化し学生のアウトカム評価を行うための ICT システムとして「臨床教育支援システム CESS（Clinical Education Supporting System）」（2021年度より「F.CESS」）を福井大学独自に開発し、平成29年度5年生から附属病院20診療科のうち3診療科でテスト運用し、平成30年度には12診療科（60%）、令和元年度は19診療科（95%）で導入した。CESSは附属病院の電子カルテと連動し、患者情報に合わせてリアルタイムに更新することで診療情報を学生と共有する仕組みであり、学生は担当患者の診療を学生用カルテに記載することができ、令和元年度の5年生各学生は1年間で平均33.6名の患者を担当し151.7回の学生カルテ記載を行っている。また、CESS内に設けられたチャット機能により質問や振り返り等のコミュニケーションが可能であり、これによる教員のフィードバックも各学生に47.6回／年行われている。これらはシステム内でポートフォリオとして記録維持され、学生はカルテ、経験医行為、経験疾患と担当診療科の評価によって自らの実習を振り返ることができる。教員はポートフォリオの閲覧と入院患者のデータとのリンクから各学生の経験不足の患者・疾患の割り振りを行うことができ、各学生が取組んだ一連の実習成果について各診療科の実習終了時にCESS内で評価を実施している。このシステムを利用した令和元年度卒業生は、10診療科では9割の学生が評価点平均70点以上と高い学修成果を上げており、学生の8割がCESSを利用して「カルテ等の文書作成能力が向上した」、「診療に参加している実感が持て、学修意欲が増した」と評価している。本システムの参加型臨床実習の実質化における有用性や、実習ポートフォリオ作成による学生の学修PDCAサイクルの実現は、「文部科学省主催医学歯学教育指導者のためのワークショップ」（平成29年）において参加大学77大学中1位の取組として選出され、さらに「医学教育の国際標準化への新システム開発」として平成29年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。令和元年度の国際アドバイザー キャシー M. タカヤマ博士による教育評価においても『医学部については、平成28年の教育評価では問題が1つあった。カルテの記入業務に関して、臨床現場と教育現場との間でうまくつながっていない制度上の問題があったが、この問題を解決するために素晴らしい臨床教育支援システム（CESS）を開発し・・・』と非常に高い評価を受けている。以上の臨床実習システムの構築と利用は医学教育質向上において特筆できるものである。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現状分析結果において「優れた点」として評価された。

[活動取組4-1-B] 【コロナ禍における新たな遠隔授業システムの開発整備】

医学部において、医学部附属教育支援センターと民間企業の産学連携により新たな遠隔授業支援システム「F.MOCE」（Fukui-Medical Online Communication & Education System）を開発した。このシステムは、コロナ禍を背景に、「人が本来すべき」であった授業や指導、支援に時間を割くことができるよう、教員用／学生用のアプリケーションとして独自に開発したものである。分かり易い画面構成を採用し学生のシステム利用への不安を軽減しつつ、教職員の業務効率化を図っている。教員は専用アプリから講義動画やプリント資料などを簡単にアップロードでき、学生に向けた自動配信のほか、学生からの質問・感想なども自動で集計できる。更に体温などを記録するツールも盛り込み、教職員は学生の受講状況とともに健康状態の把握もできる。この「F.MOCE」は、オープンソース・ソフトウェアとしてネット公開・無償配布を行っており、リモート教育の拡大に資している。本取組は、国立大学協会機関紙ホームページなどで紹介され、また各種メディアに取り上げられ、高い注目を得た。さらに令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「特色ある点」として評価された。加えて、医学部のF.CESS及びF.MOCEなどの産学連携実績を基に、福井大学と当該民間企業は包括連携協定を締結した（令和4年度）。

<p>〔活動取組4-1-C〕【コロナ禍における遠隔授業ポータルサイトの開設整備】 コロナ禍において遠隔授業（オンライン授業）のスムーズな実施を図るため、学生と教職員をサポートする「福井大学遠隔授業ポータル」を教職協働で開設し、遠隔授業における各種ツールの活用方法、著作権への対応など、遠隔授業を実施する上で有用な情報の提供を行い、これも一助となり支障なく遠隔授業が実施できた。授業開始前に全学生に対して実施した通信環境に関するWebアンケート結果を受けて、Webカメラ付ノートパソコン33台を準備し、通信環境がない学生計54名に貸し出すとともに、本学近郊の学生には学内のパソコンルームやWiFi環境のある教室での受講を認める措置を講じた結果、混乱なく遠隔授業を開始することができた。</p>
<p>〔活動取組4-1-D〕【コロナ禍における安全・安心な修学環境の整備】 新型コロナウイルス感染症対応として、大学の自己収入（計30,081千円）を投入し、空調機等の取替工事のほか、講義室消毒やフェイスシールド等の感染防止対策、学生貸し出し用PC購入などの遠隔授業対応等を実施した。また、寄附金・補助金等（計101,890千円）を活用して講義室の改修や空調設備の改修、衛生対策を行った。また、義務教育学校のタブレット整備による児童生徒の修学環境の整備など、文部科学省補正予算関係（計80,551千円）を活用した整備を実施した。さらに、福井大学基金及びふるさと納税補助金「新型コロナ学生支援事業」を活用（計5,920千円）し、講義室等の感染予防・感染拡大防止対策等を実施した。</p>
<p>〔活動取組4-1-E〕【義務教育学校の設置】 教育学部の附属小学校と附属中学校の統合による「附属義務教育学校」を国立大学法人初として平成29年4月1日に設置し、小中一貫の9年間を通じたPBL（課題解決学習・プロジェクト学習）に取り組んでいる、平成30年から研究開発校として実施しているほか、福井県内の教育委員会等の地域の課題に対応するため、義務教育学校の設置に関わった教職大学院のスタッフが、学校統廃合委員会や小中学校建設の委員（あわら市、南越前町、越前町、若狭町、敦賀市）に就任し、各委員会等で情報発信を行っている。本取組は、平成29年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。</p>
<p>〔活動取組4-1-F〕【学生交流センターの設置とネーミングライツ事業】 グローバル社会において地域創生を担う人材の育成を目的に学生交流センターを2021年9月に竣工した。建物は、文京キャンパスの旧大学会館の跡地に新設し、延床面積1,908㎡のRC造3階建である。センター内には学生同士が交流できるラウンジの他、英語教育を実践する「セーレングローバルハブ」などが設置されている。キャンパス内で点在していた入試課・アドミッションセンター、国際課・国際センター・語学センター、キャリア支援課・キャリアセンターを集約して、入学から就職までシームレスな修学支援を実現する他、グローバル教育を一層推進する。「セーレングローバルハブ」は、留学生と日本人学生によるイベント開催や異文化交流のための施設で、名称の命名権者をネーミング事業として公募し、福井市のセーレン株式会社が選定され命名した。本取組により、本学学生のグローバル化促進に加えて、地域企業との連携による地域貢献にも寄与することができた。本取組は、各種メディアに取り上げられ高い注目を得た。</p>
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 福井大学学生指導助言要項			
	4-2-1-02 保健管理センター規程			
	2-5-5-01 国立大学法人福井大学事務局組織規程			再掲
	4-2-1-03 学生対応窓口の案内（学生便覧2021より抜粋）			
	4-2-1-04 医学科学生支援システム			
	4-2-1-05 医学科学生支援システム実施に係る申合せ			
	4-2-1-06 看護学科学生支援システム			
	4-2-1-07 看護学科学生支援システム実施に係る申合せ			
	4-2-1-08 医学部アドバイザー対応フローチャート			
	4-2-1-09 医学部学生支援システムポスター			
	4-2-1-10 福井大学キャリアセンター規程			
	4-2-1-11 福井大学就職率14連覇パンフレット			
	4-2-1-12 学研災・学研賠の周知（新入生用配布物、大学ホームページ、学生便覧）			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-13 ハラスメントの防止等に関する規程			
	4-2-1-14 ハラスメント防止・対策に関するガイドライン（ホームページ）			
	4-2-1-15 ハラスメント相談員名簿（非公表）			
	4-2-1-16 ハラスメント相談員のお知らせ（学生ポータル）			
4-2-1-17 ハラスメントポスター（松岡キャンパス）				
・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料				
4-2-1-18 学生生活支援について知りたい（大学ホームページ）				
4-2-1-19 学生総合相談室パンフレット				
4-2-1-20 学生・保護者向け相談機関の紹介				
4-2-1-21 福井大学保健管理センター年報（令和2年度）				

	4-2-1-09 医学部学生支援システムポスター		再掲
	4-2-1-16 ハラスメント相談員のお知らせ（学生ポータル）		再掲
	4-2-1-17 ハラスメントポスター（松岡キャンパス）		再掲
	4-2-1-12 学研災・学研賠の周知（新入生用配布物、大学ホームページ、学生便覧）		再掲
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-21 福井大学保健管理センター年報（令和2年度）		再掲
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
	4-2-2-01 福井大学学生課外活動支援金取扱要項		
	4-2-2-02 福井大学課外活動共用施設使用要項		
	4-2-2-03 福井大学課外活動用具貸出要項		
	4-2-2-04 福井大学学生表彰要項	第2条(2)	
	4-2-2-05 福井大学学生表彰要項に関する申合せ	2.(2)	
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-3-01 福井県留学生交流推進協議会「留学生救済援助金」運用方針		
	4-2-3-02 福井大学外国人留学生支援会の運営に関する申合せ		
	4-2-3-03 福井大学国際交流会館規程		
	4-2-3-04 福井大学国際交流学生宿舎規程		
	4-2-3-05 福井大学留学生会館規程		
	4-2-3-06 福井大学国際センター規程		
	2-5-5-01 国立大学法人福井大学事務局組織規程	第32条	再掲
	4-2-3-07 語学学習サポートU-PASSの概要・利用者数・利用者の声		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-08 留学生向けハンドブック（Life in Fukui Handbook）		
	4-2-3-09 留学生向けカウンセリングポスター		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-4-01 国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程		

	4-2-1-02 保健管理センター規程	第3条	再掲
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項		
	4-2-4-03 福井大学障がいのある学生及び教職員のための相談室要項		
	4-2-4-04 障がいのある学生への支援（大学ホームページ）		
	4-2-4-05 障がい学生支援パンフレット		
	4-2-4-06 SGS（障がい学生サポーター）のご案内（大学ホームページ）		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知（大学ホームページ・学生便覧）		
	4-2-5-02 奨学金の利用実績・周知方法について		
	4-2-5-03 日本学生支援機構 緊急特別無利子貸与型奨学金のご案内（学部・大学院）（大学ホームページ）		
	4-2-5-04 掲示物（第二種奨学金の休学中の継続貸与について（緊急採用・応急採用））		
	4-2-5-05 学生ポータル通知（定期採用）		
	4-2-5-06 学生ポータル通知（緊急採用・応急採用）		
	4-2-5-07 学生ポータル通知（コロナ・アルバイト収入減）		
	4-2-5-08 学生ポータル通知（コロナ・学びの継続）		
	4-2-5-09 学生ポータル通知（コロナ・家計急変）		
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-10 令和3年度日本学生支援機構奨学金採用実績		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-11 福井大学生協奨学金取扱要項		
	4-2-5-12 福井大学学生修学支援奨学金取扱要項		
4-2-5-13 新型コロナウイルス感染症の影響による緊急学生修学支援給付型奨学金取扱要項			
4-2-5-14 基金修学等奨学金に関する取扱い			
4-2-5-15 入学前に応募できる奨学金（福井大学基金予約型奨学金実施要項）			
4-2-5-16 入学前に応募できる奨学金（基金予約型奨学金の募集状況）			
4-2-5-17 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科奨学金取扱要項			

4-2-5-18 就学支援・学習支援制度（連合教職大学院ホームページ）		
4-2-5-19 福井大学大学院工学研究科振興奨学金に関する取扱要項		
4-2-5-20 福井大学大学院工学研究科博士後期課程私費外国人留学生修学支援奨学金に関する取扱要項		
4-2-5-21 福井大学医学部附属病院における看護学科学生に貸与する奨学金に関する要項		
4-2-5-22 看護学科学生奨学金実績一覧		
4-2-5-23 医学系研究科振興奨学金取扱要項		
4-2-5-24 医学系研究科振興奨学金学生別支給額試算表		
4-2-5-25 福井大学医学部基金学生支援奨学金要項		
4-2-5-26 福井大学医学部基金学生支援奨学金（令和3年度申請者一覧）		
・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
4-2-5-27 国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規則		
4-2-5-28 福井大学入学料授業料及び寄宿料の免除等に関する規程		
4-2-5-29 福井大学入学料免除選考要項		
4-2-5-30 令和3年度入学料免除・徴収猶予実施一覧		
4-2-5-31 令和3年度前期・後期授業料免除実施状況		
4-2-5-32 新型コロナウイルス感染症の影響での家計急変による授業料免除について（大学ホームページ）		
・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
4-2-5-27 国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規則		再掲
4-2-5-28 福井大学入学料授業料及び寄宿料の免除等に関する規程		再掲
4-2-3-04 福井大学国際交流学生宿舎規程		再掲
4-2-3-05 福井大学留学生会館規程		再掲
4-2-3-03 福井大学国際交流会館規程		再掲
4-2-5-33 学生寮定員		
4-2-5-34 国際交流学生宿舎等延べ入居者調		
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
4-2-5-35 地方公共団体・民間団体等の奨学生募集情報一覧（最新情報のみ）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組4-2-A] 【コロナ禍におけるオンライン学生支援の取組】	4-2-A-01 コミュスペ・オンラインの概要		
	4-2-A-02 コミュスペオンライン福井新聞掲載（非公表）		
	4-2-A-03 コミュスペオンライン文教速報		
[活動取組4-2-B] 【コロナ禍における経済的学生の支援の取組】	4-2-5-14 基金修学等奨学金に関する取扱い		再掲
	4-2-5-13 新型コロナウイルス感染症の影響による緊急学生修学支援給付型奨学金取扱要項		再掲
	4-2-5-07 学生ポータル通知（コロナ・アルバイト収入減）		再掲
	4-2-5-08 学生ポータル通知（コロナ・学びの継続）		再掲
	4-2-5-09 学生ポータル通知（コロナ・家計急変）		再掲
[活動取組4-2-C] 【コロナ禍における学生の感染予防・健康管理支援の取組】	4-2-C-01 令和3年度新型コロナ学生支援（寄附金活用状況）		
	4-2-C-02 生理用品の提供（ポスター）		
	4-2-C-03 「生理の貧困」支援（非公表）		
[活動取組4-2-D] 【留学生用住居の拡充】	4-2-D-01 外国人留学生宿舎の整備（牧島荘改修）について		
	4-2-D-02 外国人留学生宿舎「牧島ハウス」入居開始について		
	4-2-D-03 牧島ハウス内覧会説明資料（建物概要あり）		
[活動取組4-2-E] 【顕著な就職率と定着率に繋がる就職支援の高評価】	4-2-E-01 企業の人事担当者から見た大学イメージ調査（非公表）		
	4-2-1-11 福井大学就職率14連覇パンフレット		再掲
[活動取組4-2-F] 【キャリア教育の高評価（キャリアセンターの設置）】	4-2-1-10 福井大学キャリアセンター規程		再掲
	4-2-F-01 キャリア教育の充実		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組4-2-A] 【コロナ禍におけるオンライン学生支援の取組】 令和2年度に、コロナ禍における遠隔授業導入に伴う医学部学生のコミュニケーション不足を補う目的から、医学部キャンパス内の学生同士の交流の場である「コミュニケーション・スペース（コミュスペ）」をオンライン上で再現した「コミュスペ・オンライン」を開設した。遠隔授業中心の大学生活において、学生は学業や学生生活の時間を学生同士で共有することが困難になり、特に新入生の不安が相応なものであった。こうした状況を緊急的に解決する必要性から、「コミュスペ・オンライン」では、学生や教職員が気軽に参加し、学生相談室カウンセラーがホストとして常駐して、学生の日頃の悩みや学生生活のアドバイスを与えるなどして学生支援を行なった。本取組には多くの学生が参加し、好評を得るとともに、メディアに取り上げられ高い注目を得た。			

<p>【活動取組4-2-B】【コロナ禍における経済的学生の支援の取組】</p> <p>授業料納入期限の延長措置に加え、福井大学基金や福井県のふるさと納税等を活用し、コロナ禍の影響によるアルバイト収入減で経済的に困窮する学生（延べ約1,400名）に対して奨学金を支給した。奨学金は収入減の状況に応じて1カ月分ごとに申請を受け付け、困窮度に応じ1～3万円を継続的に支給するもので、年度当初（令和2年4月分）から毎月、申請を受け付けた。このような継続的な奨学金は全国的にも珍しく、学生からも好評を得ている。さらに、コロナ禍の影響で経済的な理由により修学の継続が困難な学生が、修学を断念することなく安心して修学を継続できることを目的とした緊急学生修学支援給付型奨学金を、福井大学基金を原資として令和3年3月に新たに創設した。月額奨学金（月額5万円、支援限度額30万円）又は授業料相当額奨学金（最大26.7万円、1回限り）の支給と併せて、他の奨学金等を紹介するなどのフォローをすることとしている。</p>
<p>【活動取組4-2-C】【コロナ禍における学生の感染予防・健康管理支援の取組】</p> <p>講義室等の感染予防・感染拡大防止対策等を実施したほか、冬季におけるインフルエンザとの混合感染回避のための予防接種経費の一部補助（約1,200名）、学外実習時等のPCR検査費用負担等の財政支援を行った。留学生同窓会・同窓生から支援があった3万枚のマスクや医療用マスクを活用し、学生への直接配付、教育実習用等に充当した。また、コロナ禍の経済困窮から問題となっている「生理の貧困」を心配した県内在住の医師（卒業生）から寄附の申し出があり、令和3年4月からの、基金も活用する継続的な生理用品配付支援に繋がった。</p>
<p>【活動取組4-2-D】【留学生用住居の拡充】</p> <p>日本人学生との混住宿舎である福井大学国際交流学生宿舎の留学生枠を計画的に拡大するとともに、福井県から一部財政支援を受け、平成30年度に文京キャンパス内に外国人留学生専用の牧島ハウスを設置している。留学生用住居は第3期中期目標期間中に33室増加し、第2期中期目標期間に比べ1.4倍に拡大している。本取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「特色ある点」として評価された。</p>
<p>【活動取組4-2-E】【顕著な就職率と定着率に繋がる就職支援の高評価】</p> <p>企業の人事担当者に対する民間の調査（企業の人事担当者から見た大学イメージ調査2019）の結果、就職支援に熱心に取り組んでいる大学として複数学部を有する国立大学の中で1位（私立大学まで含めた全大学中では7位）となり、学生及び卒業生・修了生を採用した企業等からの評価と同様に、充実した就職支援が高い評価を得ている。本取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「特色ある点」として評価された。このような就職支援が一助となり、学生の採用後の離職率は全国平均の3分の1以下と非常に低く、高い就職率と定着率となっている。なお、卒業・修了者の全国大学実就職率ランキングでは、複数学部を有する卒業生1,000人以上の国立大学において14年連続第1位を達成し、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「優れた点」として評価された。</p>
<p>【活動取組4-2-F】【キャリア教育の高評価（キャリアセンターの設置）】</p> <p>平成28年度にキャリアセンターを設置し、職業観等を育成する共通教育科目の開講等、就職指導にとどまらないキャリア教育を組織的に実施し、高い就職率につながっている。卒業生・修了生を採用した企業等を対象としたアンケートの結果、全ての項目で福井大学卒業生・修了生に対する評価が新卒採用者全体に対する評価を上回り、かつ上回り方は第2期中期目標期間からさらに拡大するなどの評価を得ている。また、ほとんどの調査項目において、平成25年度、平成28年度、令和元年度の順に評価が向上している。本取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「優れた点」として評価された。</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 アドミッション・ポリシー（教育学部）		
	5-1-1-02 アドミッション・ポリシー（医学部）		
	5-1-1-03 アドミッション・ポリシー（工学部）		
	5-1-1-04 アドミッション・ポリシー（国際地域学部）		
	5-1-1-05 アドミッション・ポリシー（連合教職開発研究科）		
	5-1-1-06 アドミッション・ポリシー（医学系研究科修士課程）		
	5-1-1-07 アドミッション・ポリシー（医学系研究科博士課程）		
	5-1-1-08 アドミッション・ポリシー（工学系研究科博士前期課程）		
	5-1-1-09 アドミッション・ポリシー（工学系研究科博士後期課程）		
5-1-1-10 アドミッション・ポリシー（国際地域マネジメント研究科）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-1-1] 【入学者受入方針の点検・見直し】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析において「書面調査シート」で学生の受入れ（「入学者受入の方針」の策定及び運用に関するガイドライン」等に示されている内容が十分に明文化されていない）について指摘された学部・研究科があることから、全学教育改革推進機構の元に設置した「ポリシー作成作業部会（教育担当副学長を部会長とする）」（資料2-1-1-05）と各部局が連携し、「入学者受入方針」の点検・見直しを行った。見直した「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」（資料5-1-1-01～10）は令和4年度から運用することとしている。 今後、内部質保証の一環として、「全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン（資料2-1-3-01）」に沿って、定期的に入学者受入方針を点検することとしている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	1-3-3-02 福井大学委員会規程	別表2	再掲
	2-1-3-03 福井大学教育学部入試・広報委員会要項		再掲
	2-1-3-04 福井大学医学部入学試験委員会要項		再掲
	2-1-3-05 福井大学工学部及び大学院工学研究科入試委員会要項		再掲
	2-1-3-06 福井大学国際地域学部入試・広報委員会要項		再掲
	2-1-3-07 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科入試広報委員会要項		再掲
	1-3-2-06 福井大学大学院医学系研究科教授会規程		再掲
	1-3-2-07 福井大学大学院医学系研究科教授会運営要項		再掲
	1-3-2-08 福井大学大学院医学系研究科課程委員会要項		再掲
	5-2-1-01 福井大学大学院医学系研究科博士課程小委員会要項		
	5-2-1-02 福井大学大学院医学系研究科（博士課程）入学者選抜実施要項・申合せ事項等（非公表）		
	2-1-3-08 福井大学大学院国際地域マネジメント研究科入試・広報部会設置要項		再掲
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-03 福井大学入学試験実施規程（非公表）		
	5-2-1-04 令和4年度実施要項（教育学部）（非公表）		
	5-2-1-05 令和4年度実施要項（医学部）（非公表）		
	5-2-1-06 令和4年度実施要項（医学部学士編入学試験）（非公表）		
	5-2-1-07 令和4年度試験監督要領の例（医学部一般選抜（前期日程）個別学力検査）（非公表）		
	5-2-1-08 令和4年度実施要項（工学部）（非公表）		
	5-2-1-09 令和4年度実施要項（工学部 編入学試験）（非公表）		
5-2-1-10 令和4年度実施要項（国際地域学部）（非公表）			
5-2-1-11 令和4年度実施要項（連合教職開発研究科）（非公表）			
5-2-1-02 福井大学大学院医学系研究科（博士課程）入学者選抜実施要項・申合せ事項等（非公表）		再掲	

5-2-1-12 令和3～4年度実施要項（秋季入学及び令和4年度第1回大学院医学系研究科（博士課程））（非公表）		
5-2-1-13 入学者選抜試験に係る実施日程及び口頭試問担当教員への連絡事項（医学系研究科（博士課程））（非公表）		
5-2-1-14 令和4年度実施要項（大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程））（非公表）		
5-2-1-15 福井大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）入学者選抜方法等について（令和4年度コロナ対応）（非公表）		
5-2-1-16 令和4年度実施要項（工学研究科）（非公表）		
5-2-1-17 令和4年度実施要項（国際マネジメント研究科）（非公表）		
・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
5-2-1-18 面接等の留意事項（教育学部）（非公表）		
5-2-1-19 令和4年度嶺南入試実施フローと面接委員配置について（教育学部）（非公表）		
5-2-1-04 令和4年度実施要項（教育学部）（非公表）		再掲
5-2-1-20 令和4年度面接実施要領（医学部医学科一般選抜前期日程）（非公表）		
5-2-1-21 令和4年度面接実施要領（医学部医学科一般選抜後期日程）（非公表）		
5-2-1-22 令和4年度面接実施要領（医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ）（非公表）		
5-2-1-23 令和4年度面接実施要領（医学部医学科学士編入学試験）（非公表）		
5-2-1-24 令和4年度面接実施要領（医学部看護学科一般選抜前期日程）（非公表）		
5-2-1-25 令和4年度面接実施要領（医学部看護学科一般選抜後期日程）（非公表）		
5-2-1-26 令和4年度面接実施要領（医学部看護学科学学校推薦型選抜Ⅰ）（非公表）		
5-2-1-27 令和4年度入学試験実施要領（工学部・面接）（非公表）		
5-2-1-28 令和4年度入学試験実施要領（工学部編入学・面接）（非公表）		
5-2-1-29 面接等の留意事項（国際地域学部総合型選抜）（非公表）		
5-2-1-30 面接プレゼン流れ（国際地域学部総合型選抜）（非公表）		
5-2-1-31 令和4年度入学試験実施要領（工学研究科・面接）（非公表）		
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
5-2-1-32 福井大学教育学部「嶺南地域枠」入学試験の導入について（お知らせ）		
5-2-1-33 福井大学教育学部「嶺南地域枠」入学試験の導入について（記者発表・大学ホームページ）		

<p>[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-2-02 教育課程の自己点検・評価（モニタリング及びプログラム・レビュー）に関するガイドライン	別紙1点検項目1	再掲
	2-1-3-01 全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン	別紙5	再掲
	2-3-2-04 全学テーマ別自己点検・評価に係る自己点検・評価シート（学生受入）（教育内部質保証委員会の意見含む）（非公表）		再掲
	5-2-2-01 福井大学アドミッションセンター規程（非公表）		
	5-2-2-02 全学教育改革推進機構入試改革委員会に関する要項（非公表）		
	2-1-1-05 福井大学全学教育改革推進機構規程		再掲
	5-2-2-04 全学教育改革推進機構入試改革委員会の概要及び入学者選抜に係る検証体制（非公表）		
	5-2-2-05 入試改革委員会議事概要（非公表）		
	5-2-2-06 令和4年度教育学部入試状況（教授会報告事項）（非公表）		
	5-2-2-07 令和4年度医学部入試状況（教授会報告事項）（非公表）		
	5-2-2-08 令和4年度工学部入試状況（第二教授会報告事項）（非公表）		
	5-2-2-09 令和4年度国際地域学部入試状況（教授会報告事項）（非公表）		
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
5-2-2-10 検証結果に基づく入試選抜の改善例（国際地域学部；高大接続入試の拡大）（非公表）			
5-2-2-11 入学者選抜方法等の改善（学士課程・大学院課程）（非公表）			
5-2-2-12 入学者選抜に関する調査・研究（福井大学アドミッションセンター）			
5-2-2-13 アドミッションセンター自己点検評価報告書（平成30年度）	p. 15		
5-2-2-14 アドミッションセンター活動状況資料（平成30年度）	第2章		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目5-2-1] 【医学系研究科における実施組織】 医学系研究科における入学者選抜は、医学系研究科教授会から付託された医学系研究科博士課程委員会並びに医学系研究科修士課程委員会が中心となり実施し、学士課程に準じる実施体制のもと、厳正かつ公正に実施されている。なお、博士課程については、博士課程委員会の元に設置した医学系研究科博士課程小委員会が実施を担当している(資料5-2-1-01、-02)。医学系研究科博士課程委員会並びに医学系研究科修士課程委員会は、それぞれの選抜試験結果に基づく判定資料により、合格者を決定している。</p>			
<p>[分析項目5-2-1] 【入試実施体制の概要】 入試実施体制については、上記の各実施組織において、試験区分ごとに必要な実施体制等を定めている。センター試験（令和3年度入試から「大学入学共通テスト」に名称変更）、一般入試においては、学長を本部長とした試験本部を設置し、各学部等との連携の下適切な実施体制を組織している。編入学入試、大学院入試、推薦入試、私費外国人留学生入試等については、各学部長又は研究科長（医学部、医学系研究科においては、各学科長又は各専攻長）が本部長となり、組織的に実施している。 「福井大学入学試験実施規程(資料5-2-1-03)」に沿って、一般選抜前期及び後期日程の個別学力検査について、学長を本部長とする全学入試実施本部を設置して全学的に統括するとともに、実施主体となる各学部では、学部長を実施責任者とする試験場本部を設置し、各試験場における試験監督業務、面接業務、警備・連絡業務等を行い、万全の体制で入学者選抜試験を実施している。大学院課程の入学者選抜を含め他の選抜については、学部長・研究科長を実施責任者とする各学部・研究科が中心となり、其々の実施要項等(資料5-2-1-04～17)に沿って実施している。面接等では、面接要項等(資料5-2-1-18～31)に基づき、試験が公平に行われるように配慮している。合格者の判定について、入学試験委員会等が作成する選抜試験結果に基づく判定資料により、各研究科委員会・教授会等が合格者を決定し、福井大学が公表している。</p>			

<p>〔分析項目5-2-2〕【学生の受入状況の検証】 入学者受入方針に沿った学生の受入の検証を含め入学者選抜方法の点検・研究を担う高等教育推進センター入試企画部門、並びに入学者選抜方法等の問題点を明らかにする入学試験委員会の下に設置された「入学者選抜方法研究小委員会」を平成27年度に統合し、教育担当副学長を委員長とする「入試改革委員会」を教育改革推進機構に設置した（資料5-2-2-02）。当委員会はアドミッションセンターと密接な連携の下、全学の入学者選抜制度の企画・立案及び提案を行い、入試改革を推進している（資料5-2-2-04）。 さらに、令和3年度より、全学内部質保証の一環として、全学テーマ別「学生受入」自己点検・評価（資料2-1-3-01）を実施し、各部局では入学者選抜の改善に資するよう学生の受入状況を検証している。さらに、令和4年度より、毎年、教育プログラムの点検評価（モニタリング）（資料2-1-2-02）を実施し、受入状況を検証することとしている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u></p>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
<p>〔活動取組5-2-A〕 【入試ミス防止に向けた入試安全管理委員会の設置と入試問題の点検強化】 (1)入学者選抜の適切な実施に対する社会からの要請を受け、入試ミス防止対策の一つの方策として、出題ミスの防止及び早期発見に努めるため試験問題の点検体制を強化した。具体的に、①試験実施前における試験問題のモニタリング回数を増やす、②試験実施中における作題者以外の第三者によるモニタリング（本学学生等第三者による試験問題モニター調査の実施、受験者の立場に立ち解答を引き出せるかなど当該学生等の意見の聴取等）を新たに導入するなどチェック体制を強化した。 (2)入試問題や解答例の公表方法も含め、現行の入試ミス防止体制の見直しや改善の方策の策定、万が一、入試ミスが発生した場合、受験生に適切で速やかな対応ができるよう、迅速に情報収集・分析・検証を行う組織的な体制として、全学入学試験委員会の下に教育担当副学長（理事）を長とする「入試安全管理委員会」を平成31年4月に設置した。 (3)以上の点を踏まえ、全学入学試験委員会や入試安全管理委員会が中心となり、入試ミス等の防止に向け、入学者選抜に係る既存のマニュアルや申合せ等を見直すとともに、入試業務のプロセス全体を把握した上で業務全体のチェック体制の強化を進めている。</p>	<p>5-2-A-01 福井大学入試安全管理委員会要項（非公表）</p>		
<p>〔活動取組5-2-B〕【高大接続入試の導入】</p>	<p>5-2-B-01 国際地域学部における高大接続型入試（非公表）</p>		
<p>〔活動取組5-2-C〕【多様な能力を多面的・総合的に評価する手法の開発】</p>	<p>5-2-C-01 機能強化経費活動報告書（抜粋）（非公表）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			

【優れた成果が確認できる取組】

〔活動取組5-2-B〕【高大接続入試の導入】

文部科学省「高等学校における『多様な学習成果の評価手法に関する調査研究』」事業により開発した「探究力」ルーブリックに基づき、アドミッションセンターと国際地域学部は「高大接続型入試のためのルーブリック」を共同開発した。国際地域学部では、同ルーブリック用いて主体性等を多面的・総合的に評価する高大接続型入試を平成29年度から実施している。同入試による入学生のGPAは他の入試区分での入学生のGPAを最大0.57上回る等、同入試が優秀な学生の確保に繋がっていることが確認でき、更に高校からの「探究的な学びへの変革に対応した適切な選抜方法である」との好評も踏まえ、募集定員を当初の若干名から令和元年度入試では5名に拡大した。

さらに、工学部は平成31年度入試から「建築・都市環境工学科」に高大接続型の推薦入試Ⅰを、教育学部では令和3度に実技型入試（美術）並びに令和4年度に「嶺南地域枠」を導入しており、高大接続型入試は着実に拡大している。

〔活動取組5-2-C〕【多様な能力を多面的・総合的に評価する手法の開発】

アドミッションセンターを中心に、平成28年度より、文部科学省概算要求共通政策課題（入学者選抜改革分）に採択された事業「高大連携と評価手法の開発研究による高大接続入試への提案」の基幹大学として、静岡大学と三重大学と共同で、新たな高大連携のあり方と評価手法の研究開発の取組を進めている。多様な能力を多面的・総合的に評価するルーブリックを開発して『大学入試研究ジャーナル』等で公表する等、情報発信に努めている。なお、3大学共同による取組は、平成28年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。

【改善を要する事項】

該当なし

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-3-1] 【医学系研究科博士課程並びに工学研究科博士後期課程の入学定員充足】 医学系研究科博士課程及び工学研究科博士後期課程における令和4年度の入学定員充足率は低くなっているが、未実施分の入学者選抜（10月入学）の入学者数が含まれていないためであり、今後、実施予定の入学者選抜により入学者を確保することで、入学定員充足率は向上する見込みである。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組5-3-A] 【教育学部における嶺南卒入試の導入】	5-2-1-32 福井大学教育学部「嶺南地域枠」入学試験の導入について（お知らせ）		再掲
	5-2-1-33 福井大学教育学部「嶺南地域枠」入学試験の導入について（記者発表・大学ホームページ）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組5-3-A] 【教育学部における嶺南卒入試の導入】 教育学部では、地域密接型を目指す大学として地域の教員養成の中心的な役割を担う人材の育成を掲げており、教員人材の定着が難しいとされている福井県嶺南地区を志望する質の高い教員の安定的・計画的養成をはかることを目指し、県教育委員会と連携協働し、令和4年度入試（令和3年度実施）から嶺南地域枠入試を導入した。 令和4年度入試では、募集人員10名（初等教育コース6名、中等教育コース4名）のところ23名が志望し、10名が合格した。入学後、学生は「福井県嶺南地域枠教育プログラム」を受講することとしている。			
【改善を要する事項】 該当なし			

領域6 基準の判断 総括表

福井大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
02	医学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
03	工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
04	国際地域学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
05	共通教育部	該当なし	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	満たしている	
06	福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園 大学連合教職開発研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								教職大学院認証評価（教員養成評価機構）
07	医学系研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
08	工学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	国際地域マネジメント研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-2-A] 【カリキュラム・ポリシーの策定】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」における指摘（『「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン』等に示されている内容が十分に明文化されていない）についてカリキュラムポリシーの点検・見直しを行い、新たにカリキュラムポリシーを策定した。	6-2-A-01 (01)教育学部カリキュラム・ポリシー 6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-3-A] 【「学校体験学習」の導入】	6-3-A-01 (01)長期教育実習における学校体験学習の概要		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-3-A]【「学校体験学習」の導入】 「学校体験学習」を教育実習の事前事後学習として平成30年度から導入した。教師の役割と仕事について学校現場で多角的に学ぶ機会の充実と、教職の実践的力量形成の強化を図る。授業や部活動、学校行事の支援や、福井市教育委員会と連携したプログラミング教育への参加を中心とする多様な学習機会を活用している。プログラミング教育については福井市内の全小学校50校へ学生を派遣する実績をあげた。令和2年度参加学生へのアンケートでの「教師の役割について多角的に学ぶことができたか」という問いに対する肯定的回答は89%である。この取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-4-A] 【「教育実践研究公開クロスセッション」の実施】	6-4-A-01 (01)教職実践研究公開クロスセッション		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-4-A]【「教育実践研究公開クロスセッション」の実施】 必修教職科目「教職実践研究A」は1～4年生の全学年が異学年混成の小グループを組み、各自の活動や学びを傾聴しあい教職への理解を深めるアクティブ・ラーニングの手法を核とする授業である。毎年12月には教育学部を志望する県内高校2～3年生を交えた「公開クロスセッション」を開催し、各グループの学校教育に関する諸課題の検討成果の発表とグループ・ディスカッションを行なっている。毎年100名程度の高校生及び高校教諭の参加を得て好評を得ており、参加した高校生から毎年25名前後が本学部に入學しており、高大接続事業としても成果をあげている。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-5-A] 【「学生代表と学部長等との懇談会」の開催】	6-5-A-01 (01)「学生代表と学部長等との懇談会」に基づく学習環境の整備		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-5-A]【「学生代表と学部長等との懇談会」の開催】 「学生代表と学部長等との懇談会」は、第2期中期目標期間から引き続き実施し、第3期中期目標期間においては回数を増やし（年度ごとに学部生4回、大学院生1回程度）、教育内容・学習環境・学生生活に対する要望をよりきめ細やかに把握できる体制を作っている。資料に示した講義室の可動式の机・椅子等の整備に加え、令和2～3年度にはデジタル教科書の購入及び電子黒板の追加購入を行い、学校現場のICT化に対応できる環境を整備している。また、コロナ禍における大学生活に関する不安や要望等についても、この懇談会において直接学生の声を聴取し授業実施方法の工夫や学生指導に反映させている。この取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-6-A]【学生からの成績評価に関する申立ての手続きの見直し】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された成績評価（成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていることが確認できない）について、成績に関する異議を受け付ける適切な窓口を組織的に設けるとした「福井大学における成績評価異議申立てに関する要項（資料6-6-A-02_00）」を新たに制定し、令和4年度から運用している。要項は「学生便覧」に記載し、申立ての相談窓口をホームページで案内している。具体的な運用にあたっては、担当教員や学生へのヒアリングも含め、手順（資料6-6-A-05_00）に沿って進めることとしている。	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		
	6-6-A-02 (00)福井大学における成績評価異議申立てに関する要項		
	6-6-A-03 (00)学生便覧（抜粋）成績評価異議申立てに関する要項		
	6-6-A-04 (00)ホームページ掲載（成績に関する申し立て）		
	6-6-A-05 (00)異議申立への対応の手順		
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目6-8-2] 【福井県公立学校教員採用試験現役合格者数の増加】 福井県公立学校教員採用試験現役合格者は第2期中期目標期間合計52名に対し、平成28～令和元年度までで109名と2倍を超える実績をあげ、令和3年度も21名が合格し累計は2.5倍に達している。学部生受験者の合格率も第2期中期目標期間末21.7%に対して、第3期中期目標期間は34.3%～50.9%と大幅に向上している。また、卒業予定者対象のアンケートにおいて、ディプロマ・ポリシーに掲げた6つの力を「カリキュラムに沿って真摯に学修に取り組むことを通して修得できたと思うか」という問に対し、肯定的回答の平均は平成28年度65.4%から令和2年度78.5%に向上している。特に、「子どもの成長・発達を支援する力」は平成28年度73%から令和元年度94%、令和2年度86%と非常に高い値を示している。これらは大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られている証左である。</p>			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-8-A] 【地域連携教育の推進(学部卒業研究における附属義務教育学校前期課程の「社会創生科」と地域NOPの連携プロジェクト)】	6-8-A-01 (01)初等3系学生による附属学園での実践(非公表)		
<p>【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-8-A] 【地域連携教育の推進(学部卒業研究における附属義務教育学校前期課程の「社会創生科」と地域NOPの連携プロジェクト)】 上記の教員採用試験現役合格者の大幅な増加については第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。また、「地域連携教育の推進」では、第3期中期目標期間に立ち上げた初等3系(学校・地域連携系)で地域住民ボランティアの活用、小学校合併等、学校と地域に関わる重要課題についての卒業研究が行われ、うち1名は附属義務教育学校前期課程の「社会創生科」と地域NOPの連携プロジェクトとして「ふくリンピック(オリンピック・パラリンピック種目を取り入れた駅前スポーツイベント)」の児童たちの自主企画の進展に大きく貢献した。また、県内5大学の連携教育プログラムによる、福井県や地元産業界と連携して地域に貢献できる人材育成をめざす「ふくい地域創生士」について、県教育委員会がかかげる「ふるさと教育」に貢献できる教員の力量形成につながるこの資格取得を学生に推奨し毎年20名程度が認定されている。これらの取組は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-1-A] 【「アウトカム基盤型教育」の導入】	6-1-A-01 (02)アウトカム基盤型教育の概要		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-1-A] 【「アウトカム基盤型教育」の導入】 平成28年度に「福井大学医学部理念」に関する意見を医学部教職員及び学生等から募り「愛と医術で人と社会を健やかに」を医学部理念として定めた。平成29年度に「理念」に基づき「医学部の教育的」「医学部の人材育成目標」を改定し、医学科は平成30年度、看護学科は令和元年度から「理念」のもとに、卒業時に身につけるべき学修成果としての「アウトカム」（3項目）と、アウトカムを達成するために6年間・4年間で修得すべき能力を「コンピテンシー」（36項目）として定め、それを基にカリキュラムを構成するという、アウトカムに基づく体系的な教育プログラムである「アウトカム基盤型教育」を導入した。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-3-A] 【教育課程及び内容の体系化】	6-3-A-01 (02)自己点検・評価において体系的な水準に関する検証状況が確認できる資料		
[活動取組6-3-B] 【「地域創生の担い手を育み活気あるふくいを創造する5大学連携事業」における地域医療人育成】	6-3-B-01 (02)地域創生の担い手を育み活気あるふくいを創造する5大学連携事業(COC+) (非公表)		
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>[活動取組6-3-A]【教育課程及び内容の体系化】</p> <p>「教育課程及び内容の体系化」への取組として、卒業までの全到達目標（約1,900項目）と全科目の対応を医学部附属教育支援センターにて一元的にモニターし、必要に応じた科目間の調整も行っている。その情報は毎年作成するシラバス各科目の「到達目標」への反映や全体集計を用いたカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー等に纏められ、学生に周知されている。現在運用するカリキュラムは第2期（平成27年度まで）の入学者、臨床実習を充実した平成28年度以降の入学者、さらにアウトカム基盤型カリキュラムにも対応した平成30年度以降の入学者の3種類であるが、教育支援センターにより到達目標すべてと各科目の対応、科目同士の関連性を一覧化し管理することで、カリキュラム変化にも迅速に対応している。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。</p>			
<p>[活動取組6-3-B]【「地域創生の担い手を育み活気あるふくいを創造する5大学連携事業」における地域医療人育成】</p> <p>福井大学全学を挙げて実施する「地域創生の担い手を育み活気あるふくいを創造する5大学連携事業」において、医学科では地域医療の理解と実践、看護学科では地域社会住民の理解や現場で求められる実践的能力の涵養に関わる科目群を設定し、地域医療人の育成を進めた。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考
[活動取組6-4-A] 【診療参加型臨床実習におけるICTシステム「臨床教育支援システム CESS (Clinical Education Supporting System)」の独自開発と運用】	4-1-A-01 ICTシステムによる診療参加型臨床実習の実質化 (CESS) (非公表)	再掲
	4-1-A-03 臨床実習の新機軸「F.CESS」に迫る (ふくだいプレス第37号)	再掲
	4-1-A-02 臨床実習プラットフォーム「F.CESS」 (パンフレット)	再掲
	4-1-A-04 医学科生の“参加型”臨床実習を実現する「F.CESS」を開発 (記者発表)	再掲
[活動取組6-4-B] 【画像医学教育の推進】	6-4-B-01 (02)先進イメージング教育研究センター報告	
	6-4-B-02 (02)医学画像システム	
[活動取組6-4-C] 【コロナ禍における新たな遠隔授業システムの開発整備】	4-1-B-01 医学部の遠隔授業システム「F.MOCE」について (くずりゅう第84号)	再掲
	4-1-B-02 コロナ禍における新たな遠隔授業システム「F.MOCE」を開発 (ふくだいプレス第40号)	再掲
	4-1-B-03 導入壁を軽減したオンライン授業システムの開発 (国大協News59号)	再掲
	4-1-B-04 コロナ禍における新たな遠隔授業システムを開発 (福井大学の特色ある取組2021)	再掲
	4-1-B-05 コロナ禍における新たな遠隔授業システムの開発に係る記者発表について (案内)	再掲
	4-1-B-06 国立大学法人福井大学と民間企業との包括的連携に関する協定書 (非公表)	再掲

【優れた成果が確認できる取組】

[活動取組6-4-A]【診療参加型臨床実習ICTシステム「臨床教育支援システム CESS (Clinical Education Supporting System)」の独自開発と運用】
 診療参加型臨床実習を実質化し学生のアウトカム評価を行うための ICT システムとして「臨床教育支援システム CESS (Clinical Education Supporting System)」(令和3年度より「F.CESS」)を福井大学独自に開発し、平成29年度5年生から附属病院20診療科のうち3診療科でテスト運用し、平成30年度には12診療科(60%)、令和元年度は19診療科(95%)で導入した。CESSは附属病院の電子カルテと連動し、患者情報に合わせてリアルタイムに更新することで診療情報を学生と共有する仕組みであり、学生は担当患者の診療を学生用カルテに記載することができ、令和元年度の5年生各学生は1年間で平均33.6名の患者を担当し151.7回の学生カルテ記載を行っている。また、CESS内に設けられたチャット機能により質問や振り返り等のコミュニケーションが可能であり、これによる教員のフィードバックも各学生に47.6回/年行われている。これらはシステム内でポートフォリオとして記録維持され、学生はカルテ、経験医行為、経験疾患と担当診療科の評価によって自らの実習を振り返ることができる。教員はポートフォリオの閲覧と入院患者のデータとのリンクから各学生の経験不足の患者・疾患の割り振りを行うことができ、各学生が取組んだ一連の実習成果について各診療科の実習終了時にCESS内で評価を実施している。このシステムを利用した令和元年度卒業生は、10診療科では9割の学生が評価点平均70点以上と高い学修成果を上げており、学生の8割がCESSを利用して「カルテ等の文書作成能力が向上した」、「診療に参加している実感が持て、学修意欲が増した」と評価している。本システムの参加型臨床実習の実質化における有用性や、実習ポートフォリオ作成による学生の学修PDCAサイクルの実現は、「文部科学省主催医学歯学教育指導者のためのワークショップ」(平成29年度)において参加大学77大学中1位の取組として選出され、さらに「医学教育の国際標準化への新システム開発」として平成29年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。令和元年度の国際アドバイザー キャシー M. タカヤマ博士による教育評価においても『医学部については、平成28年の教育評価では問題が1つあった。カルテの記入業務に関して、臨床現場と教育現場との間でうまくつながっていない制度上の問題があったが、この問題を解決するために素晴らしい臨床教育支援システム (CESS)を開発し・・・』と非常に高い評価を受けている。以上の臨床実習システムの構築と利用は医学教育質向上において特筆できるものである。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。

【活動取組6-4-B】【画像医学教育の推進】

従前より進めてきた画像医学教育に関して、医学部附属先進イメージング教育研究センターの独自開発によるICT教育システム「ideata2」を用いた教育の充実が図られ、組織病理学標本136症例（71症例の増加）、放射線科及び放射線部9,324症例（1,998症例の増加）、産婦人科51症例（11症例の増加）の教育コンテンツが蓄積利用されている。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【活動取組6-4-C】【コロナ禍における新たな遠隔授業システムの開発整備】

医学部附属教育支援センターと民間企業の産学連携により新たな遠隔授業支援システム「F.MOCE」（Fukui-Medical Online Communication & Education System）を開発した。このシステムは、コロナ禍を背景に、“人が本来すべき”であった授業や指導、支援に時間を割くことができるよう、教員用／学生用のアプリケーションとして独自に開発したものである。分かり易い画面構成を採用し学生のシステム利用への不安を軽減しつつ、教職員の業務効率化を図っている。教員は専用アプリから講義動画やプリント資料などを簡単にアップロードでき、学生に向けた自動配信のほか、学生からの質問・感想なども自動で集計できる。更に体温などを記録するツールも盛り込み、教職員は学生の受講状況とともに健康状態の把握もできる。この「F.MOCE」は、オープンソース・ソフトウェアとしてネット公開・無償配布を行っており、リモート教育の拡大に資している。本取組は、国立大学協会機関紙ホームページなどで紹介され、また各種メディアに取り上げられ、高い注目を得た。さらに令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「特色ある点」として評価された。加えて、医学部のF.CESS及びF.MOCEなどの産学連携実績を基に、福井大学と当該民間企業は令和4年1月に包括連携協定を締結した（令和4年度）。□

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
<p>【活動取組6-6-A】【学生からの成績評価に関する申立ての手続きの見直し】</p> <p>第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された成績評価（成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていることが確認できない）について、成績に関する異議を受け付ける適切な窓口を組織的に設けることとした「福井大学における成績評価異議申立てに関する要項（資料6-6-A-02_00）」を新たに制定し、令和4年度から運用している。要項は「学生便覧」に記載し、申立ての相談窓口をホームページで案内している。具体的な運用にあたっては、担当教員や学生へのヒアリングも含め、手順（資料6-6-A-05_00）に沿って進めることとしている。</p>	6-6-A-01_00福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
	6-6-A-02_00福井大学における成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-A-03_00学生便覧（抜粋）成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-A-04_00ホームページ掲載（成績に関する申し立て）		再掲
	6-6-A-05_00異議申立への対応の手順		再掲
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
<p>【活動取組6-7-A】【組織的な卒業判定の手順】</p> <p>第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された卒業（修了）判定（提出された資料からは、卒業（修了）判定に関する教授会等の審議及び学長の最終決定等に関して規程等において定められていることが認められない。）について、福井大学医学部規程第10条に明記されていることを確認している。</p>	6-7-A-01_02福井大学医学部規程	第10条	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-8-A] 【卒業生の福井県内就職への取組】	6-8-A-01 (02)国家試験合格者の就職先		
	6-8-A-02 (02)福井県学生地域夏期研修		
	6-8-A-03 (02)福井県奨学生交流会		
[活動取組6-8-B] 【大学院進学への取組】	6-8-B-01 (02)医学系研究科博士課程における医学科学生を対象とした履修指導、支援		
	6-8-B-02 (02)博士課程・早期履修コースの拡充(令和3年度外部評価資料)		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-8-A]【卒業生の福井県内就職への取組】 医師国家試験合格者全員が医療機関等に就職し、うち37.6%が福井県内の医療機関に就職し、県内就職率は第2期の35.0%より増加している。また、「地域医療推進講座」(福井県寄附講座)による「福井県学生地域夏期研修」(年10数名参加)、「福井県医師確保修学資金奨学生交流会(春・秋)」(各50名程度参加)を実施し、地域枠関連入試学生の教育に努めている。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			
[活動取組6-8-B]【大学院進学への取組】 大学院医学系研究科への進学を促す目的で、医学科学生が博士課程科目を早期履修できる博士課程科目早期履修コースを福井大学のATM(Advanced Training of Medico-research)プログラム中に設け、その受講者数は増加している。この取組・成果は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考		
<p>【活動取組6-3-A】【JABEE認定の状況】</p> <p>以下のとおり、複数の学科・コースがJABEE認定を受けている（括弧内は認定期間）。認定期間が令和4年3月31日までのものについては、令和4年度に中間審査を受審することとしている。</p> <p>(1) 機械・システム工学科機械工学コース（令和2年4月1日～令和8年3月31日）</p> <p>(2) 建築・都市環境工学科都市環境工学コース（平成31年4月1日～令和4年3月31日）</p> <p>(3) 建築・都市環境工学科建築学コース（平成31年4月1日～令和4年3月31日）</p> <p>(4) 電気電子情報工学科電子物性工学・電気通信システム工学コース（平成31年4月1日～令和4年3月31日）</p> <p>(5) 電気・電子工学科（平成28年4月1日～平成31年3月31日）</p> <p>※(5)は認定期間終了後に(4)に引き継がれている（改組により学科名変更）。</p>	<p>2-3-4-02 JABEE認定審査結果報告書（機械・システム工学科機械工学コース、令和4年3月） <u>（非公表）</u></p>		再掲	
		<p>2-3-4-03 JABEE認定審査結果報告書（建築・都市環境工学科都市環境工学コース、令和2年3月） <u>（非公表）</u></p>		再掲
		<p>2-3-4-04 JABEE認定審査結果報告書（建築・都市環境工学科建築学コース、令和2年3月） <u>（非公表）</u></p>		再掲
		<p>2-3-4-05 JABEE認定審査結果報告書（電気電子情報工学科電子物性工学・電気通信システム工学コース、令和2年3月） <u>（非公表）</u></p>		再掲
		<p>2-3-4-06 JABEE認定審査結果報告書（電気・電子工学科、平成29年3月） <u>（非公表）</u></p>		再掲
	<p>【活動取組6-3-B】【地域ニーズに応える改組】</p> <p>工学分野のミッションの再定義を踏まえ、高度情報化やグローバル化、社会システムの変革が進行する中で、安全・安心な社会を実現するための学びを深める「モノづくり、コトづくり、ヒトづくり」をコンセプトに、平成28年度に工学部を従来の8学科から5学科に再編する改組を行った。再編にあたっては、地域が特に強みを持つ産業への人材供給を一層進めるため、「機械・システム工学科」の中に「原子力安全工学コース」、「物質・生命化学科」の中に「繊維・機能性材料工学コース」を設けた。</p> <p>この取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。</p>	<p>6-3-B-01 (03)平成28年度工学部改組</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>				

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-6-A] 【学生からの成績評価に関する申立ての手続きの見直し】 第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された成績評価(成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていることが確認できない)について、成績に関する異議を受け付ける適切な窓口を組織的に設けた「福井大学における成績評価異議申立てに関する要項(資料6-6-A-02_00)」を新たに制定し、令和4年度から運用している。要項は「学生便覧」に記載し、申立ての相談窓口をホームページで案内している。具体的な運用にあたっては、担当教員や学生へのヒアリングも含め、手順(資料6-6-A-05_00)に沿って進めることとしている。	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
	6-6-A-02 (00)福井大学における成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-A-03 (00)学生便覧(抜粋)成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-A-04 (00)ホームページ掲載(成績に関する申し立て)		再掲
	6-6-A-05_00)異議申立への対応の手順		再掲
[活動取組6-6-B] 【FD委員会による成績分布の平準化に向けた組織的取組】	6-6-B-01 (03)FD委員会による成績分布の平準化に向けた取組(FD委員会議事要旨)(非公表)	8.	
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-6-B] 【FD委員会による成績分布の平準化に向けた組織的取組】 工学部及び大学院工学研究科FD委員会では、厳格な成績評価をより一層進め、学位の質の保証に資するよう、平成30年度から各科目の成績分布を学科にフィードバックしている。令和3年度からは、各学科において科目全体を通した秀の割合が20%程度以内となることを努力目標に設定し、教員に協力を求めている。 これまでの成績分布を検証した結果、令和2年度前期から令和3年度後期にかけて秀の割合(半期ごと、全学科平均)は26%→26%→21%→19%と推移し、工学部全体として分布の平準化が進んだことを確認できた。同委員会では、秀の割合が多い学科や前期・後期で分布に偏りがある学科など、学科ごとの成績評価の特徴についても検証と情報共有を行っており、今後学科レベルでの一層の改善に向けた組織的取組を進めることとしている。			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目6-8-1] 【「標準修業年限×1.5」年内卒業率の改善】</p> <p>第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析の「書面調査シート」において「標準修業年限×1.5」年内卒業率が低い(90%未満)との指摘があった。これは、平成28年度の同卒業率が86.8%と特異的に低い水準であったため、平成28年度～令和元年度の4年間の平均値が90%をわずかに下回る89.4%となったことによる。第3期には、アクティブ・ラーニング(AL)の拡大(注1)、授業外学修時間の増大(注2)など、教員の授業方法の改善や学生の学修への取組が進んで卒業研究着手率が改善しており(注3)、その結果直近4年間(平成30年度～令和3年度)の「『標準修業年限×1.5』年内卒業率」は平均で90.68%となっている。</p> <p>(注1)工学部及び大学院工学研究科FD委員会による活発なFD活動(毎年20回程度の「アクティブ・ラーニング通信」の配信など)により、ALの普及に取組んだ。その結果、工学部におけるALを取入れた専門教育科目の割合は、平成30年度には第3期中期計画で掲げた目標である6割を超えて61.4%となり、令和元年度には69.4%、令和3年度には77.6%と継続して向上している。</p> <p>(注2)工学部学生の1週間の授業外学修時間は平成25年度5.8時間→平成28年度6.9時間→令和2年度10.9時間と向上して令和3年度も10.4時間となり、第3期中期計画で掲げた目標(9.75時間)を超えた。</p> <p>(注3)平成28年度～令和3年度の卒業研究着手率は、現役生については85.8%→84.9%→85.6%→87.9%→87.3%→89.7%、留年生を含む全体では79.5%→77.8%→80.4%→83.3%→81.8%→84.2%と推移し、長期にわたり向上する傾向にある。</p>			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-8-B] 【間接評価と直接評価による学修成果の検証】	6-8-B-01 (03)福井大学の教育・研究に対する意識・満足度調査(工学部) 6-8-B-02 (03)PROGテストによる学修成果の検証		

【優れた成果が確認できる取組】

【活動取組6-8-B】 【間接評価と直接評価による学修成果の検証】

(1)間接評価による検証：令和元年度の意識・満足度調査において、卒業を控えた学生の学修成果を検証した結果、「基礎学力が修得できた」とする肯定的回答（5択中上位3択）の割合が平成27年度の93.0%から令和元年度には95.0%に増加した。同様に、「専門知識や技能」は90.3%→94.2%、「課題探求・問題解決能力、自己学習力」は88.0%→92.1%、「グローバル社会での活躍を志向する態度」は75.0%→78.2%と増加した。平成27年度にはなかった質問項目「創造力」「幅広い視野」「技術者としての倫理観、社会的責任感」（が身についたか）に対する肯定的回答もそれぞれ89.0%、92.1%、92.7%と高い割合であった。このように、卒業を控えた学生のほとんどは、学士力を構成する幅広い能力・資質等についてそれらが身についたと判断した。また、そのように判断する学生の割合は第2期中期目標期間より増加した。これらの成果は第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果（工学部・教育）において「特色ある点」として評価された。

(2)直接評価による検証：PROGテストによるジェネリックスキルの客観的検証を行い、「リテラシー総合」「コンピテンシー総合」ともに第2期からも第3期期首からもレベルが向上したことが確認できた。令和元年度には「コンピテンシー総合」が国公立工学系3年生の平均を上回り、令和3年度も引き続き上回るとともに上回り方が拡大した（0.1→0.16）。平成28年度の学科大括り化の改組によって実現した分野横断的学修環境の中、多様な学生が主体的に学ぶ力を伸長させたことにより、理系では弱いことが知られているコンピテンシーが向上したと考えられる。

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-2-A] 【カリキュラム・ポリシーの策定】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」における指摘（『「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン』等に示されている内容が十分に明文化されていない）についてカリキュラム・ポリシーの点検・見直しを行い、新たにカリキュラム・ポリシーを策定した。	6-2-A-01 (04)国際地域学部カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【活動取組6-3-A】 【PBLによる地域一体型教育】	6-3-A-01 (04)国際地域学部地域連携協議会の役割と成果		
	6-3-A-02 (04)「課題探求プロジェクト(PBL)科目」について		
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-3-A】【PBLによる地域一体型教育】 国際地域学部では地域の企業、自治体、団体等の関係者が参加する「地域連携協議会」を平成28年度に設置し、地域一体型教育のモデルであるPBLへの関与、アドバイザリーボードとして教育研究や学部運営に活用している。また、PBL科目の連携機関は当初目標の30機関を大幅に越え、令和2年度末までに98機関に達している。 上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る達成状況評価において「特色ある点」として評価された。			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【活動取組6-4-A】【アクティブラーニング】	6-4-A-01 (04)国際地域学部教育成果検証報告書		
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-4-A】【アクティブラーニング】 令和元年度現在で、国際地域学部で開講されている全149科目中、アクティブラーニングの要素を取り入れている科目の占める割合は75.8%を記録している。「カリキュラム評価アンケート」では、平均して約90%の学生がアクティブラーニング科目によって「主体的で対話的な深い学び」が実現できたと回答し、また、学部における同科目の中核を占める「課題探求プロジェクト科目」に関しても、約85%の学生から肯定的な回答が寄せられている。 上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-6-A] 【先進的なGPAに基づく米国型13段階評価制度】	6-6-A-01 (04)国際地域学部におけるGPAに基づく13段階評価		
[活動取組6-6-B] 【学生からの成績評価に関する申立ての手続きの見直し】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された成績評価（成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていることが確認できない）について、成績に関する異議を受け付ける適切な窓口を組織的に設けた「福井大学における成績評価異議申立てに関する要項（資料6-6-A-02_00）」を新たに制定し、令和4年度から運用している。要項は「学生便覧」に記載し、申立ての相談窓口をホームページで案内している。具体的な運用にあたっては、担当教員や学生へのヒアリングも含め、手順（資料6-6-A-05_00）に沿って進めることとしている。	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
	6-6-A-02 (00)福井大学における成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-A-03 (00)学生便覧（抜粋）成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-A-04 (00)ホームページ掲載（成績に関する申し立て）		再掲
	6-6-A-05_00)異議申立への対応の手順		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-6-A] 【先進的なGPAに基づく米国型13段階評価制度】 国際地域学部が独自に導入しているGPAに基づく米国型13段階評価制度は、80%以上の大学が5段階のものを採用している国内では、最も段階数が多く、採用校は1%にも満たない。国際的に見ても先進的・先導的なこの評価制度を90%近くの学生が肯定的に捉えていることが、「カリキュラム評価アンケート」の結果から明らかになっている。 上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-7-A] 【学位論文（課題研究）の評価体制・評価方法】	6-7-A-01 (04)国際地域学部における卒業判定の手順		
	6-7-A-02 (04)卒業研究の評価項目と指導に対する満足度		
	6-7-A-03 (04)優等学位		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-7-A] 【学位論文（課題研究）の評価体制・評価方法】 学位論文（卒業論文）の評価に関しては、主査教員が副査教員の意見を踏まえ、7点の評価項目に基づく多角的な観点より100点満点で採点を行っている。そして、これは全国的に見ても珍しい国際地域学部独自の先導的な取組みとなるが、英語圏の大学では往々にして学位の等級が設けられていることを考慮し、教育課程の国際通用性を高めるために、評価がA-以上（90点以上）かつGPA3.5以上の学生に対しては、学生からの申請に応じて「優等学位証明書」を交付している。 上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-8-A] 【外部試験: TOEFL】	6-8-A-01 (04)集中的な英語履修とその成果		
[活動取組6-8-B] 【外部試験: GPS-Academic】	6-8-B-01 (04)GPS-Academicによる学修成果の可視化の取組		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-8-A]【外部試験: TOEFL】 TOEFLの試験は1~2年生に対して定期的に行われており、平成28年度入学生の場合、入学時に平均460点であったTOEFL ITPスコアは英語履修後の最高点平均で513点へと上昇し、特に交換留学を卒業要件としているグローバルアプローチの場合には544点へと大幅に上昇した。 上記の取組・成果は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			
[活動取組6-8-B]【外部試験: GPS-Academic】 令和元年度に初年次と最終年次における思考力の獲得状況を測定するために、2学年を対象にGPS-Academicを実施した結果、4年生の平均スコアが48.5を記録し、1年生のそれ(45.1)を3.4点上回ることとなった(4学年を合わせた全国平均は38.3)。間接的な比較となるが、国際地域学部において4年間学ぶことで涵養される能力がこの数値になって顕れたとみられ、国際地域学部の教育成果をそこに認めることができる。 上記の取組・成果は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針 6-2-1-01 (05)共通教育の教育課程編成の方針		
	6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-2-1] 【共通教育の実施体制】 全学的な共通教育を円滑に実施することを目的とした「共通教育部」は、共通教育部長（教育担当副学長）が議長を務める共通教育部統括会議のもとで、共通教育の実施組織として全学的な視点での共通教育マネジメントを行っている。文京地区（教育学部、工学部及び国際地域学部）と松岡地区（医学部）にそれぞれ共通教育委員会を置き、各地区における共通教育に関する重要事項を審議するとともに、教育の実施にあたっている（資料1-1-C-01～04）。これにより、基本的かつ体系的な共通教育カリキュラムを基盤としつつ、各地区に特化した共通教育カリキュラムのマネジメント、COC+事業に関連する地域志向科目の新設・拡充等を進めている。さらに、共通教育部では定期的に「共通教育フォーラム」を発刊し、共通教育における取組や活動状況を周知している（資料6-3-B-02_ (05)）。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (05)福井大学共通教育履修規程	第2条	
	6-3-1-02 (05)共通教育科目の構成		
	6-3-1-03 (05)共通教育科目区分、授業科目名及び単位数一覧（文京地区）		
	6-3-1-04 (05)共通教育科目区分、授業科目名及び単位数一覧（松岡地区）		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05 (05)ナンバリングコードの付与について		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-03 (05)共通教育科目区分、授業科目名及び単位数一覧（文京地区）		再掲
	6-3-1-06 (05)ナンバリングコード一覧（松岡地区）		
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-01 (00)文京地区シラバス作成要領		
	6-3-2-02 (00)医学科シラバス作成要領		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-2-03 (00)看護学科シラバス作成要領		
	6-3-2-04 (05)シラバス（共通教育科目）		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-04 福井大学学則	第49～51条	再掲
	6-3-3-01 (05)福井大学共通教育科目における単位の認定手続に関する申合せ		
	6-3-3-02 (05)共通教育科目に係る放送大学との単位互換についての申合せ		
6-3-3-03 (05)共通教育科目の外国語科目（英語）における「大学以外の教育施設等における学修」の単位認定に関する申合せ			
6-3-3-04 (05)工学部編入学生における共通教育科目の単位認定及び履修に関する申合せ			
6-3-3-05 (05)福井大学医学部既修得単位認定に関する要項			

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-3-1] 【各学部の修得要件単位】 共通教育科目については、各学部の特性や専門教育とのバランスを考慮して、各学部の修得要件単位を「福井大学共通教育履修規程（資料6-3-1-01_(05)）」に定めている。全学部とも、共通教育科目は同じように構成されているが、以下の通り、修得要件単位は学部ごとに異なったものとなっている。 外国語科目のうち、英語についてはⅠ～Ⅷの8科目が開講されており、教育学部と医学部はⅠ～Ⅳの4科目、工学部はⅠ～Ⅳに加えてe-ラーニング形式のⅤ、Ⅵの計6科目を必修としている。国際地域学部は交換留学を重視する学部の特性に基づいて、英語Ⅰ～Ⅷの8科目に加えて、第二外国語科目Ⅰ～Ⅵの6科目を必修としている。 共通教養科目については、教育学部、工学部、医学部医学科については18単位、国際地域学部については16単位、医学部看護学科については10単位の修得を卒業要件としている。また、教養教育科目を構成する3科目群の修得要件単位についても学部ごとに差を設ける一方、学生が自由に選択できる単位枠を設けている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組6-3-A] 【共通教育におけるカリキュラム改革による、地域志向・問題解決型科目の県内5大学共同開講体制の実現】</p>	<p>6-3-A-01 (05)COC事業からCOC+事業へ</p> <p>6-3-A-02 (05)COC, COC+と全学の教育研究推進体制</p> <p>6-3-A-03 (05)ふくいアカデミックアライアンス (FAA) (非公表)</p> <p>6-3-A-04 (05)COC+事業中間評価結果</p> <p>6-3-A-05 (05)COC+事後評価結果と事業概要</p> <p>6-3-A-06 (05)地域志向教育プログラム改革 (地域コア科目)</p> <p>6-3-A-07 (05)サテライトキャンパス (Fスクエア)</p> <p>6-3-A-08 (05)ふくい地域創生士について</p>		

<p>[活動取組6-3-B] 【語学センターを中心とした英語教育の実施】 「グローバル人材育成推進事業」の支援を受けて平成25年度に開設した「語学センター英語教育部」では、学生の英語コミュニケーション能力を向上させるため、「話す・聞く・読む・書く」の4技能をバランスよく伸ばすコミュニケーション能力の基礎を身につけることができる教育を行っている。また、国際地域学部では、国際的なビジネスの場で活用できる英語を身につけることを目的として、海外留学に必要な英語能力を養うために、共通教育の英語科目を1年次前期に集中して開講し、1年次後期からの英語専門科目の履修につなげている。 さらに、学生が自律的に学修できる「語学開発センター(LDC)」を文京・松岡両キャンパスに設置し、例えば文京キャンパスのLDCには1000種類以上のDVDと2500冊以上の教材を揃えている。また、個人語学演習室が各キャンパスに24ブースずつあり、学生が英語教材の視聴に集中できる環境を整えている。</p>	<p>6-3-B-01 (05)福井大学の国際化に向けた体制</p>		
	<p>6-3-B-02 (05)共通教育フォーラム誌No.16</p>	<p>p. 4</p>	
	<p>6-3-B-03 (05)共通教育フォーラム誌No.24</p>	<p>pp. 4-8</p>	
	<p>6-3-B-04 (05)語学センターパンフレット</p>		
<p>[活動取組6-3-C] 【数理・データサイエンス・AI教育の推進】 数理・データサイエンス・AI分野に関する教育及び研究の一層の推進を目的として、令和3年7月にデータ科学・AI教育研究センター(DAセンター)を設置した。本センターでは、数理・データサイエンス・AI分野に関して、学内外の教育研究組織や地域社会と連携協力し、高度専門職業人としてデータサイエンスやAIを利用して課題を解決できる能力を身につけた人材を分野横断的に育成することに取組むこととしている。 共通教育部では、従来から開講している「情報処理基礎(全学必修)」に加え、DAセンターと連携し、令和3年度から「データサイエンス実践基礎力育成プログラム」を展開している。同プログラムでは、共通教育科目(選択)として「数理・データサイエンス入門」及び「統計入門」を開講し、受講した学生から好評を得ている。</p>	<p>6-3-C-01 (05)データ科学・AI教育研究センター概要</p>		
	<p>6-3-C-02 (05)データサイエンス実践基礎力育成プログラム概要</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-3-A] 【共通教育におけるカリキュラム改革による、地域志向・問題解決型科目の県内5大学共同開講体制の実現】 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」(平成27年度~令和元年度COC+事業)の責任大学として県内他4大学との協働体制を整備し、その一環としての共通教育におけるカリキュラム改革により、地域志向・問題解決型科目の県内5大学共同開講体制を実現した。他大学と共同利用するサテライトキャンパスを、福井県の支援により大学連携センター「Fスクエア」として設置し、地域志向科目を目的とした共同開講科目を実施していることなど、平成28年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。 また、COC+事業においては、地域の持続的発展に貢献する人材の育成を目標として、地域でのインターンシップ等を含む指定科目において優秀な成績を修めた学生を地域に貢献できる人材として認定する「ふくい地域創生士」、更にその中で顕著な地域貢献活動を行った者を「ふくい地域創生士アワード」として表彰する制度を設けた。これらの取組を含む本学のCOC+事業は、中間及び事後評価とも最も高いS評価を受けた。さらに、COC+事業終了後、これらの連携体制を県内全ての8高等教育機関が参画する「ふくいアカデミックアライアンス(FAA)」へと発展させ、地域貢献推進体制を学内及び全県的に整備し、地域社会との連携を強化している。</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	1-3-1-04 福井大学学則	第42条	再掲
	6-4-1-01 (00)令和4年度福井大学文京・敦賀キャンパス授業日程 6-4-1-02 (02)令和4年度福井大学松岡キャンパス授業日程		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	1-3-1-04 福井大学学則	第43条	再掲
	6-3-1-01 (05)福井大学共通教育履修規程	第3条	再掲
	6-4-1-01 (00)令和4年度福井大学文京・敦賀キャンパス授業日程 6-4-1-02 (02)令和4年度福井大学松岡キャンパス授業日程		再掲 再掲
	・シラバス 6-3-2-04 (05)シラバス(共通教育科目)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-04 (05)シラバス(共通教育科目)		再掲
	6-4-3-01 (00)福井大学WebシラバスURL 6-4-3-02 (00)全学教務学生委員会等議事要旨(非公表)		
	2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	第8条	再掲
	2-1-A-05 教育に係る自己点検・評価(モニタリング)の実施依頼	別紙1 点検項目 6	再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス 6-3-2-04 (05)シラバス(共通教育科目)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		

<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-4-3] 【シラバスの作成・確認】 シラバスの作成について、全学教務学生委員会を通じて、各部局に作成要領に沿ってシラバスを作成するよう依頼している。併せて、教育に係る自己点検評価の一環として、毎年度実施する「モニタリング（資料2-1-A-05）」において、シラバスの記入についてそれぞれの部局で確認するよう求めており、シラバスへの記入を組織的に確認する体制を令和4年度に構築している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (05)新入生オリエンテーション関係資料		
	6-5-1-02 (05)共通教育履修の手引き（抜粋）共通教育科目の履修方法		
	6-5-1-03 (05)学生便覧（抜粋）医学部履修規程		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	4-2-1-01 福井大学学生指導助言要項		再掲
	6-5-2-01 (00)ラーニングアドバイザー		
	6-5-2-02 (00)語学学習サポート		
	6-5-2-03 (00)チャットボット		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (05)シラバス（令和3年度キャリア教育科目）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)外国人留学生チューターマニュアル		
	6-5-4-02 (00)外国人留学生チューター申合せ		
	4-2-3-07 語学学習サポートU-PASSの概要・利用者数・利用者の声		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)交換留学プログラムAコースカタログ（令和4年度）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-05 障がい学生支援パンフレット		再掲

	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-5-A] 【キャリア教育をベースにした就職活動サポート体制と「キャリア教育プラットフォーム」の構築】	6-5-A-01 (05)キャリア教育と就職支援の流れ		
	6-5-A-02 (05) キャリア教育プラットフォームプログラム		
	6-5-A-03 (05) 福井大学卒業生の高い就職率と低い離職率		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>[活動取組6-5-A] 【キャリア教育をベースにした就職活動サポート体制と「キャリア教育プラットフォーム」の構築】</p> <p>共通教育において「キャリアデザインA」及び「キャリアデザインB」の2科目を開講し、社会人基礎力の強化と目標を捉えた行動計画を立てられる力の育成を図り、学生の自己成長と自己認知力の強化を促している。また、これと並行して「インターンシップ」科目を開講することによって、福井県交流文化部定住交流課主催の「ふくいインターンシップ」への参加に向けて、学生が学修を通じて自らの価値観や行動特性を再認識するとともに、就業体験により社会人基礎力を更に強化することを促進している。このキャリア教育を基礎に、キャリアセンター、キャリア支援課等が実践的な情報提供とスケジュール管理を行い、年間を通じて就職活動をサポートすることによって、キャリア教育と就職支援の体系化を実現している。</p> <p>これに加えて、キャリア教育を更に充実させるために、令和4年度から主に就職内定者や新社会人を対象とした科目「キャリアデザインC」を開講し、学生と新社会人がともに学ぶリカレント教育を導入する。これを共通教育以外のキャリア・リカレント教育と連動させることによって、「学びの母港」に資する「教育プラットフォームプログラム」を構築し、社会ニーズに柔軟に対応した優秀な人材の育成を図るとともに、本学の強みである高い就職率（複数学部を有する国立大学の就職率において14年連続第1位）・低い離職率（全国平均の約3分の1）の維持につなげることとしている。なお、このような顕著な就職率と定着率は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る達成状況評価結果において「優れた点」として評価された。</p>			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	1-3-1-04 福井大学学則	第46条	再掲
	6-6-A-02 (00)福井大学における成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-3-1-01 (05)福井大学共通教育履修規程	第6条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		再掲
	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)学生便覧(抜粋)成績評価基準等に関する規程		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	6-6-2-02 (05)共通教育履修の手引き(抜粋)成績評価と単位の修得		
	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (05)共通教育科目成績分布(文京地区)(非公表)		
	6-6-3-02 (05)医学科成績分布(非公表)		
	6-6-3-03 (05)看護学科成績分布(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-04 (05)共通教育委員会資料 成績分布表の使用方法(非公表)		
	6-6-3-05 (05)教育プログラムの点検・評価		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程	第12条	再掲
	6-6-A-02 (00)福井大学における成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-A-03 (00)学生便覧(抜粋)成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-A-04 (00)ホームページ掲載(成績に関する申し立て)		再掲
	6-6-A-05 (00)異議申立への対応の手順		再掲
・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ			

・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-01 (00)国立大学法人福井大学法人文書管理規程	p.16（成績処理に関するもの5年）	
6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
該当なし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
該当なし

【改善を要する事項】
該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (00)学生生活実態調査報告書2019 6-8-3-02 (00)教育・研究に対する意識・満足度調査（教育学部） 6-8-3-03 (00)教育・研究に対する意識・満足度調査（医学部医学科） 6-8-3-04 (00)教育・研究に対する意識・満足度調査（医学部看護学科） 6-8-3-05 (00)教育・研究に対する意識・満足度調査（工学部） 6-8-3-06 (00)教育・研究に対する意識・満足度調査（国際地域学部）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)就職先へのアンケートによる人材育成状況の検証		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：教職大学院認証評価（教員養成評価機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-1-A] 【コースごとのディプロマ・ポリシーの策定】 ディプロマ・ポリシーの点検・見直しを行い、各コース（授業研究・教職専門性開発コース、ミドルリーダー養成コース、学校改革マネジメントコース）に応じたディプロマ・ポリシーを新たに策定した。	6-1-A-01 (06)連合教職開発研究科ディプロマ・ポリシー		
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-3-A] 【カリキュラム・ポリシーの策定】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」における指摘（『「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン』等に示されている内容が十分に明文化されていない）についてカリキュラム・ポリシーの点検・見直しを行い、新たにカリキュラム・ポリシーを策定した。	6-2-A-01 (06)連合教職開発研究科カリキュラム・ポリシー 6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		再掲
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-3-A] 【体系性と水準の定期的な点検を行う仕組み】	6-3-A-01 (06)教育課程連携協議会及び運営協議会について		
	6-3-A-02 (06)院生による教育課程の評価		
	6-3-A-03 (06)拠点校・連携校による教育課程の評価		
	6-3-A-04 (06)教育研究者による教育課程の評価		
	6-3-A-05 (06)国際協力機関による教育課程の評価		
[活動取組6-3-B] 【教育課程の編成の視覚化】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る達成状況の「書面調査シート」における指摘（提出された資料からは、教育課程の編成が体系性を有していることが確認できない）について、本研究科の教育課程の編成を視覚化するため、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを新たに作成した。	6-3-B-01 (06)連合教職開発研究科カリキュラム・マップ		
	6-3-B-02 (06)連合教職開発研究科カリキュラム・ツリー		
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-3-A] 【体系性と水準の定期的な点検を行う仕組み】 本研究科の教育課程の体系性と水準については、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科が毎月発行するニュース・レターにて、院生、拠点校・連携校の管理職、教育委員会、教育関係者よりフィードバックを得ることで内外からの評価が不断に行われる仕組みを構築している。また、福井県教育委員会、福井県教育総合研究所、市町の教育委員会の担当者、拠点校・連携校の管理職が年2回一同に会し協議する「運営協議会」及び、令和元年度からは同日開催の「教育課程連携協議会」にて、全関係者による教育課程の点検・工夫・改善の実施が行われ、水準が維持され、本教育課程は、教育委員会、拠点校・連携校、国内外の教育関係者や機関等から極めて高い評価を受けている。 これらの取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-4-A] 【「学校拠点方式」に基づく教職専門性開発の拡大】	6-4-A-01 (06)4月月間カンファレンスグループ表		
	6-4-A-02 (06)4月月間カンファレンスレジュメ		
	6-4-A-03 (06)拠点校・連携校との連携状況		
	6-4-A-04 (06)遠隔授業実施時の授業レジュメ		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-4-A] 【「学校拠点方式」に基づく教職専門性開発の拡大】 第2期中期目標期間よりWeb会議システムの活用により、年複数回、福井県嶺南地区、東京との双方向型の遠隔授業を実現している。平成30年度からは奈良・岐阜へと拡大している。さらに、首都圏の現職教員院生が東京のキャンパスで学修が行えるよう「東京キャンパス」を設置している。これらの取組により、社会的ニーズに応じたより広範な地域での「学校拠点方式」に基づく教職専門性開発の拡大が展開・計画されており、広い範囲での成果が期待されている。 これらの取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-5-A] 【学修環境の充実（二の宮キャンパス開設）】	6-5-A-01 (06)二の宮キャンパスの概要（非公表）		
	6-5-A-02 (06)附属義務教育学校との共同研究体制		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-5-A] 【学修環境の充実（二の宮キャンパス開設）】 平成30年度、附属義務教育学校内に福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科の二の宮キャンパスを開設した。キャンパス内には、コラボレーションホール、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教員の協働研究室及び会議室が設置され、附属義務教育学校教員との組織的な共同研究体制のもと、各種カンファレンスや院生支援が実現され、学修環境が向上している。また、同キャンパスには国際教職開発センターと独立行政法人教職員支援機構の地域センターが設置されており、地域・国際の教師教育の拠点としての役割を果たしている。 これらの取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【活動取組6-6-A】【到達目標を考慮した判断の基準の検討】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る達成状況の「書面調査シート」における指摘（標語を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準が組織として定められていることが認められない）について、判断基準等は「成績評価基準等に関する規程」、「成績評価のガイドライン」等で組織的に定められていることを確認した。	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第29条の5	再掲
	6-6-A-01 (06)福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科規程	第13条	
	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
	6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		再掲
【活動取組6-6-B】【学生からの成績評価に関する申立ての手続きの見直し】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された成績評価（成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていることが確認できない）について、成績に関する異議を受け付ける適切な窓口を組織的に設けるとした「福井大学における成績評価異議申立てに関する要項（資料6-6-A-02_00）」を新たに制定し、令和4年度から運用している。要項は「大学院学生便覧」に記載し、申立ての相談窓口をホームページで案内している。具体的な運用にあたっては、担当教員や学生へのヒアリングも含め、手順（資料6-6-A-05_00）に沿って進めることとしている。	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
	6-6-A-02 (00)福井大学における成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-B-01 (00)大学院学生便覧（抜粋）成績評価異議申立てに関する要項		
	6-6-A-04 (00)ホームページ掲載（成績に関する申し立て）		再掲
	6-6-A-05 (00)異議申立への対応の手順		再掲
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-8-A] 【学校改革・授業カリキュラム改革の取組とそれに関わる実践研究】	6-8-A-01 (06)実践研究(非公表)		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-8-A] 【学校改革・授業カリキュラム改革の取組とそれに関わる実践研究】 ほぼすべての学部卒院生が教員として就職し、高い教員就職率を維持している。また、拠点校・連携校において、学校改革・授業カリキュラム改革の取組とそれに関わる実践研究が修了生を中心に積み重ねられており、一部は著作として刊行されている[福井大学教育学部附属義務教育学校研究会(2018)『福井発プロジェクト型学習』東洋館出版社、金子奨・高井良健一・木村優編(2018)『「協働の学び」が変えた学校：新座高校学校改革の10年』大月書店、等]。その展開は世界からも注目されており、平成30年5月にパリで開催されたOECD主催の国際会議にて、附属義務教育学校教諭(修了生)と本学コーディネーターリサーチャー(修了生)がそれぞれ実践報告を行った。			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-2-A] 【カリキュラム・ポリシーの策定】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された教育課程方針（『「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン』等に示されている内容が十分に明文化されていない）について、カリキュラム・ポリシーの点検・見直しを行い、新たにカリキュラム・ポリシーを策定した。	6-2-A-01 (07)医学系研究科修士課程カリキュラム・ポリシー		
	6-2-A-02 (07)医学系研究科博士課程カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		再掲
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-3-A] 【専門看護師課程の新設と充実】	6-3-A-01 (07)学生のニーズに沿った履修科目の見直し		
	6-3-A-02 (07)専門看護師教育課程新設（令和3年度外部評価資料）		
[活動取組6-3-B] 【認定看護師課程の新設と充実】	6-3-B-01 (07)認定看護師教育課程新設（令和3年度外部評価資料）		
[活動取組6-3-C] 【大学院シラバスの点検・見直し】 大学院修士および博士課程委員会において現行の大学院シラバスの点検・見直しを行った。その結果、シラバスを全て改定し、令和4年度より新たな様式（記入例）に沿ってシラバスを作成することとした。あわせて、令和4年度より、自己点検評価の一環である教育課程のモニタリングにおいて、シラバスの記入状況を確認することとしている。	6-3-C-01 (07)大学院シラバスの点検・見直し（非公表）		
	6-3-C-02 (07)大学院シラバス共通様式（記入例含む）		
	2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項	第8条	再掲
	2-1-A-05 教育に係る自己点検・評価（モニタリング）の実施依頼		再掲
[活動取組6-3-D] 【研究指導計画の整備と学生への明示】 (1)第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された教育課程の編成、授業科目の内容（提出された資料からは、大学院課程において研究指導計画の作成及び学生への明示について明文化されていることが認められない）について、大学院医学系研究科規程において「学生の入学後の各年度に、学生に対し研究指導計画を明示する。」を改めて明文化した。あわせて、医学系研究科修士課程委員会及び博士課程委員会のそれぞれにおいて、当該規程に沿った具体の福井大学大学院医学系研究科修士（博士）課程研究指導計画の作成・導入を本年度中に図ることとしている。 (2)研究指導計画の学生への明示は、今後、入学時のオリエンテーションにおいて行うとともに、2年次以降は学年の開始時に学生に改めて周知し、指導教員はそれを踏まえて研究課題への具体的な取組み方を学生と協議し、追加して示すべきスケジュール等がある場合には速やかに明示することとしている。	6-3-D-01 (07)福井大学大学院医学系研究科規程	第5条の2第3項	
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-3-A] 【専門看護師課程の新設と充実】 専門看護師制度は、複雑で解決が難しい看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上を図ることを目的としている。修士課程では、災害看護及びがん看護についての専門看護師教育課程（CNS）に続き、平成30年度には、高齢者に対する看護への社会ニーズを踏まえて、老年看護専門看護師教育課程（老年看護CNS）を新設し、令和元年度に4名が入学した。災害看護専門看護師教育課程（災害看護CNS）は全国で3研究科のみが実施しており、平成28年度には5名の福井大学修了生が国内初の災害看護専門看護師と認定された（全国で8名が認定）。これまでに、災害看護CNS修了生9名、及びがん看護CNS修了生4名の全員が認定審査に合格し専門看護師に認定されている。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			
[活動取組6-3-B] 【認定看護師の新設と充実】 修士課程では、看護師のリカレント教育として、地域医療高度化教育研究センター看護キャリアアップ部門（看護キャリアアップセンター）において、慢性呼吸器疾患看護分野及び手術看護分野の認定看護師教育課程を開講し、認定看護師育成を行っている。平成24～平成27年度では、慢性呼吸器疾患看護分野112名と手術看護分野19名、合計131名の認定看護師を育成し、第3期中期目標期間（平成28～令和元年度）では慢性呼吸器疾患看護分野107名と手術看護分野52名、合計159名の認定看護師を育成した（第2期中期目標期間より21%増加）。また、慢性呼吸器疾患看護分野は、平成27年度から現在まで我が国唯一の教育課程であり、全国の慢性呼吸器疾患看護認定看護師の68.3%が福井大学修了生として我が国の呼吸器疾患看護の質の維持・向上に貢献している。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-5-A] 【大学院進学への取組】	6-8-B-01 (02)医学系研究科博士課程における医学科学生を対象とした履修指導、支援		再掲
	6-8-B-02 (02)博士課程・早期履修コースの拡充 (令和3年度外部評価資料)		再掲
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-5-A]【大学院進学への取組】 博士課程では、福井大学医学科生及び卒業後臨床研修中の医師を対象に、研究意欲のある医学科生の支援及び卒業後臨床研修期間での大学院進学がスムーズに行えることを目的に、早期履修コース及び初期研修同時履修コース(ATM: Advanced Training of Medico-research)を実施している。平成29年度には、早期履修コース対象の医学部医学科生を3年次生以上に拡大して、優秀な医学科学生の大学院進学促進を図った。その結果、医学科学生で早期履修コースを利用する学生数が平成27年度0名、平成28年度0名、平成29年度4名、平成30年度5名、令和元年度8名と、増加した。今後、医学科卒業生の博士課程への進学が増加することが期待される。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【活動取組6-6-A】 【成績分布表の作製】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された成績分布（医学系研究科専門教育の授業科目毎に成績分布が明らかにされていることが確認できない。）について、大学院修士および博士課程委員会において授業科目毎の成績分布を明らかにし、分析した。博士課程では、成績分布の分析結果を令和4年度以降の講義形式の検討に資した。	6-6-A-01 (07)修士課程・成績分布（非公表）		
	6-6-A-02 (07)博士課程・成績分布（非公表）		
	6-6-A-03 (07)科目別成績分布に基づく講義形式の検討（非公表）		
【活動取組6-6-B】【学生からの成績評価に関する申立ての手続きの見直し】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された成績評価（成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていることが確認できない）について、成績に関する異議を受け付ける適切な窓口を組織的に設けるとした「福井大学における成績評価異議申立てに関する要項（資料6-6-A-02_00）」を新たに制定し、令和4年度から運用している。要項は「大学院学生便覧」に記載し、申立ての相談窓口をホームページで案内している。具体的な運用にあたっては、担当教員や学生へのヒアリングも含め、手順（資料6-6-A-05_00）に沿って進めることとしている。	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
	6-6-A-02 (00)福井大学における成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-B-01 (00)大学院学生便覧（抜粋）成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-A-04 (00)ホームページ掲載（成績に関する申し立て）		再掲
	6-6-A-05 (00)異議申立への対応の手順		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[活動取組6-8-A] 【大学院生による研究成果】	6-8-A-01 (07)博士課程学生の学位論文、科研費獲得、受賞		
[活動取組6-8-B] 【「標準修業年限×1.5」年内修了への指導体制の強化】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された「標準修業年限×1.5」年内修了率が低い（70%未満）ことについて、医学系研究科博士課程小委員会・博士課程委員会において検討を行い、3年次の中間発表（大学院生発表会）の時期を早めること、及び中間発表時に博士論文完成までの進捗度や今後の作業等の必要事項を「研究題目提出用紙」として提出し、その上で博士課程委員（教授）が討論することにより、「標準修業年限×1.5」年内に修了できるように指導する体制を強化した。	6-8-B-01 (07)委員会での検討（博士課程小委員会議事要旨他）（非公表） 6-8-B-02 (07)研究題目提出用紙 1-3-2-08 福井大学大学院医学系研究科課程委員会要項 5-2-1-01 福井大学大学院医学系研究科博士課程小委員会要項	第7条	再掲 再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-8-A]【大学院生による研究成果】 博士課程では、学位論文を投稿した雑誌のインパクトファクター（IF）は、第2期中期目標期間後半から継続して3.0以上を維持している。第3期中期目標期間は、IF10以上の著名な雑誌への学位論文掲載が増加した結果、年度平均IFは第2期中期目標期間の3.06から3.25に増加した。また、博士課程学生の修了時における受賞歴をみると、第2期中期目標期間と比べて受賞件数（75%増加）、受賞人数（30%増加）ともに大幅に増加した。特に国際学会での受賞が3倍以上に増加している。さらに、国際学会発表が平成29年度から著明に増加している。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (08)博士前期課程ディプロマ・ポリシー		
	6-1-1-02 (08)博士後期課程ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (08)博士前期課程カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (08)博士後期課程カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (08)博士前期課程ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-1-1-02 (08)博士後期課程ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (08)博士前期課程カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-2-1-02 (08)博士後期課程カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (08)博士前期課程教育課程表		
	6-3-1-02 (08)博士後期課程教育課程表		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-03 (08)博士前期課程カリキュラム・ツリー		
	6-3-1-04 (08)博士前期課程カリキュラム・マップ		
	6-3-1-05 (08)博士後期課程カリキュラム・フロー		
	6-3-1-06 (08)博士後期課程カリキュラム・マップ		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-07 (08)ナンバリングのルールと例		
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-1-01 (00) シラバスシステムURL		
	6-3-2-02 (08)シラバス (博士前期課程 共通科目)		
	6-3-2-03 (08)PBL一覧 (博士前期課程 共通科目)		
	6-3-2-04 (08)シラバス (博士前期課程 産業創成工学専攻)		
	6-3-2-05 (08)シラバス (博士前期課程 安全社会基盤工学専攻)		
	6-3-2-06 (08)シラバス (博士前期課程 知識社会基礎工学専攻)		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	6-3-2-07 (08)シラバス (博士後期課程 全科目)		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第32条 第34条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	6-3-3-01 (08)福井大学大学院工学研究科規程	第7条 第7条の2	
	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (08)福井大学大学院工学研究科規程	第3条 第8条 第9条～第13条	再掲
	6-3-4-01 (08)大学院工学研究科の指導教員・論文審査に関するQ & A (非公表)		

	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-3-01 (08)福井大学大学院工学研究科規程	第5条第7項(1) 第6条第4項	再掲
	6-3-4-02 (08)博士前期課程研究指導計画	大学院設置基準第十四条の二への対応	
	6-3-4-03 (08)博士後期課程研究指導計画	大学院設置基準第十四条の二への対応	
	6-3-4-04 (08)博士前期課程プログラム・オブ・スタディ等計画書		
	6-3-4-05 (08)博士後期課程研究指導計画書		
	6-3-4-06 (08)博士前期課程新入生オリエンテーション		
	6-3-4-07 (08)博士後期課程新入生オリエンテーション		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-02 (08)博士前期課程研究指導計画		再掲
	6-3-4-03 (08)博士後期課程研究指導計画		再掲
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-02 (08)博士前期課程研究指導計画	「研究遂行・研究成果公開時の注意事項」の1.	再掲
	6-3-4-03 (08)博士後期課程研究指導計画	「研究遂行・研究成果公開時の注意事項」の1.	再掲
	6-3-4-07 (08)博士後期課程新入生オリエンテーション	p. 17	再掲
	6-3-4-08 (08)論文不正防止パンフレット		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-07 福井大学ティーチング・アシスタント実施要項		再掲
	6-3-4-09 (08)福井大学リサーチ・アシスタント実施要項		
	6-3-4-10 (08)T・A任用方針等の申合せ		
	2-5-6-01 ティーチング・アシスタント制度について(個別説明用資料、全学共通)		再掲
	2-5-6-02 ティーチング・アシスタントに対するガイダンス資料(全学共通)		再掲
	6-3-4-11 (08)ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの採用実績		
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
<p>【分析項目6-3-4】【研究指導計画の整備と学生への明示】</p> <p>大学院設置基準第十四条の二が求めている「研究指導の計画」について、大学院学則第29条5において学生への明示を定め、博士前期課程では「工学研究科規程」第5条第7項第1号において、また、博士後期課程では同規定の第6条第4項において、学生への明示を規定している。資料6-3-4-02_(08)と6-3-4-03_(08)がそれぞれ博士前期課程と博士後期課程の研究指導計画である。</p> <p>研究指導計画の学生への明示は、入学時のオリエンテーションにおいて行うとともに、2年次以降は学年の開始時に学生ポータルを通して学生に改めて周知し、指導教員はそれを踏まえて研究課題への具体的な取組み方を学生と協議し、追加して示すべきスケジュール等がある場合には速やかに明示することとしている。</p> <p>なお、研究指導計画の中では、学会講演会での発表や学術論文誌への投稿等を推奨するとともに、研究倫理の観点から研究遂行・研究成果公開時の注意事項も明記している（博士後期課程では、オリエンテーションにおいて不正防止パンフレット「研究者のみなさまへ～責任ある研究活動を目指して～」も配付し、研究倫理に関する学生の理解の深化を図っている）。</p>		
<p>【分析項目6-3-4】【プログラム・オブ・スタディ等計画書（博士前期課程）及び研究指導計画書（博士後期課程）の活用】</p> <p>博士前期課程においては、大学院設置基準第十四条の二で求められている研究指導計画に加え、プログラム・オブ・スタディ等計画書（資料6-3-4-04_(08)）を導入している。これは、各学生と指導教員集団（主旨指導教員と副指導教員からなるプログラム・オブ・スタディ・コミティー）が協働して作成した2年間を通じた科目履修の計画及び修士論文研究の進め方についての大まかな方向性等を記載するものであり、指導教員と学生が共有して科目履修と修士論文研究が効果的かつスムーズに進むことを目的としている。</p> <p>博士後期課程においては、大学院設置基準第十四条の二で求められている研究指導計画に加え、研究指導計画書（資料6-3-4-05_(08)）を導入している。研究指導計画書は、博士前期課程のプログラム・オブ・スタディ等計画書よりも研究面に重きをおいたものであり、個々の学生は指導教員との相談のもとで作成した博士論文研究の構想を記載するとともに、指導教員は研究テーマの内容を踏まえた指導の計画を記載し、指導教員と学生が共有する。研究指導計画書は、工学研究科長に提出される。</p>		
<p>【分析項目6-3-4】【ティーチング・アシスタントに対する指導】</p> <p>ティーチング・アシスタントに対しては、令和3年度までは授業担当教員や指導教員が個別に業務内容、注意すべき事項、事務手続きなどについて資料2-5-6-01に基づいて説明を行ってきたが、令和4年度からはそれに加え資料2-5-6-02を用いて大学院入学時のオリエンテーションの機会を捉えてガイダンスを行っている。</p>		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに 箇条書きで記述すること。		
<p>【活動取組6-3-A】【経営感覚とアントレプレナー精神を備えた高度専門技術者の育成】</p>	<p>6-3-A-01 (08)工学研究科（博士前期課程）の改組に係る基本計画書</p> <p>6-3-A-02 (08)創業型実践大学院工学教育コース</p> <p>6-3-A-03 (08)技術経営カリキュラム修了認定証</p>	<p>経営技術革新工学コースの説明： p. 71 p. 87 p. 103 p. 107など</p>
<p>【活動取組6-3-B】【敦賀キャンパスにおける学部・大学院一貫の原子力教育】</p>	<p>6-3-B-01 (08)敦賀キャンパスにおける原子力教育</p> <p>6-3-B-02 (08)つるが原子力セミナー</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		

【優れた成果が確認できる取組】

[活動取組6-3-A] 【経営感覚とアントレプレナー精神を備えた高度専門技術者の育成】

令和2年4月に改組した博士前期課程では、将来の産業構造の変革に対応できる人材へのニーズを踏まえ、スペシャリストとジェネラリストの能力・資質を兼ね備えた高度専門技術者の輩出を一層すすめることを目指している。その柱として、「経営技術革新工学コース」を産業創成工学専攻の中に設けるとともに、改組前から成果をあげてきた副専攻「創業型実践大学院工学教育コース」（全専攻の学生対象）についてもその内容を一部見直した上で引き続き設置し、経営感覚とアントレプレナー精神を備えた高度専門技術者の育成を進めている。副専攻では、一定の高い要件を満たした学生に対し、技術経営に係る体系的な知識・能力を修得した証として「技術経営カリキュラム修了認定証」を学長名で授与し、その学修成果を可視化している。修了証が授与された学生からは、「物事の先を見ること、現時点での強みや弱みを理解して分析しようとする姿勢が身についた」「就職活動で資格の欄に書くことができた」など、好評を得ている。

[活動取組6-3-B] 【敦賀キャンパスにおける学部・大学院一貫の原子力教育】

本学は多くの原子力発電所が立地する県の国立大学として原子力人材の育成を重視しており、工学研究科は附属国際原子力工学研究所と協力して、地の利を活かした高度で実践的な原子力教育を行っている。平成28年度の工学部改組を機に「原子力安全工学コース」が設置され学部段階における原子力教育の基盤が整ったことを踏まえ、平成30年度には原子力に係る専門教育・研究の拠点を、県内12の原子力関連機関に近く附属国際原子力工学研究所を擁する敦賀キャンパスに移設した。これにより、同研究所と協力して同一キャンパス内で学士課程と大学院課程の原子力教育を一貫して行う体制を整備し、国内では数少ない学部-大学院一貫の原子力人材育成プログラムを実施している。同プログラムでは、東日本大震災以降に高まってきた「実践的な原子力専門教育、原子力規制教育、廃止措置教育」などの社会的要請に応え、日本原子力発電敦賀総合研修センターが所有する原子力発電教育用シミュレータ等の地元の原子力施設を活用した実習を実施するなど、福井ならではの実践的教育による原子力人材の育成を行っている。これらの取組においては、文部科学省や原子力規制庁の競争的外部資金（「国際原子力人材育成イニシアティブ事業」「原子力規制人材育成事業」など）を活用して教育内容の質の向上を図るとともに、高専、他大学、学外研究機関との連携を強化し大学の枠を超えた原子力教育基盤の整備を行うなど、福井モデルとして国内の原子力教育を先導している。

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第35条の3	再掲
	1-3-1-04 福井大学学則	第42条	再掲
	6-4-1-01 (00)学年暦		
	6-4-1-01 (00)令和4年度福井大学文京・敦賀キャンパス授業日程		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第35条の3	再掲
	1-3-1-04 福井大学学則	第43条	再掲
	6-4-1-01 (00)学年暦		再掲
	6-4-1-01 (00)令和4年度福井大学文京・敦賀キャンパス授業日程		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-01 (00)シラバスシステムURL		再掲
	6-3-2-02 (08)シラバス(博士前期課程 共通科目)		再掲
	6-3-2-04 (08)シラバス(博士前期課程 産業創成工学専攻)		再掲
	6-3-2-05 (08)シラバス(博士前期課程 安全社会基盤工学専攻)		再掲
	6-3-2-06 (08)シラバス(博士前期課程 知識社会基礎工学専攻)		再掲
	6-3-2-07 (08)シラバス(博士後期課程 全科目)		再掲
	[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)	
6-3-1-01 (00)シラバスシステムURL			再掲
6-3-2-02 (08)シラバス(博士前期課程 共通科目)			再掲
6-3-2-03 (08)PBL一覧(博士前期課程 共通科目)			再掲
6-3-2-04 (08)シラバス(博士前期課程 産業創成工学専攻)			再掲
6-3-2-05 (08)シラバス(博士前期課程 安全社会基盤工学専攻)			再掲
6-3-2-06 (08)シラバス(博士前期課程 知識社会基礎工学専攻)			再掲
6-3-2-07 (08)シラバス(博士後期課程 全科目)			再掲
6-4-3-01 (00)シラバスデータの作成・更新の依頼			
6-4-3-02 (00)シラバス作成要領			
2-1-2-01 福井大学における教育の内部質保証に関する要項		第8条	再掲
2-1-A-05 教育に係る自己点検・評価(モニタリング)の実施依頼		点検項目6	再掲

<p>[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<p>・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）</p>		
	<p>6-4-4 教育上主要と認める授業科目</p>		再掲
	<p>・シラバス</p>		
	<p>6-3-1-01 (00) シラバスシステムURL</p>		再掲
	<p>6-3-2-02 (08)シラバス (博士前期課程 共通科目)</p>		再掲
	<p>6-3-2-03 (08)PBL一覧 (博士前期課程 共通科目)</p>		再掲
	<p>6-3-2-04 (08)シラバス (博士前期課程 産業創成工学専攻)</p>		再掲
	<p>6-3-2-05 (08)シラバス (博士前期課程 安全社会基盤工学専攻)</p>		再掲
	<p>6-3-2-06 (08)シラバス (博士前期課程 知識社会基礎工学専攻)</p>		再掲
	<p>6-3-2-07 (08)シラバス (博士後期課程 全科目)</p>		再掲
<p>[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること</p>	<p>・CAP制に関する規定</p>		
<p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院学則</p>		
<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） 6-5-3-01 (08)長期インターンシップ実施手引書	派遣実績： pp. 14-15	
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01 (00)外国人留学生チューターマニュアル		再掲
	6-5-4-02 (00)外国人留学生チューター申合せ		再掲
	6-5-4-01 (08)令和3年度外国人留学生チューター配置状況		
	4-2-3-07 語学学習サポートU-PASSの概要・利用者数・利用者の声		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-03 (00)交換留学プログラムAコースカタログ（令和4年度）		再掲
	6-5-4-02 (08)博士前期課程時間割表		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-03 (08)工学研究科大学院生に対する支援の実績		
	4-2-4-05 障がい学生支援パンフレット		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 6-5-4-04 (08)工業日本語特論I・II履修者数		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料 6-5-4-03 (08)工学研究科大学院生に対する支援の実績		再掲

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。	
【活動取組6-5-A】 【プログラム・オブ・スタディ・コミティーによる指導】	6-5-A-01 (08)博士前期課程修了時の学生による教育・研究指導に対する評価
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす	
【優れた成果が確認できる取組】	
【活動取組6-5-A】 【プログラム・オブ・スタディ・コミティーによる指導】 博士前期課程においては、プログラム・オブ・スタディ・コミティー（POS-C）による集団指導を行っている。各学生に対して主指導教員と副指導教員からなるPOS-Cを定め、学生は博士前期課程で修得したい知識・技能、希望する研究分野や内容、将来の希望進路について、POS-Cと相談しながら、2年間を通した科目履修の計画と修士論文研究の進め方についての大まかな方針を立てる。2年次の初めには、履修計画や研究の進め方について改めてPOS-Cと一緒に確認する。これは、大学院GP「学生の個性に応じた総合力を育む大学院教育」（平成19年度～21年度）で導入しGP終了時に高く評価された取組を、その後も改良を加えながら10年以上にわたり実施しているものであり、カリキュラムのオーダーメイド化によるコースワークの質の向上と集団指導体制による研究指導の組織的実施がその特色である。修了時の学生に対するアンケート調査では、POS-Cの制度のもとで受けた教育及び研究指導に対する評価（5点満点）が、平成27年度3.94→28年度4.09→29年度4.05→30年度4.21→令和元年度4.22→2年度4.47と上昇傾向を示した。令和2年度の博士前期課程改組による新しい教育課程で学んだ学生が修了する令和3年度からは教育に対する評価と研究指導に対する評価を分けて尋ねており、令和3年度修了生からは、教育に対し4.18、研究指導に対し4.50の高い評価を得た（いずれも5点満点）。このように、POS-Cによる集団指導体制のもとでの教育・研究指導は学生から高く評価されている。	
【改善を要する事項】	
該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
	6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
	6-3-4-06 (08)博士前期課程新入生オリエンテーション	p. 16	再掲
	6-3-4-07 (08)博士後期課程新入生オリエンテーション	p. 7	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (08)博士前期課程及び博士後期課程のGPA分布（令和3年度）（非公表）		
	6-6-3-02 (08)博士前期課程及び博士後期課程の科目ごとの成績分布（令和3年度）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (08)工学部及び大学院工学研究科教育委員会議事要旨（令和3年11月）（非公表）	議題4	
	6-6-3-04 (08)工学部及び大学院工学研究科教育委員会議事要旨（令和4年3月）（非公表）	議題3	
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程	目的：第4条	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料	
6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程			再掲
6-6-A-02 (00)福井大学における成績評価異議申立てに関する要項			再掲
6-6-B-01 (00)大学院学生便覧（抜粋）成績評価異議申立てに関する要項			再掲
6-6-A-04 (00)ホームページ掲載（成績に関する申し立て）			再掲
6-6-A-05 (00)異議申立への対応の手順			再掲
・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ			
・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類			
6-6-4-01 (00)国立大学法人福井大学法人文書管理規程		別表第2の11「教育・研究関係業務」	再掲
6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		7.	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目6-6-4] 【学生からの成績評価に関する申立ての手続きの見直し】</p> <p>第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された成績評価(成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていることが確認できない)について、成績に関する異議を受け付ける適切な窓口を組織的に設けるとした「福井大学における成績評価異議申立てに関する要項(資料6-6-A-02_(00))」を新たに制定し、令和4年度から運用している。要項は「大学院学生便覧」に記載し、申立ての相談窓口をホームページで案内している。具体的な運用にあたっては、担当教員や学生へのヒアリングも含め、手順(資料6-6-A-05_(00))に沿って進めることとしている。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第36条 第37条	再掲
	6-7-1-01 (00)福井大学学位規程	第2章 第3章	
	6-3-3-01 (08)福井大学大学院工学研究科規程	第5条 第6条	再掲
	6-3-1-01 (08)博士前期課程教育課程表	課程表下部の「履修方法及び注意事項」に詳細な履修要件を記載	再掲
	6-3-1-02 (08)博士後期課程教育課程表	課程表下部の「履修方法及び注意事項」に詳細な履修要件を記載	再掲
	6-7-1-02 (08)福井大学大学院工学研究科博士後期課程において優れた業績を上げた者の早期修了に関する取扱要項		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)福井大学学位規程	第2章 第3章	再掲
	6-7-1-03 (08)福井大学修士(工学)学位授与に関する取扱要項		
	6-7-1-04 (08)福井大学修士(工学)学位授与の議決に関する申合せ	第1条第6項	
	6-7-1-05 (08)福井大学博士(工学)学位授与に関する取扱要項		
	1-3-2-09 福井大学工学部教授会規程		再掲
	1-3-2-10 福井大学大学院工学研究科教授会規程		再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-1-03 (08)福井大学修士(工学)学位授与に関する取扱要項	修士論文の審査基準：第5条の2	再掲
	6-7-1-05 (08)福井大学博士(工学)学位授与に関する取扱要項	博士論文の審査基準：第13条の2	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-1-03 (08)福井大学修士(工学)学位授与に関する取扱要項		再掲
	6-7-1-04 (08)福井大学修士(工学)学位授与の議決に関する申合せ	第1条第6項	再掲
	6-7-1-05 (08)福井大学博士(工学)学位授与に関する取扱要項		再掲

<p>[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること</p>	<p>・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>6-7-3-01 (08)修了要件等の学生への周知（大学院学則、学位授与に関する取扱要項へのリンク）</p> <p>6-7-3-02 (08)リンク先の「大学院学則」</p> <p>6-7-3-03 (08)リンク先の「修士（工学）学位授与に関する取扱要項」</p> <p>6-7-3-04 (08)リンク先の「博士（工学）学位授与に関する取扱要項」</p> <p>6-3-4-06 (08)博士前期課程新入生オリエンテーション</p> <p>6-3-4-07 (08)博士後期課程新入生オリエンテーション</p>	<p>修了要件： 第36条 第37条</p> <p>審査基準： 第5条の2</p> <p>審査基準： 第13条の2</p> <p>p. 9 p. 17</p> <p>p. 4 p. 5 p. 11</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること</p>	<p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>6-7-4-01 (08)代議員会議事要旨（非公表）</p> <p>6-7-4-02 (08)工学部及び大学院工学研究科教授会並びに部門会議事要旨（非公表）</p> <p>6-7-4-03 (08)博士後期課程委員会議事録（非公表）</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等</p> <p>6-7-1-03 (08)福井大学修士（工学）学位授与に関する取扱要項</p> <p>6-7-1-05 (08)福井大学博士（工学）学位授与に関する取扱要項</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p> <p>6-7-1-03 (08)福井大学修士（工学）学位授与に関する取扱要項</p> <p>6-7-1-05 (08)福井大学博士（工学）学位授与に関する取扱要項</p> <p>6-7-4-04 (08)論文審査委員の決定（博士前期課程）（非公表）</p> <p>6-7-4-05 (08)公聴会の例（博士前期課程）</p> <p>6-7-4-06 (08)論文審査委員の決定（博士後期課程）（非公表）</p> <p>6-7-4-07 (08)公聴会日程表（博士後期課程）</p>	<p></p> <p>議題2</p> <p>議題4</p> <p>議題1</p> <p></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p></p> <p></p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p></p>
<p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>	<p></p>	<p></p>

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
<p>【分析項目6-7-1】【代議員会に付託する審議事項】</p> <p>「工学部教授会規程（資料1-3-2-09）」第7条第2項及び「工学研究科教授会規程（資料1-3-2-10）」第7条第2項において、一部の事項については代議員会に付託して議決させることができるとしている。付託する事項は工学部教授会規程の別表、工学研究科教授会規程の別表に定めている。なお、博士後期課程には、付託先として、少数の代表者から構成される博士後期課程代議員会に加え、博士後期課程研究指導担当の資格を有する教授全員で構成される博士後期課程委員会を置いている。博士後期課程代議員会と博士後期課程委員会はいずれも工学研究科教授会規程第7条の規定に基づいて設置され、どちらも代議員会として位置づけられるが、区別のため構成員が少ない会議体に代議員会の名称を用いている。博士後期課程委員会は博士論文の合否・修了判定のみを扱う。</p>	
<p>【分析項目6-7-4】【修了判定】</p> <p>修士論文の合否並びに博士前期課程の修了に係る審議は、「工学研究科教授会規程（資料1-3-2-10）」の別表のとおり工学研究科教授会から工学部及び大学院工学研究科代議員会に付託されている。同代議員会においては、「代議員会議事要旨（資料6-7-4-01_08）」に例示するように、単位の修得状況及び修士論文に係る論文審査と最終試験の結果を確認の上、修了判定を行っている。さらに、教授会において修了判定の結果を確認している（資料6-7-4-02_08）。</p> <p>博士論文の合否並びに博士後期課程の修了に係る審議は、「工学研究科教授会規程（資料1-3-2-10）」の別表のとおり工学研究科教授会から工学研究科博士後期課程委員会に付託されている。同委員会においては、「博士後期課程委員会議事録（資料6-7-4-03_08）」に例示するように、単位の修得状況及び博士論文に係る論文審査と最終試験の結果を確認の上、修了判定を行っている。博士後期課程委員会は研究指導担当の資格を有する教授全員で構成されるため、同委員会における修了判定の結果を改めて教授会の場で確認することは行わない。</p>	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
該当なし	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>	
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (08)博士前期課程学生が取得した資格の例(令和4年3月修了生)		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (08)質の高い雑誌に掲載された大学院生が筆頭著者の論文の例(令和3年度)		
	6-8-1-03 (08)博士前期課程学生の受賞・表彰の例(令和4年3月修了生)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (00)令和3年度学校基本調査卒業後の状況調査票		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (08)平成29年度意識・満足度調査(博士前期課程)		
	6-8-3-02 (08)平成29年度意識・満足度調査(博士後期課程)		
	6-8-3-03 (08)平成30年度意識・満足度調査(簡略版)(博士前期課程)		
	6-8-3-04 (08)平成30年度意識・満足度調査(簡略版)(博士後期課程)		
	6-8-3-05 (08)令和元年度意識・満足度調査(博士前期課程)		
	6-8-3-06 (08)令和元年度意識・満足度調査(博士後期課程)		
	6-8-3-07 (08)令和2年度意識・満足度調査(博士前期課程)		
	6-8-3-08 (08)令和2年度意識・満足度調査(博士後期課程)		
	6-8-3-09 (08)新カリキュラムに対する博士前期課程学生からの意見聴取(工学部及び工学研究科教育委員会)(非公表)		
	6-8-3-10 (08)令和2年度大学院生と教員の意見交換会(非公表)		
6-8-3-11 (08)令和3年度工学教育をともに考える学生と教員の意見交換会(非公表)			

<p>[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</p> <p>6-8-4-01 (08)修了後一定期間を経過した修了生に対するアンケート（概要と結果）（非公表）</p>		
<p>[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</p> <p>6-8-5-01 (08)就職先へのアンケートによる人材育成状況の検証（概要と結果）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-8-1] 【「標準修業年限×1.5」年内修了率の改善に向けた取組】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において「標準修業年限×1.5」年内修了率が低いとの指摘があった。博士前期課程では基準（85%）を超えていたことから、博士後期課程において基準（70%）を下回っていたことに対する指摘であると判断される。博士後期課程では、地域産業界の技術者に対するキャリアアップ支援の観点から社会人学生を積極的に受入れており、特に令和元年度までの好況下においては社会人学生が本務に割く時間が増えて在籍期間の長期化傾向が強まったことが「標準修業年限×1.5」年内修了率が低い一因となっていた。対策として、長期履修制度の活用を進めて改善を図ることとしている。具体的には、学生が無理なく博士論文研究に取り組めるよう長期履修制度の積極的な利用について教員への働きかけを強化し、特に社会人学生の指導教員に対しては工学研究科長がヒアリングを行って学位取得までの見直しを確認し、入学後1年間の進捗状況によっては長期履修制度の利用を検討するよう依頼している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組6-8-A] 【社会ニーズに応える良好な人材輩出状況】</p>	<p>6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）</p> <p>6-8-5-01 (08)就職先へのアンケートによる人材育成状況の検証（概要と結果）</p> <p>6-8-A-01 (08)専攻別就職先業種</p>		<p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>[活動取組6-8-B] 【博士前期課程修了生の学修成果の把握】 令和2年度改組を機に「博士前期課程における達成報告書」（修了時に全学生が提出）を導入し、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力・資質等の獲得状況や学会発表や論文出版などの成果を把握できるようにした。これにより、教育課程と研究活動を通して得られた多様な学修成果を個々の学生から収集する仕組みが整った。令和4年3月修了生による報告書からは、専門知識や幅広い視野などディプロマ・ポリシーを構成するすべての知識・能力等の修得状況について9割以上の学生が肯定的に回答するとともに、国内学会と国際学会をあわせて1人あたり1.6件の割合で対外的な成果発表を行っているなどの良好な学修成果が確認できた。令和2年度の改組で重視した「スペシャリストとジェネラリストの両方の資質・能力の修得」についても肯定的な回答が9割を超えた。 令和4年度には外部のアセスメントテスト（PROGテスト）により、トランスファラブルスキルを含む学修成果の直接評価を大学院課程において行うこととしている。 令和4年度から工学研究科の教育内部質保証体制のもと教育課程のモニタリングを毎年度実施することが決まっており、達成報告書やPROGテストの結果の分析をモニタリングの中に位置付け、学修成果に基づいた教育の質の改善・向上の取組を組織的に進めている。</p>	<p>6-8-B-01 (08)博士前期課程における達成報告書（様式）</p> <p>6-8-B-02 (08)改組後の教育課程で学んだ博士前期課程学生（令和4年3月修了）の学修成果</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			

【優れた成果が確認できる取組】

【活動取組6-8-A】【社会ニーズに応える良好な人材輩出状況】

以下のとおり、工学研究科の修了生は、高い就職率のもと、専門性を活かして希望に沿った就職を果たし、企業側等就職先も優秀な人材を確保できたと考えている。これは、工学研究科が高い学修成果を身につけた大学院生を多数輩出し、社会ニーズに応えていることの証左である。

- (1) 博士前期課程修了生の過去5年間の就職率は98.9%→99.3%→100%→99.6%→99.6%であり、工学系修士修了生の平均就職率約93%（令和3年度「学校基本調査」による）を大幅に上回っている。また、令和2年度の改組により社会ニーズを踏まえ設置した3専攻がその目的に沿った人材を適切な産業分野に輩出している（「専攻別就職先業種（資料6-8-A-01_(08)）」）。
- (2) 博士の学位取得者の就職が社会問題化する中、博士後期課程修了生の過去5年間の就職率は100%→100%→92.0%→100%→94.1%と極めて良好である。これは、平成25年度の博士後期課程改組により学際性・実践力を育成するコースワークを導入し、大学等の研究職だけではなく企業の第一線でも活躍できる人材の育成をすすめてきたことの成果であり、修了生は専門性を活かし多様な分野に進路を見い出している（「専攻別就職先業種（資料6-8-A-01_(08)）」）。
- (3) 令和元年度の意識・満足度調査において修了を控えた大学院生に進学・就職先への満足度を尋ねた結果、肯定的な回答が大多数を占めた（5択中上位2択と3択までの回答が、博士前期課程ではそれぞれ77%と96%、博士後期課程ではそれぞれ71%と100%）。
- (4) 知識・能力、実行力、リーダーシップ、態度など多くの項目について、就職先企業等からの工学研究科修了生に対する評価が第2期から向上しており、工学研究科修了生の採用に満足しているとの回答が平成25年度92%→令和元年度95%と増加した（「就職先へのアンケートによる人材育成状況の検証（概要と結果）（資料6-8-5-01_(08)）」）。

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針 6-1-1-01 (09)国際地域マネジメント研究科ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (09)国際地域マネジメント研究科カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (09)国際地域マネジメント研究科ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (09)国際地域マネジメント研究科カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (09)福井大学大学院国際地域マネジメント研究科履修規程	別表	
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-02 (09)カリキュラム・マップ		
	6-3-1-03 (09)カリキュラム・ツリー		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-04 (09)ナンバリングコード一覧		
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-01 (09)シラバス		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	・ 明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第32条 第34条	再掲
	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p>		
	<p>6-3-1-01 (09)福井大学大学院国際地域マネジメント研究科履修規程</p>		再掲
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-5-02 (09)国際地域マネジメント研究科教育課程連携協議会要項</p>		
	<p>6-3-5-03 (09)国際地域マネジメント研究科教育課程連携協議会開催実績</p>		
	<p>6-3-5-04 (09)第2回教育課程連携協議会議事メモ（非公表）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目6-3-5】【教育課程連携協議会の運用】 当研究科では、6～7月及び11～12月に、海外実地研修の実施依頼や受験生勧誘等の目的で企業訪問を実施しており、その中で教育課程連携協議会の個々の委員の元へも訪問し、当研究科のカリキュラムに関する意見交換やその他の情報交換を行っている。このように年度の途中で個々の委員と面談し、個別にご意見をいただいているので、改めて協議会を開催することは各委員にとっては本来業務への支障が懸念されるため、この個別の面談をもって事実上の1回目とし、改めて当該年度のカリキュラムが終了した時点で一堂に会する形で協議会を開催し、当該年度の総括を行うこととしている。国際地域マネジメント研究科教育課程連携協議会要項においては「原則、年2回開催する」とあるが、このようなやり方で教育課程連携協議会に課せられた役割は十分に果たされている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-3-A】 【地域創生に資する専門職大学院の新設】</p>	<p>6-3-A-01 (09)第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果</p>	<p>p. 3</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組6-3-A】【地域創生に資する専門職大学院の新設】 83の企業、11の自治体のトップに直接面談し企業や自治体の現状と課題を踏まえ、福井県内及び近隣の企業や自治体で、グローバル化対応の中核となり、リーダーとしてこれを推進することが期待される30歳から40歳前後の人材を主な対象とし、国際・地域分野とマネジメント分野を中心に学び、大学院生各人のニーズに応じた外国語の研鑽を積むとともに、海外実地研修で国際感覚を養い、履修した科目の内容を実施で体得すること等を特色とする地域密着・協働型の実践的なりカレント教育を行う「国際地域マネジメント研究科」を令和2年4月に設置したことについて、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「優れた点」として評価された。</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第35条の3	再掲
	1-3-1-04 福井大学学則	第42条	再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第35条の3	再掲
	1-3-1-04 福井大学学則	第43条	再掲
	6-4-1-01 (00)令和4年度福井大学文京・敦賀キャンパス授業日程		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバス		
	6-3-2-01 (09)シラバス		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (09)シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・シラバス		
	6-3-2-01 (09)シラバス		再掲
	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (09)シラバス		再掲
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・CAP制に関する規定		
	6-3-1-01 (09)福井大学大学院国際地域マネジメント研究科履修規程	第5条	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・大学院学則		
	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第31条	再掲
	6-4-6-01 (09)国際地域マネジメント研究科規程	第6条	
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01 (09)令和4年度前期授業カレンダー</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-4-9] 【社会人学生への配慮】 国際地域マネジメント研究科では、授業時間を平日火、木曜日の6限（18：00～19：30）、7限（19：40～21：00）及び土曜日の1限（8：45～10：15）、2限（10：30～12：00）、3限（13：00～14：30）、4限（14：45～16：15）と、社会人の院生が通学しやすいように時間割を編成しており、平日6・7限目の授業は学生が場所を問わず受講できるようオンラインで実施している。なお、コロナ禍においては、食堂等の混雑回避のため学部の午後の授業が30分後ろ倒しになっている関係で、研究科の授業についても平日夜間の授業開始時間が40分後ろ倒しになっている。 また、総合図書館は平日6時～22時まで、休日9時～16時まで利用することができるほか、学生が24時間利用できる「院生研究室」を設置している。「院生研究室」へは暗証番号を入力することでいつでも入室でき、暗証番号は新入生オリエンテーション時に説明している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） 6-5-3-01 (09)海外実地研修A～Cの研修内容に関する指針		
	6-5-3-02 (09)海外実地研修派遣実績一覧（非公表）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01 (00)外国人留学生チューターマニュアル		再掲
	6-5-4-02 (00)外国人留学生チューター申合せ		再掲
	4-2-3-07 語学学習サポートU-PASSの概要・利用者数・利用者の声		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-03 (00)交換留学プログラムAコースカタログ（令和4年度）		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 4-2-4-05 障がい学生支援パンフレット		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
<p>【活動取組6-5-A】【国際感覚の醸成と履修科目の内容の体得】 国際感覚の醸成と履修した科目の内容を実地で体得すること等を目的として「海外実地研修」を実施している。令和3年度は、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）文化局において研修を実施した。本研修は、文化政策・開発に関する文化プログラムの実施や、ユネスコ加盟国の文化政策の開発と実施を担い、プログラムへの参加やプロジェクトの計画・実施、ユネスコ内外の関係者との会議準備や参加を通して、国際機関や国連システムの業務とその役割に対する学びを深め、国際的な場での組織運営について体験的に習得する内容となっている。</p> <p>また、県内企業の海外ショールームでの研修においては、ニューヨーク・ショールームにおける顧客対応、営業、商品管理業を体験するとともに、県内各社の現地支店における業務ヒアリング及び院生の所属企業の製品の販売可能性について調査・交渉を実施する内容となっている。</p> <p>学生からは「ニューヨークでの研修時に、越前和紙の端材でプロデュースした手提げ袋を現地企業に売り込み、受注に結び付けることができた」等の研修成果の報告があり、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う特色ある取組となっている。</p>	6-5-3-02 (09) 海外実地研修派遣実績一覧（非公表）		再掲
	6-5-A-01 (09) 福井大学の特色ある取組2022	p. 5	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	1-3-1-05 福井大学大学院学則		再掲
	6-4-6-01 (09)国際地域マネジメント研究科規程	第11条	再掲
	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-2-01 (09)シラバス		再掲
	6-3-5-01 (09)大学院学生便覧	pp. 86-88	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (09)科目別成績分布図 (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (09)令和4年度第2回福井大学大学院国際地域マネジメント研究科教務・学生部会		
	6-6-3-03 (09)福井大学大学院国際地域マネジメント研究科教務・学生部会設置要項		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
6-6-3-03 (09)国際地域マネジメント研究科最終報告書の審査基準に関する申合せ (非公表)			
6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲	
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-A-02 (00)福井大学における成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-A-01 (00)福井大学における成績評価基準等に関する規程		再掲
	6-6-B-01 (00)大学院学生便覧 (抜粋) 成績評価異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-A-04 (00)ホームページ掲載 (成績に関する申し立て)		再掲
	6-6-A-05 (00)異議申立への対応の手順		再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類			

	6-6-4-01 (00)国立大学法人福井大学法人文書管理規程	別表第2の11「教育・研究関係業務」	再掲
	6-2-1-02 (00)福井大学における多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン	項目7	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定			
	1-3-1-05 福井大学大学院学則	第38条の6	再掲	
	6-7-1-01 (00)福井大学学位規程	第3章の2	再掲	
	・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	6-7-1-01 (00)福井大学学位規程	第3章の2	再掲	
	6-7-1-02 (09)第25回国際地域マネジメント研究科委員会資料（非公表）			
	6-7-1-03 (09)第25回国際地域マネジメント研究科委員会議事要旨（非公表）			
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-3-5-01 (09)大学院学生便覧	pp. 64-74	再掲	
	6-7-3-01 (09)修業年限及び修了に必要な修得単位数（大学ホームページ）			
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-1-02 (09)第25回国際地域マネジメント研究科委員会資料（非公表）		再掲	
	6-7-1-03 (09)第25回国際地域マネジメント研究科委員会議事要旨（非公表）		再掲	
	6-6-3-03 (09)国際地域マネジメント研究科最終報告書の審査基準に関する申合せ（非公表）		再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料				
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目6-7-4】【修了判定】 専門職学位課程の修了に関する審議は、初めに国際地域マネジメント研究科教務・学生部会（資料6-6-3-03_(09)）において、各学生の単位修得状況と修了できる者を確認し、研究科委員会に提案する修了判定（案）（「研究科委員会資料」資料6-7-1-02_(09)の「資料1」）を作成している。その後、研究科委員会において、提案により審議を行い、各学生の単位修得状況を改めて確認した上で、最終的な修了判定を行っている（「研究科委員会議事要旨」資料6-7-1-03_(09)）。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (00)令和3年度学校基本調査卒業後の状況調査票 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (09)令和3年度福井大学の教育研究に対する意識・満足度調査結果（国際地域マネジメント研究科）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-8-1] 【標準修業年限内の修了率】 当研究科では、2年次後期に長期（3～4週間程度から半年）の海外実地研修を必修としており、受入先企業・機関の協力を得て実施することとしている。しかしながら、直近2年コロナ禍の影響で、特にアジアでの海外実地研修について渡航が困難となり、ニューヨークやパリで研修を実施した一部の院生を除き、海外実地研修を国内の海外業務を主とする企業や外資系企業における語学の運用も含めた研修によって代替した。当研究科に入学した社会人学生の多くはこのような代替措置によって標準修業年限（2年間）内に修了したが、他方、所属企業側や学生本人の意向で海外での研修を希望する2名（他の単位はすでに修得済み）については修了を延長して次年度に海外実地研修に取組むこととした。その結果、収容人員8名のところ6名のみが修了したため、標準修業年限（2年間）内の修了率が75%となった。現在、コロナ禍の中で院生全員が支障なく海外実地研修を履修できるよう、各方面との交渉を進めている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
該当なし			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
該当なし			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
該当なし			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
該当なし			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
該当なし			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			